

(12)特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(43) 国際公開日
2003年11月20日 (20.11.2003)

PCT

(10) 国際公開番号
WO 03/096204 A1

(51) 国際特許分類⁷: G06F 15/00, 12/14, 17/60, H04L 9/32

(71) 出願人(米国を除く全ての指定国について): ソニー株式会社 (SONY CORPORATION) [JP/JP]; 〒141-0001 東京都品川区北品川6丁目7番35号 Tokyo (JP).

(21) 国際出願番号: PCT/JP03/05604

(72) 発明者; および

(22) 国際出願日: 2003年5月2日 (02.05.2003)

(75) 発明者/出願人(米国についてのみ): 中野 雄彦 (NAKANO,Takehiko) [JP/JP]; 〒141-0001 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニー株式会社内 Tokyo (JP). 小室 輝芳 (KOMURO,Teruyoshi) [JP/JP]; 〒141-0001 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニー株式会社内 Tokyo (JP).

(25) 国際出願の言語: 日本語

(74) 代理人: 稲本 義雄 (INAMOTO,Yoshio); 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目11番18号711ビルディング4階 Tokyo (JP).

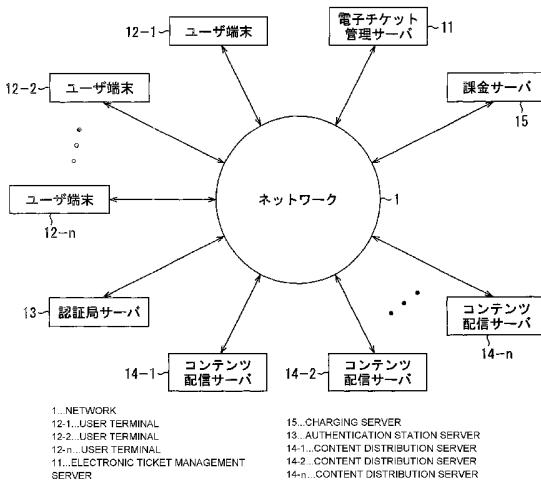
(26) 国際公開の言語: 日本語

(30) 優先権データ:
特願2002-136533 2002年5月13日 (13.05.2002) JP

[続葉有]

(54) Title: INFORMATION PROCESSING DEVICE AND METHOD, INFORMATION PROCESSING SYSTEM, RECORDING MEDIUM, AND PROGRAM

(54) 発明の名称: 情報処理装置および方法、情報処理システム、記録媒体、並びにプログラム



(57) Abstract: An information processing device and method, an information processing system, a recording medium, and a program capable of acquiring information not limited by a device when they have a right to acquire information circulating via a network. A user terminal (12) transmits an electronic ticket having its digital signature to an electronic ticket management server (11) and requests for information used to access a content distribution server (14) distributing a content corresponding to the electronic ticket. The electronic ticket management server (11) checks the digital signature to judge whether the electronic ticket is authentic. If the signature is judged to be authentic, the electronic ticket management server (11) transmits to the user terminal (12) an encryption key for accessing the content distribution server, the key being stored in the server (11). The user terminal (12) accesses the content distribution server (14) by using the encryption key and receives a content distribution. The present invention can be applied to a content distribution system.

WO 03/096204 A1

(57) 要約: 本発明は、ネットワークを介して流通する情報を取得する権利を所有するとき、機器に制限されことなく情報を取得することができるようとした情報処理装置および方法、情報処理システム、記録媒体、並びにプログラムに関する。ユーザ端末12は、自らの電子署名つきの電子チケットを電子チケット管理サーバ11に送付し、その電子チケットに対応するコンテンツを配信するコンテンツ配信サーバ14にアクセスするための情報を要求する。電子チケット管理サーバ11は、電子署名を確認して電子チケッ

[続葉有]



(81) 指定国(国内): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NI, NO, NZ, OM, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW.

(84) 指定国(広域): ARIPO 特許 (GH, GM, KE, LS, MW, MZ, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア特許 (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ特許

(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IT, LU, MC, NL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OAPI 特許 (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:
— 國際調査報告書

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

トが正当なものであるか否かを判定し、正当なものである時、自らで記憶しているコンテンツ配信サーバにアクセスするための暗号鍵をユーザ端末12に送付する。ユーザ端末12は、受信した暗号鍵を用いてコンテンツ配信サーバ14にアクセスして、コンテンツの配信を受ける。本発明は、コンテンツを配信するシステムに適用することができます。

明細書

情報処理装置および方法、情報処理システム、記録媒体、並びにプログラム

技術分野

5 本発明は、情報処理装置および方法、情報処理システム、記録媒体、並びにプログラムに関し、特に、コンテンツプロバイダがコンテンツを配信するシステムにおいて、コンテンツプロバイダに支払われるコンテンツの対価を、コンテンツの配信を受けるユーザの評価に応じて設定できるようにした情報処理装置および方法、情報処理システム、記録媒体、並びにプログラムに関する。

10

背景技術

インターネットなどのネットワークを通じて音楽や映画コンテンツを配信するサービスが普及しつつある。

このようなネットワークを利用した音楽や映画コンテンツの配信においては、
15 まず、コンテンツの利用を希望するユーザが、暗号を解くためのデータ、いわゆる鍵データをコンテンツの配給元から購入することで、配信されるコンテンツへのアクセス権を購入する。さらに、コンテンツの配給元は、配信するコンテンツをその鍵データに対応する手法で暗号化し、これをユーザに配信する。ユーザは、この鍵データを用いて配信されたコンテンツを復号して、元のコンテンツを再生
20 する。

しかしながら、上記の鍵データは、ユーザが購入する際に、コンテンツ配給元にアクセスする際に使用した機器に記憶されることで、その機器がその鍵データを用いて暗号化されたコンテンツを復号することで使用できる構成となっている。このため、鍵データを購入した際に使用した機器以外の他の機器に鍵データだけ
25 を移すと言つたことができない。結果として、ユーザは、この鍵データ（すなわち、コンテンツデータへのアクセス権）を購入したにもかかわらず、例えば、他の機器を利用してコンテンツにアクセスすると言つたことができず、他の機器で

使用するには、さらにもう 1 つの鍵データを購入せざるを得ないという課題があった。また、鍵データを機器間で移動させることができないため、この鍵データそのものをユーザ間でプレゼントすると言ったことができないという課題があつた。

5

発明の開示

本発明はこのような状況に鑑みてなされたものであり、アクセス権を鍵データによって管理するのではなく、アクセス権の所有者の情報だけを管理することにより、アクセス権を所有する本人であることが確認されれば、機器やアクセス権の購入者に限らず、コンテンツへのアクセスを自由にできるようにするものである。

本発明の第 1 の情報処理装置は、所定の情報を取得する権利を示す電子チケットを記憶する記憶手段と、電子チケットを識別するチケット ID と、チケット ID に対する電子署名をその他の情報処理装置に送信する送信手段と、チケット ID と電子署名に基づいて、その他の情報処理装置より送信されてくる所定の情報を取得するための暗号鍵を受信する受信手段と、受信手段により受信された暗号鍵を使用して、所定の情報を取得する取得手段とを備えることを特徴とする。

前記電子チケットには、チケット ID に加えて、取得可能な所定の情報を識別するアクセス情報 ID、チケット ID、またはアクセス情報 ID に対する電子署名を含ませるようにすることができる。

前記アクセス情報 ID には、所定の情報のインターネット上の URL を含ませるようにすることができる。

前記記憶手段には、電子チケットに加えて、電子チケットに含まれる情報に対する電子署名と、電子チケットに含まれる情報に対する電子署名の検証用の公開鍵、電子チケットの所有者を識別するユーザ ID、並びに公開鍵、およびユーザ ID に対する電子署名を含むユーザ証明書を記憶するようにすることができ、

送信手段には、電子チケットと共に、電子署名、およびユーザ証明書をその他の情報処理装置に送信させるようにすることができる。

前記電子チケットの所有者を識別するユーザ ID を、所有者とは異なる他の所有者にユーザ ID に変更するようにその他の情報処理装置に要求する要求手段を
5 さらに設けるようにすることができる。

前記要求手段が、電子チケットの所有者を識別するユーザ ID を、所有者とは異なる他の所有者のユーザ ID に変更するように、その他の情報処理装置に要求するとき、変更に伴う対価を設定する対価設定手段をさらに設けるようにするこ
とができる。

10 前記対価設定手段には、変更に伴う対価を所有者により設定された対価とする
ようにさせることができる。

前記対価設定手段には、変更に伴う対価を他の所有者により設定された対価と
するようにさせることができる。

前記所定の情報には、映画、または、音楽を含ませるようにすることができる。

15 本発明の第 1 の情報処理方法は、所定の情報を取得する権利を示す電子チケッ
トを記憶する記憶ステップと、電子チケットを識別するチケット ID と、チケッ
ト ID に対する電子署名をその他の情報処理装置に送信する送信ステップと、チ
ケット ID と電子署名に基づいて、その他の情報処理装置より送信されてくる所
定の情報を取得するための暗号鍵を受信する受信ステップと、受信ステップの処
理で受信された暗号鍵を使用して、所定の情報を取得する取得ステップとを含む
20 ことを特徴とする。

本発明の第 1 の記録媒体のプログラムは、所定の情報を取得する権利を示す電
子チケットの記憶を制御する記憶制御ステップと、電子チケットを識別するチケ
ット ID と、チケット ID に対する電子署名のその他の情報処理装置への送信を
25 制御する送信制御ステップと、チケット ID と電子署名に基づいて、その他の情
報処理装置より送信されてくる所定の情報を取得するための暗号鍵の受信を制御

する受信制御ステップと、受信制御ステップの処理で受信された暗号鍵の使用と、所定の情報の取得を制御する取得制御ステップとを含むことを特徴とする。

本発明の第1のプログラムは、所定の情報を取得する権利を示す電子チケットの記憶を制御する電子チケット記憶制御ステップと、電子チケットを識別するチケット ID と、チケット ID に対する電子署名の第1の情報処理装置への送信を制御する送信制御ステップと、チケット ID と電子署名に基づいて、第1の情報処理装置より送信されてくる所定の情報を取得するための暗号鍵の受信を制御する受信制御ステップと、受信制御ステップの処理で受信された暗号鍵の使用と、所定の情報の取得を制御する取得制御ステップとをコンピュータに実行させることを特徴とする。

本発明の第2の情報処理装置は、電子チケットを識別するチケット ID と、チケット ID 毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を記憶する記憶手段と、他の情報処理装置より送信されてくる、電子チケットを識別するチケット ID と、チケット ID に対する電子署名を受信する受信手段と、チケット ID に対する電子署名が正当なものであるか否かを判定する判定手段と、判定手段の判定結果に基づいて、チケット ID に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、その他の情報処理装置に送信する送信手段とを備えることを特徴とする。

前記電子チケットには、チケット ID に加えて、取得可能な所定の情報を識別するアクセス情報 ID、チケット ID、またはアクセス情報 ID に対する電子署名を含ませるようにすることができる。

前記アクセス情報 ID には、所定の情報のインターネット上の URL を含ませるようにすることができる。

前記電子チケットには、チケット ID、または、電子署名に加えて、電子チケットの所有者を識別するユーザ ID を含ませるようにすることができる。

前記記憶手段には、電子チケットを識別するチケット ID と、チケット ID 毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵に加えて、チケット ID 毎に所定の情報の取得にかかる状態を記憶するようにすることができる。

前記送信手段が、チケット ID に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、その他の情報処理装置に送信するとき、チケット ID 毎に所定の情報の取得にかかる状態を変更させる状態変更手段をさらに設けるようにさせることができる。

5 前記状態変更手段には、送信手段が、チケット ID に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、その他の情報処理装置に送信するとき、チケット ID 毎に所定の情報の取得にかかる状態のうち、取得可能回数を変更させるようにすることができる。

前記状態変更手段には、送信手段が、チケット ID に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、その他の情報処理装置に送信するとき、チケット ID 每に所定の情報の取得にかかる状態のうち、取得可能な期限を変更させるようにすることができる。

前記記憶手段には、電子チケットを識別するチケット ID と、チケット ID 每に所定の情報の取得を可能にする暗号鍵に加えて、チケット ID 每にその所有者を識別するユーザ ID を記憶するようにすることができる。

前記電子署名には、ユーザ ID を含ませるようにすることができ、電子署名に含まれた電子チケットの使用者のユーザ ID と、記憶手段により記憶されている電子チケットの所有者のユーザ ID とを比較し、比較結果に応じて、電子チケットの所有者と使用者が一致しているか否かを確認する確認手段をさらに設けるようにさせることができる。

前記他の情報処理装置より送信されてくる電子チケットのユーザ ID の変更要求を受信する変更要求受信手段と、変更要求に対応して、記憶手段により記憶されている電子チケットのユーザ ID を、所有者とは異なる他の所有者の ID に変更するユーザ ID 変更手段とをさらに設けるようにさせることができる。

25 前記変更要求受信手段は、電子チケットのユーザ ID の変更要求に加えて、変更にかかる対価の情報を受信し、ユーザ ID 変更手段が、記憶手段により記憶されている電子チケットのユーザ ID を、所有者とは異なる他の所有者の ID に変

更するとき、対価の情報に基づいた課金を行う課金手段をさらに設けるようにさせることができる。

本発明の第2の情報処理方法は、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットID毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を記憶する記憶ステップと、他の情報処理装置より送信されてくる、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名を受信する受信ステップと、チケットIDに対する電子署名が正当なものであるか否かを判定する判定ステップと、判定ステップの処理での判定結果に基づいて、チケットIDに対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、他の情報処理装置に送信する送信ステップとを含むことを特徴とする。
5
10

本発明の第2の記録媒体のプログラムは、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットID毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵の記憶を制御する記憶制御ステップと、他の情報処理装置より送信されてくる、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名の受信を制御する受信制御ステップと、チケットIDに対する電子署名が正当なものであるか否かの判定を制御する判定制御ステップと、判定制御ステップの処理での判定結果に基づいて、チケットIDに対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵の、他の情報処理装置への送信を制御する送信制御ステップとを含むことを特徴とする。
15
20

本発明の第2のプログラムは、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットID毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵の記憶を制御する記憶制御ステップと、他の情報処理装置より送信されてくる、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名の受信を制御する受信制御ステップと、チケットIDに対する電子署名が正当なものであるか否かの判定を制御する判定制御ステップと、判定制御ステップの処理での判定結果に基づいて、チケットIDに対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵の、他の情報処理装置への送信を制御する送信制御ステップとをコンピュータに実行させる。
25

本発明の情報処理システムは、第1の情報処理装置が、所定の情報を取得する権利を示す電子チケットを記憶する第1の記憶手段と、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名を第2の情報処理装置に送信する第1の送信手段と、チケットIDと電子署名に基づいて、第2の情報処理装置より送信されてくる所定の情報を取得するための暗号鍵を受信する第1の受信手段と、第1の受信手段により受信された暗号鍵を使用して、所定の情報を取得する取得手段とを備え、第2の情報処理装置が、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットID毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を記憶する第2の記憶手段と、第1の情報処理装置より送信されてくる、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名を受信する第2の受信手段と、チケットIDに対する電子署名が正当なものであるか否かを判定する判定手段と、判定手段の判定結果に基づいて、チケットIDに対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、第1の情報処理装置に送信する第2の送信手段とを備えることを特徴とする。

15 本発明の第1の情報処理装置および方法、並びに第1のプログラムにおいては、所定の情報を取得する権利を示す電子チケットが記憶され、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名が他の情報処理装置に送信され、チケットIDと電子署名に基づいて、他の情報処理装置より送信されてくる所定の情報を取得するための暗号鍵が受信され、受信された暗号鍵が使用されて、所定の情報が取得される。

20 本発明の第2の情報処理装置および方法、並びに第2のプログラムにおいては、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットID毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵が記憶され、他の情報処理装置より送信されてくる、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名が受信され、チケットIDに対する電子署名が正当なものであるか否かが判定され、判定結果に基づいて、チケットIDに対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵が、他の情報処理装置に送信される。

本発明の情報処理システムにおいては、第1の情報処理装置により、所定の情報を取り得する権利を示す電子チケットが記憶され、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名が第2の情報処理装置に送信され、チケットIDと電子署名に基づいて、第2の情報処理装置より送信されてくる所定の情報を取得するための暗号鍵が受信され、受信された暗号鍵が使用されて、所定の情報が取得され、第2の情報処理装置により、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットID毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵が記憶され、第1の情報処理装置より送信されてくる、電子チケットを識別するチケットIDと、チケットIDに対する電子署名が受信され、チケットIDに対する電子署名が正当なものであるか否かが判定され、判定結果に基づいて、チケットIDに対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵が、第1の情報処理装置に送信される。

図面の簡単な説明

- 15 図1は、本発明を適用したコンテンツ配信システムのブロック図である。
図2は、図1の電子チケット管理サーバのブロック図である。
図3は、図1のユーザ端末のブロック図である。
図4は、図1の認証局サーバのブロック図である。
図5は、図1のコンテンツ配信サーバのブロック図である。
20 図6は、図1の課金サーバのブロック図である。
図7は、図2の電子チケット管理サーバの機能ブロック図である。
図8は、電子チケットを説明する図である。
図9は、図7の電子チケットデータベースの構成を説明する図である。
図10は、図3のユーザ端末の機能ブロック図である。
25 図11は、図4の認証局サーバの機能ブロック図である。
図12は、図5のコンテンツ配信サーバの機能ブロック図である。
図13は、図6の金融サーバの機能ブロック図である。

図14は、電子チケット購入処理を説明するフローチャートである。

図15は、コンテンツ配信処理を説明するフローチャートである。

図16は、電子チケット管理サーバのブロック図である。

図17は、図16の電子チケット管理サーバの機能ブロック図である。

5 図18は、図17の電子チケットデータベースの構成を説明する図である。

図19は、電子チケット購入処理を説明するフローチャートである。

図20は、コンテンツ配信処理を説明するフローチャートである。

図21は、電子チケット管理サーバのブロック図である。

図22は、ユーザ端末のブロック図である。

10 図23は、電子チケット管理サーバの機能ブロック図である。

図24は、図23の電子チケットデータベースの構成を説明する図である。

図25は、ユーザ端末の機能ブロック図である。

図26は、電子チケットの構成を示す図である。

図27は、電子チケット購入処理を説明するフローチャートである。

15 図28は、コンテンツ配信処理を説明するフローチャートである。

図29は、コンテンツ配信処理を説明するフローチャートである。

図30は、電子チケット管理サーバのブロック図である。

図31は、ユーザ端末のブロック図である。

図32は、図30の電子チケット管理サーバの機能ブロック図である。

20 図33は、図31のユーザ端末の機能ブロック図である。

図34は、図31のユーザ端末による電子チケット移動処理を説明するフローチャートである。

図35は、移動される電子チケットの構成を説明する図である。

図36は、図31のユーザ端末による電子チケット移動処理を説明するフローチャートである。

25 図37は、図31のユーザ端末による電子チケット移動処理を説明するフローチャートである。

図38は、移動される電子チケットの構成を説明する図である。

図39は、図30の電子チケット管理サーバによるコンテンツ配信処理を説明するフローチャートである。

図40は、図30の電子チケット管理サーバによるコンテンツ配信処理を説明するフローチャートである。

図41は、課金サーバによる課金処理を説明するフローチャートである。

発明を実施するための最良の形態

図1は、本発明に係るコンテンツ配信システムの一実施の形態の構成を示す図である。

電子チケット管理サーバ11は、ネットワーク1を通して各ユーザの所有するユーザ端末12-1乃至12-nからの要求に応じて、例えば、音楽や映画などのコンテンツ毎に電子チケットを発行し供給する。電子チケット管理サーバ11は、各電子チケットを購入したユーザの情報を管理して、ユーザ端末12-1乃至12-nからのコンテンツ配信サーバ14-1乃至14-nに対するアクセス要求（コンテンツの配信要求）があったとき、電子チケットの種類に応じて、コンテンツの取得に必要な暗号鍵を供給する。尚、ここで、ユーザ端末12-1乃至12-n、および、コンテンツ配信サーバ14-1乃至14-nを個々に区別する必要がない場合、単に、ユーザ端末12、および、コンテンツ配信サーバ14と称する。また、以下においては、他の機器についても同様に称する。

ユーザ端末12-1乃至12-nは、各ユーザの保有する端末装置であり、ユーザの操作に応じて、所定のコンテンツの電子チケットを電子チケット管理サーバ11より購入し、また、購入した電子チケットに対応したコンテンツを配信するコンテンツ配信サーバ14-1乃至14-nにアクセスし、コンテンツを取得して（コンテンツの配信を受けて）再生する。

認証局サーバ 1 3 は、各ユーザ端末 1 2 – 1 乃至 1 2 – n について、ユーザが使用する秘密鍵に対応する公開鍵の電子証明書を生成し、ユーザ端末 1 2 – 1 乃至 1 2 – n に供給する。

コンテンツ配信サーバ 1 4 – 1 乃至 1 4 – n は、各々が音楽や映画などのコンテンツを配信する業者により管理運営されるサーバであり、各コンテンツに対応する電子チケットを所有するユーザ端末 1 2 にコンテンツのデータを配信する。

課金サーバ 1 5 は、銀行やクレジットカード会社などの金融機関により管理運営されるサーバであり、電子チケット管理サーバ 1 1、または、ユーザ端末 1 2 からの要求に応じて、電子チケットの購入、または、電子チケットの移動に際して必要な課金処理を行うサーバである。

図 2 は、本発明に係る電子チケット管理サーバ 1 1 の構成を示す図である。

CPU (Central Processing Unit) 3 1 は、ROM (Read Only Memory) 3 2、または記憶部 3 8 に記憶されているデータやプログラム（電子チケットデータベース 3 8 a、電子チケット管理プログラム 3 8 b、および、署名管理プログラム 3 8 c）に従って各種の処理を実行する。RAM (Random Access Memory) 3 3 には、CPU 3 1 が実行するプログラムやデータなどが適宜記憶される。これらの CPU 3 1、ROM 3 2、および RAM 3 3 は、バス 3 4 により相互に接続されている。

CPU 3 1 にはまた、バス 3 4 を介して入出力インターフェース 3 5 が接続されている。入出力インターフェース 3 5 には、キーボード、マウス、マイクロホンなどよりなる入力部 3 6、ディスプレイ、スピーカなどよりなる出力部 3 7 が接続されている。CPU 3 1 は、入力部 3 6 から入力される指令に対応して各種の処理を実行する。そして、CPU 3 1 は、処理の結果得られた画像や音声等を出力部 3 7 に出力する。

入出力インターフェース 3 5 に接続されている記憶部 3 8 は、例えばハードディスクなどで構成され、CPU 4 1 が実行するプログラムや各種のデータを記憶する。通信部 3 9 は、図 1 のネットワーク 1 で示す、例えば、インターネット、その他 のネットワークを介して外部の装置と通信する。

また、記憶部 38 は、電子チケットデータベース 38a、電子チケット管理プログラム 38b、および、署名管理プログラム 38c 等のプログラムを記憶しており、CPU 31 は、これらのプログラムを読み出して対応する処理を実行する。さらに、記憶部 38 は、この他にも、基本プログラムである OS (Operating System) 301 (図 7) や、ドライバ 302 (図 7) も記憶している。尚、各種のプログラムについては、図 7 を参照して後述する。

また、記憶部 38 に記憶されるプログラムは、上述のほかにも、通信部 39 を介してプログラムを取得し、記憶部 38 に記憶してもよい。

入出力インターフェース 35 に接続されているドライブ 40 は、磁気ディスク 51、光ディスク 52、光磁気ディスク 53、或いは半導体メモリ 54 などが装着されたとき、それらを駆動し、そこに記録されているプログラムやデータなどを取得する。取得されたプログラムやデータは、必要に応じて記憶部 38 に転送され、記憶される。

次に、図 3 を参照して、ユーザ端末 12 の構成について説明する。ユーザ端末 12 は、基本的に図 2 で説明した電子チケット管理サーバ 11 の構成と同様である。すなわち、ユーザ端末 12 の CPU 71, ROM 72, RAM 73, バス 74, 入出力インターフェース 75, 入力部 76, 出力部 77, 記憶部 78, 通信部 79, ドライブ 80, 磁気ディスク 91, 光ディスク 92, 光磁気ディスク 93、および半導体メモリ 94 は、図 2 の電子チケット管理サーバ 11 の CPU 31, ROM 32, RAM 33, バス 34, 入出力インターフェース 35, 入力部 36, 出力部 37, 記憶部 38, 通信部 39, ドライブ 40, 磁気ディスク 51, 光ディスク 52, 光磁気ディスク 53、および半導体メモリ 54 に対応するものであり、同様の機能を有するものである。

但し、記憶部 78 に記憶されているプログラムは、図 2 の電子チケット管理サーバ 11 の記憶部 38 に記憶されているプログラムとは異なる。記憶部 78 は、電子チケット管理プログラム 78a、署名管理プログラム 78b、およびコンテンツ再生プログラム 78c を記憶しており、CPU 71 は、これらのプログラムを

適宜読み出して実行する。さらに、記憶部 7 8 は、基本プログラムである OS 3 1 1 (図 1 0) や、ドライバ 3 1 2 (図 1 0) も記憶している。尚、各種のプログラムについては、図 1 0 を参照して後述する。

次に、図 4 を参照して、認証局サーバ 1 3 の構成について説明する。認証局サーバ 1 3 は、基本的に図 2、図 3 で説明した電子チケット管理サーバ 1 1 、および、ユーザ端末 1 2 の構成と同様である。すなわち、認証局サーバ 1 3 の CPU 1 1 1, ROM 1 1 2, RAM 1 1 3, バス 1 1 4, 入出力インターフェース 1 1 5, 入力部 1 1 6, 出力部 1 1 7, 記憶部 1 1 8, 通信部 1 1 9, ドライブ 1 2 0, 磁気ディスク 1 3 1, 光ディスク 1 3 2, 光磁気ディスク 1 3 3、および半導体メモリ 1 3 4 は、図 2 の電子チケット管理サーバ 1 1 の CPU 3 1, ROM 3 2, RAM 3 3, バス 3 4, 入出力インターフェース 3 5, 入力部 3 6, 出力部 3 7, 記憶部 3 8, 通信部 3 9, ドライブ 4 0, 磁気ディスク 5 1, 光ディスク 5 2, 光磁気ディスク 5 3、および半導体メモリ 5 4、または、図 3 のユーザ端末 1 2 の CPU 7 1, ROM 7 2, RAM 7 3, バス 7 4, 入出力インターフェース 7 5, 入力部 7 6, 出力部 7 7, 記憶部 7 8, 通信部 7 9, ドライブ 8 0, 磁気ディスク 9 1, 光ディスク 9 2, 光磁気ディスク 9 3、および半導体メモリ 9 4 に対応するものであり、同様の機能を有するものである。

但し、記憶部 1 1 8 に記憶されているプログラムは、図 2 の電子チケット管理サーバ 1 1 の記憶部 3 8、または、図 3 のユーザ端末 1 2 の記憶部 7 8 に記憶されているプログラムとは異なる。記憶部 1 1 8 は、電子証明書発行プログラム 1 1 8 a を記憶しており、CPU 1 1 1 は、これらのプログラムを適宜読み出して実行する。さらに、記憶部 1 1 8 は、この他にも、基本プログラムである OS 3 2 1 (図 1 1) や、ドライバ 3 2 2 (図 1 1) も記憶している。尚、各種のプログラムについては、図 1 1 を参照して後述する。

次に、図 5 を参照して、コンテンツ配信サーバ 1 4 の構成について説明する。コンテンツ配信サーバ 1 4 は、基本的に図 2 乃至図 4 で説明した電子チケット管理サーバ 1 1 、ユーザ端末 1 2 、および認証局サーバ 1 3 の構成と同様である。

すなわち、コンテンツ配信サーバ14のCPU151, ROM152, RAM153, バス154, 入出力インターフェース155, 入力部156, 出力部157, 記憶部158, 通信部159, ドライブ160, 磁気ディスク171, 光ディスク172, 光磁気ディスク173、および半導体メモリ174は、図2の電子チケット管理サーバ11のCPU31, ROM32, RAM33, バス34, 入出力インターフェース35, 入力部36, 出力部37, 記憶部38, 通信部39, ドライブ40, 磁気ディスク51, 光ディスク52, 光磁気ディスク53、および半導体メモリ54、図3のユーザ端末12のCPU71, ROM72, RAM73, バス74, 入出力インターフェース75, 入力部76, 出力部77, 記憶部78, 通信部79, ドライブ80, 磁気ディスク91, 光ディスク92, 光磁気ディスク93、および半導体メモリ94、または、図4の認証局サーバ13のCPU111, ROM112, RAM113, バス114, 入出力インターフェース115, 入力部116, 出力部117, 記憶部118, 通信部119, ドライブ120, 磁気ディスク131, 光ディスク132, 光磁気ディスク133、および半導体メモリ134に対応するものであり、同様の機能を有するものである。

但し、記憶部158に記憶されているプログラムは、図2の電子チケット管理サーバ11の記憶部38、図3のユーザ端末12の記憶部78、または図4の認証局サーバ13の記憶部118に記憶されているプログラムとは異なる。記憶部158は、コンテンツ管理プログラム158a、および署名管理プログラム158bを記憶しており、CPU151は、これらのプログラムを適宜読み出して実行する。さらに、記憶部158は、図5には図示しないが、この他にも、基本プログラムであるOS331(図12)や、ドライバ332(図12)も記憶している。尚、各種のプログラムについては、図12を参照して後述する。

次に、図6を参照して、課金サーバ15の構成について説明する。課金サーバ15は、基本的に図2乃至図5で説明した電子チケット管理サーバ11、ユーザ端末12、認証局サーバ13、およびコンテンツ配信サーバ14の構成と同様である。すなわち、課金サーバ15のCPU191, ROM192, RAM193, バス1

94, 入出力インターフェース 195, 入力部 196, 出力部 197, 記憶部 198, 通信部 199, ドライブ 200, 磁気ディスク 211, 光ディスク 212, 光磁気ディスク 213、および半導体メモリ 214は、図2の電子チケット管理サーバ 11のCPU 31, ROM 32, RAM 33, バス 34, 入出力インターフェース 35, 入力部 36, 出力部 37, 記憶部 38, 通信部 39, ドライブ 40, 磁気ディスク 51, 光ディスク 52, 光磁気ディスク 53、および半導体メモリ 54、図3のユーザ端末 12のCPU 71, ROM 72, RAM 73, バス 74, 入出力インターフェース 75, 入力部 76, 出力部 77, 記憶部 78, 通信部 79, ドライブ 80, 磁気ディスク 91, 光ディスク 92, 光磁気ディスク 93、および半導体メモリ 94、または、図4の認証局サーバ 13のCPU 111, ROM 112, RAM 113, バス 114, 入出力インターフェース 115, 入力部 116, 出力部 117, 記憶部 118, 通信部 119, ドライブ 120, 磁気ディスク 131, 光ディスク 132, 光磁気ディスク 133、および半導体メモリ 134、図5のコンテンツ配信サーバ 14のCPU 151, ROM 152, RAM 153, バス 154, 入出力インターフェース 155, 入力部 156, 出力部 157, 記憶部 158, 通信部 159, ドライブ 160, 磁気ディスク 171, 光ディスク 172, 光磁気ディスク 173、および半導体メモリ 174に対応するものであり、同様の機能を有するものである。

但し、記憶部 198に記憶されているプログラムは、図2の電子チケット管理サーバ 11の記憶部 38、図3のユーザ端末 12の記憶部 78、図4の認証局サーバ 13の記憶部 118、または図5の記憶部 158に記憶されているプログラムとは異なる。記憶部 198は、課金処理管理プログラム 198aを記憶しており、CPU 191は、これらのプログラムを適宜読み出して実行する。さらに、記憶部 198は、図5には図示しないが、この他にも、基本プログラムであるOS 341(図13)や、ドライバ 342(図13)も記憶している。尚、各種のプログラムについては、図13を参照して後述する。

次に、図 7 の機能ブロック図を参照して、電子チケット管理サーバ 1 1 の機能について説明する。尚、以下の機能ブロック図においては、基本的にソフトウェアにより実現される機能を示しているが、各ソフトウェアと同等の機能を果たす、例えば、チップセットなどからなるハードウェアとして構成するようにしてもよい。

5 い。

電子チケット管理サーバ 1 1 の CPU 3 1 は、その基本ソフトウェアである OS 3 0 1 を実行させる。OS 3 0 1 は、例えば、MicroSoft 社の Windows (登録商標) xp、ME、または 2000 などである。電子チケット管理サーバ 1 1 の CPU 3 1 は、その OS 3 0 1 上で、ドライバ 3 0 2 を介して上述の電子チケットデータベース 3 8 a、電子チケット管理プログラム 3 8 b、および署名管理プログラム 3 8 c を実行させている。

10 電子チケットデータベース 3 8 a は、電子チケット管理プログラム 3 8 b がコンテンツに対して電子チケットを発行するとき、電子チケットを識別するチケット ID、電子チケットにより配信されるコンテンツを取得するためのアクセス先の情報を示すアクセス情報 ID、および、アクセス情報 ID に基づいてアクセスした際にアクセス用の認証に用いられるアクセス用暗号鍵の情報をチケット毎に記憶するデータベースである。

15 電子チケット管理プログラム 3 8 b は、図 8 で示すような電子チケットを発行する。すなわち、図 8 で示すように、電子チケットは、チケット ID、アクセス情報 ID、および、電子署名から構成されている。チケット ID は、電子チケットを識別する固有の ID である。アクセス情報 ID は、電子チケットにより配信されるコンテンツを取得するためのアクセス先の情報を示す ID であり、例えば、アクセス先となるコンテンツ配信サーバ 1 4 の URL (Universal Resource Locator) などである。また、アクセス情報 ID には、各電子チケットのユーザの銀行口座番号やクレジットカード番号を含めるようにすることもできる。

20 電子署名は、電子チケットを生成するサーバの秘密鍵により、署名対象の情報 (ここでは、チケット ID とアクセス情報 ID) 、あるいは情報をハッシュ関数で

処理した結果であるメッセージダイジェストを暗号化したものである。今の場合、電子チケットは、電子チケット管理サーバ 1 1 により生成されるので、電子チケット管理サーバ 1 1 の秘密鍵 K 0 により暗号化される。また、電子署名は、生成時に使用した秘密鍵に対応する公開鍵で復号し、署名対象の情報、あるいは同情 5 報のメッセージダイジェストと一致することを確認することで、署名対象の情報が確かに秘密鍵の所有者によって署名されたものであると検証することができる。以後、電子署名の検証とはこのような署名対象情報の確認処理を指すものとする。

さらに、電子チケットは、これ以外の情報を含むようにしても良く、例えば、タイトル名、アーティスト名、アイコン、有効期限などの情報を含むようにして 10 も良い。

電子チケットデータベース 3 8 a は、例えば、図 9 で示すように生成された電子チケットの情報がデータベース化されたものであり、電子チケット管理プログラム 3 8 b により生成される。図 9 の例においては、電子チケット S 乃至 Z が記録されている。図中上段からチケット名、チケット ID、アクセス情報 ID として 15 アクセス先 URL、および、アクセス用暗号鍵が記録されている。今の場合、チケット S については、チケット ID が「T11」、アクセス先 URL が「http://aaa. com/」アクセス用暗号鍵が「AA1」とそれぞれ記憶されている。チケット T については、チケット ID が「T22」、アクセス先 URL が「http://bbb. com/」アクセス用暗号鍵が「BB1」とそれぞれ記憶されている。チケット U については、チケット ID が「T33」、アクセス先 URL が「http://ccc. com/」アクセス用暗号鍵が 20 「CC1」とそれぞれ記憶されている。チケット V については、チケット ID が「T44」、アクセス先 URL が「http://ddd. com/」アクセス用暗号鍵が「DD1」とそれぞれ記憶されている。チケット W については、チケット ID が「T55」、アクセス先 URL が「http://eee. com/」アクセス用暗号鍵が「EE1」 25 とそれぞれ記憶されている。チケット Z については、チケット ID が「T66」、アクセス先 URL が「http://fff. com/」アクセス用暗号鍵が「FF1」とそれぞれ記憶されている。

署名管理プログラム 38c は、各種の処理の際に送信されるデータに対して、自らの秘密鍵 K0 を用いて電子署名を生成する。また、署名管理プログラム 38c は、他のユーザにより添付される電子署名に対応する公開鍵を取得し、その公開鍵で電子署名を復号して、送信されてきたデータが正当なものであるか否かを
5 判定する。

次に、図 10 の機能ブロック図を参照して、ユーザ端末 12 の機能について説明する。

ユーザ端末 12 の CPU 71 は、その基本ソフトウェアである OS 311 を実行させ、その OS 311 上で、ドライバ 312 を介して上述の電子チケット管理プログラム 78a、署名管理プログラム 78b、およびコンテンツ再生プログラム 78c を実行させている。
10

電子チケット管理プログラム 78a は、ネットワーク 1 を介して電子チケット管理サーバ 11 にアクセスして、電子チケットを購入する処理を実行し、購入したチケットを記憶する。今の場合、電子チケット管理プログラム 78a が、図 9 15 に対応するチケット S, T を購入した状態が示されている。電子チケット管理プログラム 78a は、ユーザによる操作内容に従って、電子チケット管理サーバ 11 にアクセスし、電子チケットに対応するコンテンツの配信を受けるのに必要な情報の提供を要求する。このとき、電子チケット管理プログラム 78a は、要求する電子チケットと共に、署名管理プログラム 78b の秘密鍵 K1 により生成された電子チケットに対する電子署名を添付して電子チケット管理サーバ 11 にアクセスし、電子チケットに対応するコンテンツの配信に必要な情報の提供を要求する。
20

さらに、電子チケット管理プログラム 78a は、コンテンツの配信に必要な情報、例えば、アクセス先 URL やアクセス用暗号鍵の情報を取得し、これらの情報に基づいて、コンテンツ配信サーバ 14 にアクセスし、コンテンツの供給を受け、コンテンツ再生プログラム 78c に出力する。コンテンツ再生プログラム 7
25

8 c は、電子チケット管理プログラム 7 8 a により取得されたコンテンツを再生し、出力部 7 7 に出力する。

次に、図 1 1 の機能ブロック図を参照して、認証局サーバ 1 3 の機能について説明する。認証局サーバ 1 3 の CPU 1 1 1 は、その基本ソフトウェアである OS 5 3 2 1 を実行させ、その OS 3 2 1 上で、ドライバ 3 2 2 を介して上述の電子証明書発行プログラム 1 1 8 a を実行させている。

電子証明書発行プログラム 1 1 8 a は、所定のユーザ端末 1 2 の公開鍵および／あるいはユーザ ID に対して、対応する電子署名を生成および添付し、ユーザ端末 1 2 の電子証明書を生成する。例えば、図 1 0 で示すユーザ端末 1 2 の場合、10 秘密鍵 K 1 に対して、公開鍵 K 1'（秘密鍵 K 1 により暗号化された情報を復号する鍵であり、以下においては、秘密鍵の番号に「」を付して称するものとする）が公開されているので、ユーザ端末 1 2 から電子証明書の作成が要求されると、電子証明書発行プログラム 1 1 8 a は、公開鍵 K 1' および／あるいはユーザ ID に対して、自らの秘密鍵 K 2 を用いて電子署名 S 1 を生成したのち、それを公開鍵 K 1' および／あるいはユーザ ID に添付して電子証明書を作成してユーザ端末 1 2 に返信し、さらに、秘密鍵 K 2 に対応する公開鍵（電子証明書検証用公開鍵）K 2' を公開する。ここでユーザ ID は、ユーザ端末 1 2 を識別できる情報であり、初めて電子証明書を生成するときに電子証明書発行プログラム 1 1 8 a が割り付ける。一方、ユーザ端末 1 2 は、自らの秘密鍵 K 1 に対する公開鍵 K 1' および／あるいはユーザ ID と、電子署名 S 1 からなる電子証明書を開する。尚、以下において、公開された情報、例えば、公開鍵などは、ネットワーク 1 上に接続された物であれば、いずれにおいても取得可能であるものとする。

このような処理により、第 3 者は、ユーザ端末 1 2 の公開鍵 K 1' および／あるいはユーザ ID が正当なものであるか否かを判断する時、ユーザ端末 1 2 より公開されている電子証明書を取得して電子署名 S 1 を抽出し、認証局サーバ 1 3 より公開されている公開鍵 K 2 を用いて、電子署名 S 1 が公開鍵 K 1' および／あるいはユーザ ID と対応するかを検証することにより、ユーザ端末 1 2 から公

開されている公開鍵K₁' および／あるいはユーザIDが正当なものであると判断することができる。

次に、図12の機能ブロック図を参照して、コンテンツ配信サーバ14の機能について説明する。コンテンツ配信サーバ14のCPU151は、その基本ソフトウェアであるOS331を実行させ、そのOS331上で、ドライバ332を通して上述のコンテンツ管理プログラム158aおよび署名管理プログラム158bを実行させている。

コンテンツ管理プログラム158aは、ユーザ端末12からのアクセス要求に基づいてコンテンツを配信する。より詳細には、コンテンツ管理プログラム158aは、ユーザ端末12からのアクセスに応じて、所定のコンテンツを配信（供給）する。

署名管理プログラム158bは、他のユーザにより添付される電子署名に対応する公開鍵を取得し、その公開鍵で電子署名を復号して、送信してきたデータが正当なものであるか否かを判定する。

次に、図13の機能ブロック図を参照して、課金サーバ15の機能について説明する。課金サーバ15のCPU191は、その基本ソフトウェアであるOS341を実行させ、そのOS341上で、ドライバ342を通して上述の課金処理プログラム198aを実行させている。

課金処理プログラム198aは、電子チケット管理サーバ11からの要求に基づいて、ユーザ端末12間、または、ユーザ端末12とコンテンツ配信サーバ14間で流通する電子チケットの利用にかかる対価の課金処理を実行する。

次に、図14のフローチャートを参照して、ユーザ端末12が電子チケット管理サーバ11から電子チケットを購入する際の処理について説明する。

ステップS1において、電子チケット管理プログラム78aは、電子チケットの購入が指示されたか否かを判定し、電子チケットの購入が指示されるまでその処理を繰り返す。ステップS1において、例えば、ユーザが入力部76を操作し

て所望の電子チケットの購入を指示したと判定された場合、その処理は、ステップ S 2 に進む。

ステップ S 2において、電子チケット管理プログラム 7 8 a は、通信部 7 9 を制御し、ネットワーク 1 を介して、電子チケット管理サーバ 1 1 に購入が指示された電子チケットの購入の要求を送信する。
5

ステップ S 2 1において、電子チケット管理サーバ 1 1 の電子チケット管理プログラム 3 8 b は、通信部 3 9 を制御して、電子チケットの購入が要求されているか否かを判定し、電子チケットの購入が要求されていると判定されるまで、その処理を繰り返す。例えば、上述のように、ステップ S 2 の処理により、ユーザ端末 1 2 の電子チケット管理プログラム 7 8 a から電子チケットの購入の要求が送信されてきた場合、その処理は、ステップ S 2 2 に進む。
10
15

ステップ S 2 2において、電子チケット管理サーバ 1 1 の電子チケット管理プログラム 3 8 b は、通信部 3 9 を制御してネットワーク 1 を介して課金サーバ 1 5 にアクセスし、購入要求のあったユーザ端末 1 2 の口座より電子チケットの対価にかかる課金処理を要求し、実行させる。
15

ステップ S 4 1において、課金処理プログラム 1 9 8 a は、通信部 1 9 9 を制御して電子チケットの課金処理が要求されたか否かを判定し、課金の要求があるまでその処理を繰り返す。例えば、ステップ S 2 2 の処理により、課金処理の要求があると判定された場合、ステップ S 4 2において、課金処理プログラム 1 9 8 a は、対応する電子チケットに対する課金処理を実行し、処理結果を電子チケット管理サーバ 1 1 に送付する。
20

ステップ S 2 3において、電子チケット管理サーバ 1 1 の電子チケット管理プログラム 3 8 b は、電子チケットの購入希望のあった電子チケットを発行し、通信部 3 9 を制御し、ネットワーク 1 を介してユーザ端末 1 2 に送信する。より詳細には、電子チケット管理プログラム 3 8 b は、図 8 で示したように、電子チケットのチケット ID と、要求のあったコンテンツを配信するコンテンツ配信サーバ 1 4 のアクセス先を示すアクセス情報 ID に対して、署名管理プログラム 3 8

cに自身の秘密鍵K₀を用いて電子署名を生成させ、これらからなる電子チケットを発行して、ユーザ端末12に送信する。

ステップS₃において、電子チケット管理プログラム78aは、電子チケット管理サーバ11より送信されてくる電子チケットを受信し、記憶部78に記憶さ
5せる。

一方、ステップS₂₄において、電子チケット管理サーバ12の電子チケット管理プログラム38bは、発行した電子チケットのチケットIDとアクセス情報IDを電子チケットデータベース38aに登録する。

今の場合、例えば、図10で示すようにユーザ端末で電子チケットS, Tが購
10入されているので、対応する電子チケットの情報が図9で示す電子チケットS,
Tとして登録されることになる。また、この例においては、このように電子チケ
ットが、電子チケットデータベース38aに登録されると、その電子チケットは、
有効な（使用可能な）電子チケットであるものとして判断される。

次に、図15のフローチャートを参照して、電子チケットを用いたコンテンツ
15の配信処理を説明する。

ステップS₈₁において、電子チケット管理プログラム78aは、コンテンツ
の配信が要求されたか否かを判定し、コンテンツの配信が要求されるまでその処
理を繰り返す。ステップS₈₁において、例えば、ユーザが入力部76を操作し
て、図10中の電子チケットSに対応するコンテンツの配信を要求した場合、そ
20の処理は、ステップS₈₂に進む。

ステップS₈₂において、電子チケット管理プログラム78aは、電子チケットSを電子チケット管理サーバ11に出力して、電子チケットSに対応するコン
テンツの配信を要求する。

ステップS₁₀₁において、電子チケット管理プログラム38bは、コンテン
25ツの配信が要求されたか否かを判定し、コンテンツの配信が要求されるまでその
処理を繰り返す。例えば、ステップS₈₂の処理によりコンテンツの配信が要求

された場合、コンテンツの配信の要求があったと判定され、その処理は、ステップ S 102 に進む。

ステップ S 102において、電子チケット管理プログラム 38b は、ユーザ端末 12 より送信されてきた電子チケットを受信し、さらに、署名管理プログラム 5 38c に電子チケットに対する電子署名を確認させる。

ステップ S 103において、署名管理プログラム 38b は、電子チケットに対する電子署名が正しいものであるか否かを判定する。より詳細には、署名管理プログラム 38c は、電子署名を、公開されている秘密鍵 K0 に対応する公開鍵 K10'（今の場合、この電子チケット S は、電子チケット管理サーバ 11 自身で発行しているので、自らが公開している公開鍵 K0'）を取得し、その公開鍵 K0' で電子チケットに対する電子署名を復号し、得られたデータが電子チケット S と同じ物であるか否かを比較し、例えば、両者が同じ物である時、電子署名が正しいと判断し、その処理は、ステップ S 104 に進む。

ステップ S 104において、電子チケット管理プログラム 38b は、ユーザ端末 12 から送信されてきた電子チケットが有効なものであるか、すなわち、電子チケットデータベース 38a に登録された電子チケットであるか否かを判定する。今の場合、電子チケット S であるので、図 9 で示すように登録された電子チケットであるので、有効であると判断され、その処理は、ステップ S 105 に進む。

ステップ S 105において、電子チケット管理プログラム 38b は、電子チケットデータベース 38a を読み出し、今現在配信の要求のあったコンテンツに対応するコンテンツ配信サーバ 14 のアクセスに必要なアクセス用暗号鍵を読み出して、通信部 39 を制御してネットワーク 1 を介してユーザ端末 12 に送信する。今の場合、電子チケット S がユーザ端末 12 より送信されてきているので、図 9 で示すように電子チケット S に対応するアクセス用暗号鍵「AA1」がユーザ端末 25 12 に送信されることになる。

ステップ S 83において、電子チケット管理プログラム 78a は、電子チケット管理サーバ 11 よりアクセス用暗号鍵が送信されてきたか否かを判定する。今

の場合、電子チケット S に対するアクセス用暗号鍵「AA1」が送信されてきて
いるので、アクセス用暗号鍵が送信されてきたと判定され、その処理は、ステッ
プ S 8 4 に進む。

5 ステップ S 8 4において、電子チケット管理プログラム 7 8 a は、電子チケッ
トに含まれているアクセス情報 IDに基づいたコンテンツ配信サーバ 1 4 にアク
セスし、コンテンツの配信を要求する。

10 ステップ S 1 2 1において、コンテンツ配信サーバ 1 4 のコンテンツ管理プロ
グラム 1 5 8 a は、コンテンツの配信要求があるか否かを判定し、配信の要求が
あるまでその処理を繰り返す。今の場合、ステップ S 8 4 の処理によりコンテン
15 ツの配信要求があったので、コンテンツの配信要求があったと判定され、その処
理は、ステップ S 1 2 2 に進む。

15 ステップ S 1 2 2において、コンテンツ管理プログラム 1 5 8 a は、配信要求
のあったコンテンツをユーザ端末 1 2 に配信する。なお、正当なユーザ端末 1 2
以外からの不正アクセスを防止するため、ユーザ端末 1 2 はコンテンツへのアク
15 セス用暗号鍵をコンテンツ配信サーバ 1 4 に送り、コンテンツ配信サーバ 1 4 の
コンテンツ管理プログラム 1 5 8 a は、ユーザ端末 1 2 より送信してきたアク
セス用暗号鍵が正しいか否かを判定し、正しいと判定された時、ユーザ端末 1 2
を自らにアクセスさせ、配信要求のあったコンテンツをユーザ端末 1 2 に配信す
るようにすることも考えられる。

20 ステップ S 8 5において、コンテンツ再生プログラム 7 8 c は、コンテンツ配
信サーバ 1 4 より配信されてきたコンテンツを再生し、出力部 7 7 に出力し、例
えば、コンテンツが映画の場合、画像を表示するとともに音声を出力し、また、
コンテンツが音楽であった場合、音声を出力する。

25 ステップ S 1 0 3において、電子署名が正しく無いと判定された場合、その処
理は、ステップ S 1 0 6 に進み、電子チケット管理プログラム 3 8 b は、電子署
名が無効であることをユーザ端末 1 2 に通知する。

ステップS83において、ステップS103の処理によりアクセス用暗号鍵が送付されてこないので、その処理は、ステップS86に進み、電子チケット管理プログラム78aは、通知内容、すなわち、今の場合、電子署名が正しくなかつたことを出力部77より出力（表示）させる。

5 ステップS104において、チケットが有効ではない、すなわち、ユーザ端末12より送信されてきた電子チケットが、電子チケットデータベース38aに登録されたものではなかった場合、その処理は、ステップS107に進む。

ステップS107において、電子チケット管理プログラム38bは、電子チケットが無効であることをユーザ端末12に通知する。

10 この場合、ステップS83において、電子チケットが無効であることが通知されてくるので、ステップS86において、電子チケットが無効であることが出力される（表示される）。

以上のような処理により、電子署名が付された改ざんが困難な電子チケットを用いて、電子チケットを有するユーザ端末12だけが、コンテンツ配信サーバ14にアクセスできるようにすることができ、安全な電子コンテンツの配信を可能とすることができます。尚、ステップS105の処理において、アクセスに必要なアクセス用暗号鍵の送信方法としては、例えば、ユーザ端末12から、後述する電子証明書を取得し、その中の公開鍵でアクセス用暗号鍵を暗号化してユーザ端末12に送付するようにすることで、アクセス用暗号鍵を安全に送付することができる。この方法は、ステップS122の処理で述べた、ユーザ端末12からコンテンツ配信サーバ14への暗号鍵の送信を行う場合にも使える。

次に、電子チケットに利用可能回数を設定した場合のコンテンツ配信システムについて説明する。

図16は、電子チケットに利用可能回数を設定し、この回数を管理するときの25 電子チケット管理サーバ11の構成を示している。尚、図16において、図2の電子チケット管理サーバ11における場合と対応する部分については、同一の符号を付してあり、以下では、その説明は、適宜省略する。

図16の電子チケット管理サーバ11は、図2の電子チケット管理サーバ11と基本的な構成は同様であるが、記憶部38に記憶されている電子チケットデータベース38a、および、電子チケット管理プログラム38bに替えて、電子チケットデータベース38a'、および、電子チケット管理プログラム38b'が
5 記憶されている点が異なる。

電子チケットデータベース38a'は、電子チケットデータベース38aと基本的な構造は同様であるが、さらに、利用可能な回数を示す残回数のデータを電子チケット毎に記憶している。

電子チケット管理プログラム38b'は、電子チケット管理プログラム38bと基本的に同様のものであるが、さらに、上述の電子チケットデータベース38a'に新たに加えられた情報である利用可能回数を示す残回数を、電子チケットが登録される際に記録すると共に、コンテンツの配信要求の度に残回数を1回ずつ減らしていく。

次に、図17の機能ブロック図を参照して、図16で示した電子チケット管理サーバ11の機能について説明する。

基本的な機能は、図7で示した電子チケット管理サーバ11の機能と同様であるが、電子チケットデータベース38a、および、電子チケット管理プログラム38bに替えて、電子チケットデータベース38a'、および、電子チケット管理プログラム38b'の機能が設けられている。

電子チケットデータベース38a'は、電子チケットデータベース38aと基本的な構造は同様であるが、例えば、図18で示すように、利用可能な回数を示す残回数のデータを電子チケット毎に記憶している。今の場合、図9で示した電子チケットデータベース38aの情報に加えて、残回数が記憶されており、電子チケットSについては、残回数が1、電子チケットTについては、残回数が2、
20 電子チケットUについては、残回数が10、電子チケットVについては、残回数が3、電子チケットWについては、残回数が5、電子チケットZについては、残回数が1として、それぞれ記憶されている。この残回数は、電子チケット管理プ
25 ラムによって算出される。

ログラム 38 b' が、電子チケットを新たに登録する際に記録するものであるが、この回数は、例えば、電子チケットの代金に応じたものとして記録するようにしても良いし、デフォルトの値を決めて常にその回数を入れるようにも良い。また、電子チケット管理プログラム 38 b' は、ユーザ端末 12 からコンテンツの配信の要求がある度に、この残回数を更新し（1回ずつ減らし）、最終的に残回数が 0 となったところで、その電子チケットの情報を削除する。このように電子チケットの情報が削除されることにより、実質的に、その電子チケットは無効とされることになる。

次に、図 19 のフローチャートを参照して、電子チケットに利用可能回数を設定した場合の電子チケットの購入処理について説明する。

尚、ステップ S 141 乃至 S 143、ステップ S 151 乃至 S 153、および、ステップ S 171, S 172 の処理は、図 14 のフローチャートを参照して説明したステップ S 1 乃至 S 3、ステップ S 21 乃至 S 23、およびステップ S 41, S 42 の処理と同様であるので、その説明は省略する。

ステップ S 154において、電子チケット管理サーバ 12 の電子チケット管理プログラム 38 b' は、発行した電子チケットのチケット ID とアクセス情報 ID に加えて、残回数の情報を電子チケットデータベース 38 a' に登録する。このような処理により、図 18 で示すような電子チケットデータベース 38 a' が生成され、今の場合、電子チケット S の残回数が「1」として記録されたことになる。

次に、図 20 のフローチャートを参照して、電子チケットに利用可能回数を設定した場合のコンテンツ配信処理について説明する。

尚、ステップ S 191 乃至 S 196、ステップ S 211 乃至 S 214, S 218, S 219、および、ステップ S 241, S 242 の処理は、図 15 のフローチャートを参照して説明したステップ S 81 乃至 S 86、ステップ S 101 乃至 S 104, S 106, S 107、および、ステップ S 121, S 122 の処理と同様であるので、その説明は省略する。

ステップ S 215において、電子チケット管理プログラム 38b' は、電子チケットデータベース 38a' を読み出し、今現在配信の要求のあったコンテンツに 対応するコンテンツ配信サーバ 14 のアクセスに必要なアクセス用暗号鍵を読み 出して、通信部 39 を制御してネットワーク 1 を介してユーザ端末 12 に送信す
5 ると共に、残回数を 1 回減らす。

この場合、電子チケット S がユーザ端末 12 より送信されてきているので、図 9 で示すように電子チケット S に対応するアクセス用暗号鍵 AA1 がユーザ端末 12 に送信されることになる。また、この処理により、図 18 で示すように電子チケット S の残回数は、1 回であったので 1 回減らされて 0 回となる。

10 ステップ S 216において、電子チケット管理プログラム 38b' は、そのチケットに残回数があるか、すなわち、まだ、アクセス権が残されているか否かを 判定し、残回数が無い場合、その処理は、ステップ S 217 に進む。

15 今の場合、電子チケット S の残回数は、上述のように 0 回となっているので、 残回数はないと判定され、ステップ S 217において、電子チケット管理プログラ ム 38b' は、電子チケットデータベース 38a' 上の電子チケット S の情報を 削除する。また、ステップ S 216において、残回数があると判定された場合、 ステップ S 217 の処理は、スキップされることになる。

20 以上のような処理により、電子署名が付された改ざんが困難な電子チケットを 用いて、電子チケットを有するユーザ端末 12 だけが、コンテンツ配信サーバ 14 にアクセスできるようにすることができ、安全な電子コンテンツの配信を可能 とすることができる、さらに、電子チケットの利用可能回数を考慮した処理を行う ことにより、電子チケットの対価に合わせたコンテンツの配信処理を行うことが 可能となる。

25 また、以上の例においては、利用可能回数を残回数として記憶する場合について 説明してきたが、それ以外の利用制限について管理するようにしても良く、例 えば、利用可能回数だけでなく、コンテンツを最初に利用した時点からの期間な どを管理するようにしても良い。

次に、電子チケットが電子チケット管理サーバ1 1に登録される際（ユーザ端末1 2により電子チケットが購入される際）に、個々のユーザを識別するユーザIDをも登録し、電子チケットの個々の利用者を特定できるようにした場合のコンテンツ配信システムについて説明する。

- 5 図2 1は、上述のように電子チケットが登録される際に、個々のユーザを識別するユーザIDを登録させるときの電子チケット管理サーバ1 1の構成を示している。尚、図2 1において、図2、または、図1 6の電子チケット管理サーバ1 1における場合と対応する部分については、同一の符号を付してあり、以下では、その説明は、適宜省略する。
- 10 図2 1の電子チケット管理サーバ1 1は、図1 6の電子チケット管理サーバ1 1と基本的な構成は同様であるが、記憶部3 8に記憶されている電子チケットデータベース3 8 a'、電子チケット管理プログラム3 8 b'、および、署名管理プログラム3 8 cに替えて、電子チケットデータベース3 8 a'、電子チケット管理プログラム3 8 b'、および、署名管理プログラム3 8 c'が記憶され
15 ている点が異なる。

電子チケットデータベース3 8 a'は、電子チケットデータベース3 8 aと基本的な構造は同様であるが、さらに、電子チケットを所有するユーザを識別するユーザIDの情報を電子チケット毎に記憶している。

- 電子チケット管理プログラム3 8 b'は、電子チケット管理プログラム3 8 b' と基本的に同様のものであるが、さらに、上述の電子チケットデータベース3 8 a'に新たに加えられた情報であるユーザIDの情報を、電子チケットが登録される際に記録する。

- 署名管理プログラム3 8 c'は、署名管理プログラム3 8 cと基本的に同様のものであるが、さらに、認証局サーバ1 3により発行される電子証明書に対応する電子証明書確認用の公開鍵をネットワーク1上から取得し、電子証明書に含まれる公開鍵とユーザIDの正当性を、それらに対する電子署名を検証することで確認する。

図22は、上述のように電子チケットが登録される際に、個々のユーザを識別するユーザIDを登録させるときのユーザ端末12の構成を示している。尚、図22において、図3のユーザ端末12における場合と対応する部分については、同一の符号を付してあり、以下では、その説明は、適宜省略する。

5 図22のユーザ端末12は、図3のユーザ端末12と基本的な構成は同様であるが、記憶部78に記憶されている電子チケット管理プログラム78a、および、署名管理プログラム78bに替えて、電子チケット管理プログラム78a'、および、署名管理プログラム78b'が記憶されている点が異なる。

10 電子チケット管理プログラム78a'は、図3の電子チケット管理プログラム78と基本的には同様のものであるが、さらに、電子チケットを購入する際、ユーザIDの情報も電子チケット管理サーバ11に送付する。

15 署名管理プログラム78b'は、図3の署名管理プログラム78bと基本的には、同様のものであるが、さらに、電子チケットを購入する際、または、電子チケットを使用してコンテンツの配信を要求する際に、予め電子証明書を認証局サーバ13から取得し、これを添付する。

次に、図23の機能ブロック図を参照して、図21の電子チケット管理サーバ11の機能について説明する。

20 電子チケットデータベース38'は、図18の電子チケットデータベース38a'と基本的な構造は同様であるが、図24で示すように、さらに、電子チケットを所有するユーザを識別するユーザIDの情報を電子チケット毎に記憶している。すなわち、図24の場合、電子チケットSには、ユーザIDとして「111」が、電子チケットTには、ユーザIDとして「222」が、電子チケットUには、ユーザIDとして「333」が、電子チケットVには、ユーザIDとして「444」が、電子チケットWには、ユーザIDとして「555」が、電子チケットZには、ユーザIDとして「666」が、記憶されている。

25 電子チケット管理プログラム38b'は、電子チケット管理プログラム38b'と基本的に同様のものであるが、さらに、上述の電子チケットデータベース

38 a' に新たに加えられた情報であるユーザ ID の情報を、電子チケットが登録される際に記録する。また、署名管理プログラム 38 c' に対して電子証明書の確認処理を行う際に、電子チケットデータベース 38 a' にアクセスして、電子チケットのチケット ID に対応するユーザ ID を読み出す。

- 5 署名管理プログラム 38 c' は、署名管理プログラム 38 c と基本的に同様のものであるが、さらに、認証局サーバ 13 により発行される電子証明書に対応する電子証明書確認用の公開鍵をネットワーク 1 上から取得し、ユーザ端末 12 より電子チケットと共に送付されてくる電子証明書に含まれる公開鍵とユーザ ID の正当性を、それらに対する電子署名を検証することで確認する。
- 10 次に、図 25 の機能ブロック図を参照して、図 22 のユーザ端末 12 により実現されるユーザ端末 12 の機能について説明する。

図 25 のユーザ端末 12 の基本的な機能は、図 10 で示したユーザ端末 12 の機能と同様であるが、電子チケット管理プログラム 78 a、および、署名管理プログラム 78 b に替えて、電子チケット管理プログラム 78 a'、および、署名管理プログラム 78 b' の機能が設けられている。

電子チケット管理プログラム 78 a' は、電子チケット管理プログラム 78 a と基本的な構造は同様であるが、さらに、上述のように電子チケットを購入する際に、これまでの情報に加えてユーザ ID を付加して、電子チケット管理サーバ 11 に送信する。

20 署名管理プログラム 78 b' は、図 25 で示すように、これまでの秘密鍵 K1 に加えて、電子証明書 313 を予め認証局サーバ 13 より取得し、記憶部 78 に記憶させておいて、電子チケットを利用して、コンテンツの配信を受ける際に添付して電子チケット管理サーバ 11 に送信する。

25 より詳細には、電子チケット管理プログラム 78 a' が電子チケットを電子チケット管理サーバ 11 に送付して、コンテンツの配信を要求する場合、署名管理プログラム 78 b' は、送付する電子チケットに対する、自らの秘密鍵 K1 による電子署名を生成して、図 26 で示すように電子チケットに添付する。さらに、

署名管理プログラム 78 b' は、図 26 のような形式にされた電子チケットに電子証明書を添付し、これを電子チケット管理プログラム 78 a' が、電子チケット管理サーバ 11 に送信する。

次に、図 27 のフローチャートを参照して、ユーザ ID をも登録させて、電子
5 チケットを購入する際の処理について説明する。

尚、ステップ S 261, S 263、ステップ S 281 乃至 S 283、および、
ステップ S 301, S 302 の処理は、図 19 のステップ S 141, S 143、
ステップ S 151 乃至 S 153、および、ステップ S 171, S 172 の処理と
同様であるので、その処理の説明は省略する。

10 ステップ S 262において、電子チケット管理プログラム 78 a' は、電子チ
ケット管理サーバ 11 に電子チケットの購入を要求すると共に、ユーザを識別す
るユーザ ID を送付する。

ステップ S 284において、電子チケット管理サーバ 12 の電子チケット管理
プログラム 38 b' は、発行した電子チケットのチケット ID とアクセス情報
15 ID に加えて、残回数の情報と、さらに、ユーザ端末 12 より送信されてきたユ
ーザ ID を電子チケットデータベース 38 a' に登録する。このような処理に
より、図 24 で示すような電子チケットデータベース 38 a' が生成され、今
の場合、電子チケット S の残回数が「1」として記録され、さらに、ユーザ ID と
して「111」が記録されることになる。

20 次に、図 28、図 29 のフローチャートを参照して、電子チケットが電子チケ
ット管理サーバ 11 に登録される際（ユーザ端末 12 により電子チケットが購入
される際）に、個々のユーザを識別するユーザ ID をも登録し、電子チケットの
個々の利用者を特定できるようにした場合のコンテンツ配信システムにおけるコ
ンテンツ配信処理について説明する。

25 尚、図 28、図 29 のフローチャートにおいて、ステップ S 321, S 323
乃至 S 326 の処理、ステップ S 341, S 350 乃至 S 353, S 355 の処
理、およびステップ S 371, S 372 の処理は、図 20 のフローチャートを参

照して説明したステップS191, S193乃至S196の処理、ステップS211, S214乃至S217, S219の処理、および、ステップS241乃至S242の処理と同様であるので、その処理の説明は省略する。

ステップS322において、ユーザ端末12の電子チケット管理プログラム78a'は、電子チケットに、その電子署名と、電子証明書313を添付して電子チケット管理サーバ11に送付して、コンテンツの配信を要求する。より詳細には、電子チケット管理プログラム78a'は、今の場合、電子チケットSを署名管理プログラム78b'に出力して、秘密鍵K1を用いて電子署名を生成し、電子チケットSに添付する。さらに、電子チケット管理プログラム78a'は、署名管理プログラム78b'に対して、電子署名が添付された電子チケットSに電子証明書を添付させ、電子チケットS、電子署名、および、電子証明書からなる情報を電子チケット管理サーバ11に送信すると共に、コンテンツの配信を要求する。

ステップS342において、電子チケット管理サーバ11の電子チケット管理プログラム38b'は、署名つき電子チケットと、電子証明書313を受信して、まず、署名管理プログラム38c'に電子証明書313の電子署名の確認をさせる。すなわち、電子証明書313は、認証局サーバ13により予め生成されたものであり、認証局サーバ13から、この電子証明書に対応する電子証明書確認用の公開鍵が公開されている。そこで、電子チケット管理サーバ11は、署名管理プログラム38c'に、公開されている電子証明書確認用の公開鍵を認証局サーバ13から取得し、この電子証明書確認用の公開鍵で電子証明書を検証させる。すると、電子証明書の検証結果として、ユーザID313aと公開鍵K1'が、それらに対する電子署名と対応する正当なものかどうかが確認できる。

ステップS343において、署名管理プログラム38c'は、電子証明書に含まれていたユーザID313a公開鍵K1'がそれらに対する電子署名と対応するかを判定し、対応する時、それらユーザIDと公開鍵が正当なものであるとみなし、その処理は、ステップS344に進む。

ステップ S 3 4 4において、署名管理プログラム 3 8 c' は、電子証明書に含まれていた公開鍵を用いて、電子チケットに添付されている電子署名（図 2 6）を確認する。すなわち、今の場合、電子チケット S が送付されてきており、その電子チケット S に添付された電子署名は、ユーザ端末 1 2 の署名管理プログラム 7 8 b' の秘密鍵 K 1 により電子チケット S に対して付与されたものである。そこで、署名管理プログラム 3 8 c' は、電子証明書に含まれていた公開鍵 K 1' を用いて、電子チケット S とそれに添付された電子書名が対応するものであるかを確認する。

ステップ S 3 4 5において、署名管理プログラム 3 8 c' は、ユーザの電子署名は、正当なものであるか否かを判定する。すなわち、署名管理プログラム 3 8 c' は、送信されてきた電子チケット S と、それに添付された電子書名が対応することを確認した時、確かに電子証明書に含まれるユーザ ID のユーザによる電子署名であると判断し、その処理は、ステップ S 3 4 6 に進む。

ステップ S 3 4 6において、署名管理プログラム 3 8 b' は、電子チケットの電子署名（図 8）を確認する。すなわち、署名管理プログラム 3 8 b' は、電子チケットが発行された時に発行元で生成された電子署名を確認する。すなわち、今の場合、電子チケット S は、電子チケット管理サーバ 1 1 が自らで発行したものであるので、電子チケットを発行したときに使用した秘密鍵 K 0 に対応する公開鍵 K 0' を読み出し（他のサーバで発行されたものであれば、その他のサーバで公開している公開鍵を読み出し）、その公開鍵 K 0' で電子チケットの電子署名が、チケット ID、および、アクセス情報 ID に対するものであるかを検証する。

ステップ S 3 4 7において、署名管理プログラム 3 8 b' は、この電子署名が、電子チケット S のチケット ID、および、アクセス情報 ID に対するものだと確認した場合、その電子チケットは正当なものであるとみなし、その処理は、ステップ S 3 4 8 に進む。

ステップ S 3 4 8において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，は、電子チケットに含まれているチケット ID を読み出し、電子チケットデータベース 3 8 a'，と照合して、対応するユーザ ID を読み出す。

ステップ S 3 4 9において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，は、電子チケットに含まれていたユーザ ID と、チケット ID に基づいて、電子チケットデータベース 3 8 a'，に登録されたユーザ ID とが一致するか否かを判定し、例えれば、一致するとき、コンテンツの配信を要求してきたユーザ端末 1 2 の所有者が、電子チケットデータベース 3 8 a'，に登録された正規のユーザであるとみなし、その処理は、ステップ S 3 5 0 の処理（図 2 9）に進み、それ以降の処理が繰り返される。

ステップ S 3 4 3において、電子証明書に含まれるユーザ ID が不正である場合、ステップ S 3 4 5において、ユーザの電子署名が不正である場合、ステップ S 3 4 7において、電子チケットの電子署名が不正なものである場合、および、ステップ S 3 4 9において、電子チケットに含まれていたユーザ ID が、電子チケットデータベース 3 8 a'，に登録されたユーザ ID では無い場合、いずれにおいても、その処理は、ステップ S 3 5 4 の処理に進み、電子チケットが使用不能であることが通知される。

以上のような処理により、電子署名が付された改ざんが困難な電子チケットを用いて、電子チケットを有するユーザ端末 1 2だけが、コンテンツ配信サーバ 1 4にアクセスできるようにすることができ、安全な電子コンテンツの配信をと可能とすることができます、さらに、電子チケットの利用可能回数を考慮した処理を行うことにより、電子チケットの対価に合わせたコンテンツの配信処理を行うことが可能となる。さらに、電子証明書、電子署名、および、ユーザ ID から、コンテンツの配信を要求したユーザが、正規のユーザであることを確認したうえでコンテンツを配信することができるので、いわゆる、なりすましによる不正なコンテンツの配信を防止することが可能となる。

以上のような、構成によりユーザを特定して、正規のユーザだけがコンテンツの配信を受けることができるので、ユーザの登録を変更することで、電子チケットの権利を譲渡するようなことができる。

そこで、次に、電子チケットの権利を他のユーザに譲渡することが可能となる

5 コンテンツ配信システムについて説明する。

図30は、上述のように電子チケットの権利を他のユーザに譲渡することが可能となるコンテンツ配信システムにおける電子チケット管理サーバ11の構成を示している。尚、図30において、図2、図16、または、図21の電子チケット管理サーバ11における場合と対応する部分については、同一の符号を付して

10 あり、以下では、その説明は、適宜省略する。

図30の電子チケット管理サーバ11は、図21の電子チケット管理サーバ11と基本的な構成は同様であるが、記憶部38に記憶されている電子チケット管理プログラム38b'、および、署名管理プログラム38c'に替えて、電子チケット管理プログラム38b''、および、署名管理プログラム38c''が記憶されている点が異なる。

図31は、上述のように電子チケットの権利を他のユーザに譲渡することが可能となるコンテンツ配信システムにおけるユーザ端末12の構成を示している。

尚、図31において、図3、または、図22のユーザ端末12における場合と対応する部分については、同一の符号を付してあり、以下では、その説明は、適宜

20 省略する。

図31のユーザ端末12は、図22のユーザ端末12と基本的な構成は同様であるが、記憶部78に記憶されている電子チケット管理プログラム78a'、および、署名管理プログラム78b'に替えて、電子チケット管理プログラム78a''、および、署名管理プログラム78b''が記憶されている点が異なる。

25 次に、図32の機能ブロック図を参照して、図30の電子チケット管理サーバ11の機能について説明する。

電子チケット管理プログラム 38 b' , ' は、電子チケット管理プログラム 38 b' , ' と基本的に同様のものであるが、さらに、電子チケットの移動元のユーザより入力される電子チケットの移動先と、移動元の情報に基づいて、電子チケットデータベース 38 a' , ' の内容を更新する。

5 署名管理プログラム 38 c' , ' は、移動先となるユーザ端末 12 からの電子チケットおよびそれに付随する電子署名と電子証明書を、それぞれの公開鍵を用いて復号し、正規の電子署名、または、電子証明書であることを確認する。

次に、図 33 の機能ブロック図を参照して、図 31 のユーザ端末 12 の機能について説明する。

10 電子チケット管理プログラム 78 a' , ' は、図 22 の電子チケット管理プログラム 78 と基本的には同様のものであるが、さらに、電子チケットを他のユーザに譲渡する（電子チケットの権利を移動させる）処理を実行する。

すなわち、電子チケット管理プログラム 78 a' , ' は、電子チケットの移動元となるユーザが使用する場合、ユーザによる入力部 76 の操作内容に対応して入力された情報に従って、電子チケットの移動先のユーザ ID と移動させる電子チケットの代金を署名管理プログラム 78 b' , ' に出力して、電子署名付きの情報にさせた後、さらに、電子証明書を添付して、電子チケットの移動先となるユーザ端末 12 に送付する。

また、電子チケット管理プログラム 78 a' , ' は、電子チケットの移動先となるユーザによって操作される場合、移動元となるユーザ端末 12 からの電子証明書が添付された電子署名付きの電子チケットを受信すると共に、移動先のユーザによる入力部 76 の操作内容に対応して入力された情報に従って、電子チケットの代金を署名管理プログラム 78 b' , ' に出力して、受信した電子チケットの情報に移動先のユーザ端末 12 の電子署名を付けた後、さらに、電子証明書を添付して、電子チケット管理サーバ 11 に送付する。

署名管理プログラム 78 b' , ' は、図 22 の署名管理プログラム 78 b' と基本的には、同様のものであるが、さらに、電子チケットの移動元となるユーザ端

5 末 12においては、移動先のユーザ ID と移動元ユーザによる電子チケットの指定代金の情報に電子署名を付加すると共に、電子証明書を添付する。また、署名管理プログラム 78 b' は、電子チケットの移動先となるユーザ端末 12においては、移動元のユーザ端末 12より送付されてきた電子署名付きの情報に移動先のユーザによる指定代金の情報を付加して、電子署名を付加すると共に、電子証明書を添付する。

10 次に、図 34 のフローチャートを参照して、電子チケットの移動元となるユーザ端末 12-1 による電子チケットの移動処理について説明する。尚、以下の説明においては、移動元のユーザ端末 12-1、移動先のユーザのユーザ端末 12-2 と称する。また、秘密鍵 K1、公開鍵 K1'、電子証明書 313、ユーザ ID 313a、電子チケット管理プログラム 78 a'、および、署名管理プログラム 78 b' においても、移動元のユーザ端末 12-1 のものには、「-1」を、移動先のユーザ端末 12-2 のものには「-2」を付する。

15 ステップ S401において、電子チケット管理プログラム 78 a' -1 は、他のユーザへの電子チケットの移動が要求されたか否かを判定し、他のユーザへの電子チケットの移動が要求されるまでその処理を繰り返す。ステップ S401において、例えば、電子チケット S の移動が要求されると、その処理は、ステップ S402 に進む。

20 ステップ S402において、電子チケット管理プログラム 78 a' -1 は、移動先となるユーザ ID 313-2 が入力されたか否かを判定し、入力されるまでその処理を繰り返す。ステップ S402において、移動先となるユーザ ID が入力されるとその処理は、ステップ S403 に進む。

25 ステップ S403において、電子チケット管理プログラム 78 a' -1 は、移動元ユーザによる電子チケットの指定代金が入力されたか否かを判定し、移動元ユーザによる指定代金が入力されるまでその処理を繰り返す。例えば、ステップ S403において、移動元ユーザにより電子チケットの指定代金が入力されるとその処理はステップ S404 に進む。

ステップS 4 0 4において、電子チケット管理プログラム78a'，'-1は、署名管理プログラム78b'，'-1を制御して、図35で示すように、電子チケット、移動先のユーザ、移動元の指定代金の情報に、それらに対する電子署名を秘密鍵K1'-1により生成および添付し、さらに、移動元の電子証明書313を5添付して、移動先のユーザの所有するユーザ端末12-2に移動通知として送付する。

ここで、図36のフローチャートを参照して、電子チケットの移動先のユーザの所有するユーザ端末12-2による電子チケットの移動処理について説明する。

ステップS 4 2 1において、電子チケット管理プログラム78a'，'-2は、10電子チケットの移動通知が送付されてきたか否かを判定し、移動通知が送付されてくるまでその処理を繰り返す。例えば、図34のフローチャート中のステップS 4 0 4の処理により、移動通知が送付されてきた場合、その処理は、ステップS 4 2 2に進む。

ステップS 4 2 2において、電子チケット管理プログラム78a'，'-2は、15電子チケットの移動が承認されたか、すなわち、他のユーザからの電子チケットの譲渡を受けるか否かをユーザが判定し、例えば、ユーザ端末12-2のユーザが、ユーザ端末12-1のユーザからの電子チケットの譲渡を受ける、すなわち、移動が承認された場合、その処理は、ステップS 4 2 3に進む。

ステップS 4 2 3において、電子チケット管理プログラム78a'，'-2は、20移動通知を受信し、署名管理プログラム78b'，'-2を制御して、移動元ユーザの電子証明書を検証させる。すなわち、署名管理プログラム78b'，'-2は、電子チケット管理プログラム78a'，'-2に制御され、移動通知に含まれていた移動元ユーザの電子証明書313-1を、認証局サーバ13により発行されて公開されている電子証明書313-1を確認するための公開鍵を取得および使用25し、電子証明書313-1に含まれている移動元ユーザの公開鍵K1'，'-1と、移動元ユーザのユーザID313a-1が、それらに対する電子署名と対応するか確認する。

ステップ S 424において、署名管理プログラム 78 b'，'-2 は、電子証明書 313-1 に含まれている移動元ユーザの公開鍵 K1'，'-1 と、移動元ユーザのユーザ ID 313 a-1 が、正当なものか否かを判定する。ステップ S 424 において、電子証明書 313-1 に含まれている移動元ユーザの公開鍵 K1'，'-1 と、移動元ユーザのユーザ ID 313 a-1 が正当と判定された場合、移動元の電子証明書が正規のものであると判定し、その処理は、ステップ S 425 に進む。

ステップ S 425において、署名管理プログラム 78 b'，'-2 は、電子証明書に含まれている移動元のユーザ端末 12-1 の公開鍵 K1'，'-1 を使って移動元による電子署名が、電子署名の対象である電子チケット、移動先のユーザ ID、および、移動元の指定代金の情報と対応するかを確認する。

ステップ S 426において、署名管理プログラム 78 b'，'-2 は、移動通知に含まれていた移動元ユーザの電子署名が正規のものか、すなわち、移動通知に含まれていた電子チケット、移動先のユーザ ID、および、移動元の指定代金の情報が、移動元ユーザの電子署名と対応するか否かを判定し、対応したと判定された場合、その移動通知が確かにユーザ ID 313 a-1 のユーザから送られたものだと判定し、その処理は、ステップ S 427 に進む。

ステップ S 427において、署名管理プログラム 78 b'，'-2 は、移動先のユーザ ID 313 a-2 を、自らのユーザ ID 313 a-2 とを比較して確認する。

ステップ S 428において、署名管理プログラム 78 b'，'-2 は、移動先のユーザ ID 313 a-2 が、自らのユーザ ID 313 a-2 と一致するか否かを判定し、例えば、一致すると判定された場合、移動先のユーザが、自らであるとみなし、その処理は、ステップ S 429 に進む。

ステップ S 429（図 37）において、署名管理プログラム 78 b'，'-2 は、電子チケットに含まれる電子チケットを発行したサーバの電子署名を確認する。すなわち、署名管理プログラム 78 b'，'-2 は、電子チケット S を発行した電

子チケット管理サーバ11により公開されている公開鍵を取得し、電子署名が、署名対象の電子チケット情報と対応するかを検証する。

ステップS430において、署名管理プログラム78b'，'-2は、電子チケットが正規のものであるか否かを判定する。すなわち、署名管理プログラム78b'，'-2は、電子署名が電子チケット情報に対応したか否かを判定し、例えば、
5 対応したと判定された場合、その処理は、ステップS431に進む。

ステップS431において、電子チケット管理プログラム78a'，'-2は、移動先のユーザからの電子チケットの代金が別途指定されたか否かを判定し、例
えれば、移動先のユーザから別途代金の指定がされなかった場合、その処理は、
10 ステップS432に進む。

ステップS432において、電子チケット管理プログラム78a'，'-2は、移動元ユーザの指定代金を移動先ユーザの指定代金に設定する。

ステップS433において、電子チケット管理プログラム78a'，'-2は、署名管理プログラム78b'，'-2を制御して、図38で示すように、移動元ユーザからの電子チケット、移動先ユーザのユーザID、移動元ユーザの指定代金、移動元ユーザの電子署名、移動先ユーザの指定代金の情報に対して、秘密鍵K1
15 -2により移動先ユーザの電子署名を生成させる。

ステップS434において、電子チケット管理プログラム78a'，'-2は、移動元ユーザからの電子チケット、移動先ユーザのユーザID、移動元ユーザの
20 指定代金、移動元ユーザの電子署名、移動先ユーザの指定代金の情報と、それらに対する移動先ユーザの電子署名を、電子チケットの移動通知として電子チケッ
ト管理サーバ11に送信する。

ステップS431において、移動先ユーザにより別途電子チケットの指定代金
が入力された場合、ステップS435において、電子チケット管理プログラム7
25 8a'，'-2は、別途入力された指定代金を移動先ユーザの指定代金として設定
する。

ステップ S 4 2 4において、移動元ユーザの電子証明書が正規のものではないと判定された場合、ステップ S 4 2 6において、移動元ユーザの電子署名が正規のものではない場合、ステップ S 4 2 8において、指定された移動先ユーザのユーザ ID が自らのユーザ ID ではなかった場合、または、ステップ S 4 3 0において、電子チケットの電子署名が正規のものではなかった場合、ステップ S 4 3 6において、電子チケット管理プログラム 7 8 a'，'-2 は、電子チケットが使用不能、すなわち、移動通知の情報が正規のものではないことを移動先ユーザに通知する。

ステップ S 4 2 2において、移動が承認されなかった場合、ステップ S 4 3 7において、電子チケット管理プログラム 7 8 a'，'-2 は、電子チケットが不要である、すなわち、電子チケットの移動が認められなかったことを移動元ユーザの所有するユーザ端末 1 2 - 1 に通知する。

ここで、図 3 4 のフローチャートの説明に戻る。

ステップ S 4 0 5において、移動元ユーザのユーザ端末 1 2 - 1 の電子チケット管理プログラム 7 8 a'，'-1 は、通知を受信したか否かを判定し、通知を受信するまでその処理を繰り返す。例えば、図 3 7 のステップ S 4 3 7 の処理により、電子チケットが不要であることを示す通知が送信され、これが受信された場合、その処理は、ステップ S 4 0 6 に進む。

ステップ S 4 0 6において、電子チケット管理プログラム 7 8 a'，'-1 は、受信した通知内容を表示する。すなわち、今の場合、移動先ユーザが電子チケットを不要であった旨の表示がなされ、電子チケットの移動が行われなかつたことが移動元のユーザに通知される。

次に、図 3 9、図 4 0 のフローチャートを参照して、図 3 7 のフローチャートにおいて、ステップ S 4 3 4 の処理で、電子チケット管理プログラム 7 8 a'，'-2 により、移動元ユーザからの電子チケット、移動先ユーザのユーザ ID、移動元ユーザの指定代金、移動元ユーザの電子署名、移動先ユーザの指定代金の情報と、それらの電子署名からなる移動通知が電子チケット管理サーバ 1 1 に送信

された場合の電子チケット管理サーバ11の電子チケットの移動処理について説明する。

ステップS451において、電子チケット管理プログラム38b'、'は、電子チケットの移動通知が送付されてきたか否かを判定し、電子チケットの移動通知が送付されてくるまでその処理を繰り返す。例えば、図37のフローチャートのステップS434の処理により、電子チケットの移動先ユーザのユーザ端末12-2より電子チケットの移動通知が送付されると、その処理は、ステップS452に進む。

ステップS452において、電子チケット管理プログラム38b'、'は、移動通知を受信し、そこに含まれている移動元ユーザの電子証明書を検証する。すなわち、電子チケット管理プログラム38b'、'は、署名管理プログラム38c'、'を制御して、移動通知に含まれている移動元ユーザの電子証明書に対応する認証局サーバ13により公開されている電子証明書確認用の公開鍵を取得し、それを用いて、電子証明書に含まれる移動元ユーザのユーザIDと公開鍵K1'-1の情報が、それらに対する電子署名と対応するかを確認させる。

ステップS453において、署名管理プログラム38c'、'は、移動元ユーザの電子証明書が正規のものであるか否かを判定し、その電子証明書に含まれる移動元ユーザのユーザIDと公開鍵K1'-1の情報が、それらに対する電子署名と対応した場合、その電子証明書が正規のものであるとみなし、その処理は、ステップS454に進む。

ステップS454において、署名管理プログラム38c'、'は、移動元ユーザの電子証明書を確認した方法と同様の方法で、移動先ユーザの電子証明書を確認する。ステップS455において、署名管理プログラム38c'、'は、ステップS453における移動元のユーザの電子証明書と同様の方法で、移動先ユーザの電子証明書が正規のものであるか否かを判定し、正規のものであると判定された場合、その処理は、ステップS456に進む。

ステップ S 456において、署名管理プログラム 38c'は、移動元ユーザによる電子署名を、移動元ユーザの電子証明書に含まれている公開鍵 K1' - 1 で検証する。すなわち、署名管理プログラム 38c'は、移動元ユーザの電子証明書に含まれていた公開鍵 K1' - 1 を用いて、移動元ユーザの電子署名が、
5 署名対象の情報である電子チケット、移動先のユーザ ID、移動元の指定代金と対応するかを確認する。

ステップ S 457において、署名管理プログラム 38c'は、移動元ユーザによる電子署名が正規なものであるか否か、すなわち、移動元ユーザによる電子署名が、署名対象の情報である電子チケット、移動先のユーザ ID、移動元の指
10 定代金と対応するか否かを判定する。ステップ S 457において、例えば、移動元ユーザによる電子署名と署名対象の情報が対応する場合、署名管理プログラム 38c'は、移動元ユーザによる電子署名が正規のものであるとみなし、その処理は、ステップ S 458に進む。

ステップ S 458において、署名管理プログラム 38c'は、ステップ S 456における処理と同様に方法で、移動先ユーザによる電子署名を、移動先ユーザの電子証明書に含まれている公開鍵 K1' - 2 で検証する。

ステップ S 459において、署名管理プログラム 38c'は、ステップ S 457における処理と同様に方法で、移動先ユーザによる電子署名が、正規のものであるか否かを判定し、例えば、正規のものであると判定された場合、その処理
20 は、ステップ S 460に進む。

ステップ S 460において、署名管理プログラム 38c'は、電子チケットの電子署名を確認する。すなわち、署名管理プログラム 38c'は、電子チケットの電子署名を、電子チケットを発行したサーバが公開する公開鍵を用いて、署名対象の情報であるチケット ID およびアクセス情報 ID と対応するか確認する。
25 今の場合、電子チケット S は、電子チケット管理サーバ 11 自身により発行されているので、自らの公開鍵 K0' により電子チケットの電子署名が検証される。

ステップ S 4 6 1において、署名管理プログラム 3 8 c'，' は、電子チケットの電子署名が正規のものであるかを確認する。すなわち、署名管理プログラム 3 8 c'，' は、電子署名が、署名対象の情報であるチケット ID とアクセス情報 ID と対応するか否かを判定する。例えば、電子署名が、署名対象の情報であるチケット ID およびアクセス情報 ID と対応すると判定された場合、すなわち、電子チケットの署名が正規のものであると判定された場合、その処理は、ステップ S 4 6 2に進む。

ステップ S 4 6 2において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，' は、電子チケットのチケット ID に基づいて、電子チケットデータベース 3 8 a'，' を照合し、登録されている電子チケット S のユーザ ID を取得する。

ステップ S 4 6 3において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，' は、電子チケットの移動元のユーザのユーザ ID と、電子チケットデータベース 3 8 a'，' に登録されたユーザ ID とが一致するか否かを判定し、例えば、同じであると判定された場合、その処理は、ステップ S 4 6 4に進む。

ステップ S 4 6 4において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，' は、チケット ID から、電子チケットが今現在有効であるか否かを判定する。すなわち、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，' は、電子チケットデータベース 3 8 a'，' に登録された情報から、例えば、残回数を確認し電子チケットが有効であるか否かを判定し、例えば、電子チケットが有効であると判定された場合、その処理は、ステップ S 4 6 5に進む。

ステップ S 4 6 5において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，' は、移動先ユーザの指定代金が移動元ユーザの指定代金以上であるか否かを判定し、例えば、移動先ユーザの指定代金が移動元ユーザの指定代金以上であると判定した場合、すなわち、移動元ユーザと移動先ユーザ間で代金の折り合いがついていると判定し、その処理は、ステップ S 4 6 6に進む。

ステップ S 4 6 6において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，'は、移動先ユーザの指定代金を移動先ユーザの口座から徴収し、移動元ユーザの口座に移すように課金サーバ 1 5に処理を要求する。

ここで、図 4 1 のフローチャートを参照して、課金サーバ 1 5 の処理について
5 説明する。尚、図 4 1 のステップ S 4 8 1, S 4 8 2 の処理は、図 1 4 のステップ S 4 1, S 4 2 の処理と同様であるので、その処理の説明は省略する。

ここで、図 4 0 のフローチャートの説明に戻る。

ステップ S 4 6 7において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，'は、電子チケットデータベースにアクセスし、電子チケットのチケット ID と共に組み
10 合わせて登録されているユーザ ID を移動元のユーザ ID から移動先のユーザ ID に変更し、更に移動元ユーザ端末 1 2 - 1 に結果を通知する。

ステップ S 4 5 3において、移動元ユーザの電子証明書が正規ではないと判定された場合、ステップ S 4 5 5において、移動先ユーザの電子証明書が正規ではないと判定された場合、ステップ S 4 5 7において、移動元ユーザの電子署名が正規ではないと判定された場合、ステップ S 4 5 9において、移動先ユーザの電子署名が正規ではないと判定された場合、ステップ S 4 6 1において、電子チケットの電子署名が正規のものではないと判定された場合、ステップ S 4 6 3において、電子チケットに含まれているチケット ID と、電子チケットデータベース 3 8 a'，'に登録された電子チケットのチケット ID とが一致しない場合、ステップ S 4 6 4において、チケットが有効ではない場合、ステップ S 4 6 5において、移動先ユーザの指定代金が移動元ユーザの指定代金以上ではない場合、ステップ S 4 6 8において、電子チケット管理プログラム 3 8 b'，'は、電子チケットの移動が不能であることを移動元ユーザのユーザ端末 1 2 - 1 に通知する。

尚、以上の例において、電子チケットの所有者（電子チケットデータベースのユーザ ID が登録されたユーザ）は、特定のユーザであることを前提に説明してきたが、電子チケットの所有者は、特定のユーザのみならず、例えば、グループなどとしてもよく、複数のユーザであってもよいし、さらには、無制限といった

設定にするようにしても良い。従って、電子チケットの所有者の移動においても、特定のユーザから複数のグループや、無制限といったように移動させることも可能である。

また、ユーザの電子署名付きの電子チケットと、電子証明書のセットは、第3

5 者により盗聴されると、いわゆるなりすましにより不正な使用が可能となることが考えられる。この場合、ユーザ端末12でも利用可能回数（残回数）のカウンタを持ち、電子チケットを利用する度にカウンタを変化させ、このカウンタの値を電子署名付きの電子チケットと、電子証明書のセットに含ませるようにすることで、電子チケット管理サーバ11は、変化するカウンタの値と残回数を照合する10ようにすることで、不正な使用を防止せざるようになることができる。

さらに、以上の例においては、電子証明書を常に添付してデータを送受信していたが、例えば、電子チケット管理サーバ11などでユーザIDと対応付けて記憶しておくようにすれば、データの授受の度に電子証明書を添付する必要は無くなる。

15 また、電子チケットの所有者を移動させる例の応用例として、所定期間を設定し、その期間内で最も高い指定代金を設定したユーザに電子チケットの所有権を移動させるようにしてもよく。このような構成とすることにより、電子チケットのネットオークションシステムを構築させることもできる。

以上の処理により、電子チケットの所有者を変更させることができるので、20 ユーザ端末によって、例えば、上述のようなコンテンツの配信を受ける権利を購入したような際にも、コンテンツの配信を受けるための機器の制限をなくすことができ、さらに、権利として他のユーザへの譲渡なども簡単に行うことができる。

25 上述した一連の処理は、ハードウェアにより実行させることもできるが、ソフトウェアにより実行させることもできる。一連の処理をソフトウェアにより実行させる場合には、そのソフトウェアを構成するプログラムが、専用のハードウェアに組み込まれているコンピュータ、または、各種のプログラムをインストール

することで、各種の機能を実行させることが可能な、例えば汎用のパソコンやコンピュータなどに記録媒体からインストールされる。

この記録媒体は、図 2 乃至図 6 に示すように電子チケット管理サーバ 1 1、ユーザ端末 1 2、認証局サーバ 1 3、コンテンツ配信サーバ 1 4、および課金サーバ 1 5 に予め組み込まれた状態でユーザに提供される、プログラムが記録されている記憶部 3 8、7 8、1 1 8、1 5 8、1 9 8だけではなく、コンピュータとは別に、ユーザにプログラムを提供するために配布される、プログラムが記録されている磁気ディスク 5 1、9 1、1 3 1、1 7 1、2 1 1（フレキシブルディスクを含む）、光ディスク 5 2、9 2、1 3 2、1 7 2、2 1 2（CD-ROM（Compact Disk-Read Only Memory）、DVD（Digital Versatile Disk）を含む）、光磁気ディスク 5 3、9 3、1 3 3、1 7 3、2 1 3（MD（Mini-Disc）（登録商標）を含む）、もしくは半導体メモリ 5 4、9 4、1 3 4、1 7 4、2 1 4（Memory Stick を含む）などよりなるパッケージメディアにより構成される。

尚、本明細書では、コンテンツはコンテンツ配信サーバ 1 4 から配信する例について記述したが、ユーザ端末 1 2 に対して、コンテンツを磁気ディスク 5 1、9 1、1 3 1、1 7 1、2 1 1（フレキシブルディスクを含む）、光ディスク 5 2、9 2、1 3 2、1 7 2、2 1 2（CD-ROM（Compact Disk-Read Only Memory）、DVD（Digital Versatile Disk）を含む）、光磁気ディスク 5 3、9 3、1 3 3、1 7 3、2 1 3（MD（Mini-Disc）（登録商標）を含む）、もしくは半導体メモリ 5 4、9 4、1 3 4、1 7 4、2 1 4（Memory Stick を含む）などによって供給する場合も考えられる。この場合は、電子チケットのアクセス情報 ID には上記記録媒体に格納されるコンテンツのファイルが特定できる情報が含まれることになる。

尚、本明細書において、記録媒体に記録されるプログラムを記述するステップは、記載された順序に沿って時系列的に行われる処理は、もちろん、必ずしも時

系列的に処理されなくとも、並列的あるいは個別に実行される処理を含むものである。

また、本明細書において、システムとは、複数の装置により構成される装置全体を表すものである。

5

産業上の利用可能性

本発明によれば、ネットワークを介して流通する情報を取得する権利を所有するとき、機器に制限されることなく情報を取得することが可能となり、さらに、ネットワークを介して流通する情報を取得する権利を自由に譲渡することが可能となる。

請求の範囲

1. 所定の情報を取得する情報処理装置において、
前記所定の情報を取得する権利を示す電子チケットを記憶する記憶手段と、
前記電子チケットを識別するチケット ID、および、前記チケット ID に対する
5 電子署名をその他の情報処理装置に送信する送信手段と、
前記チケット ID と前記電子署名に基づいて、前記その他の情報処理装置より
送信されてくる前記所定の情報を取得するための暗号鍵を受信する受信手段と、
前記受信手段により受信された暗号鍵を使用して、前記所定の情報を取得する
取得手段と
10 を備えることを特徴とする情報処理装置。
2. 前記電子チケットは、前記チケット ID に加えて、取得可能な前記所定の
情報を識別するアクセス情報 ID、前記チケット ID、または前記アクセス情報 ID
に対する電子署名を含む
ことを特徴とする請求の範囲第 1 項に記載の情報処理装置。
- 15 3. 前記アクセス情報 ID は、前記所定の情報のインターネット上の URL を含
む
ことを特徴とする請求の範囲第 2 項に記載の情報処理装置。
4. 前記記憶手段は、前記電子チケットに加えて、前記電子チケットに含まれ
る情報に対する電子署名と、前記電子チケットに含まれる情報に対する電子署名
20 の検証用の公開鍵、前記電子チケットの所有者を識別するユーザ ID、並びに前
記公開鍵、および前記ユーザ ID に対する電子署名を含むユーザ証明書を記憶し、
前記送信手段は、前記電子チケットと共に、前記電子署名、および前記ユーザ
証明書をその他の情報処理装置に送信する
ことを特徴とする請求の範囲第 1 項に記載の情報処理装置。
- 25 5. 前記電子チケットの所有者を識別するユーザ ID を、前記所有者とは異なる
他の所有者にユーザ ID に変更するように前記その他の情報処理装置に要求す
る要求手段をさらに備える

ことを特徴とする請求の範囲第1項に記載の情報処理装置。

6. 前記要求手段が、前記電子チケットの所有者を識別するユーザIDを、前記所有者とは異なる他の所有者のユーザIDに変更するように、前記その他の情報処理装置に要求するとき、変更に伴う対価を設定する対価設定手段をさらに備

5 える

ことを特徴とする請求の範囲第5項に記載の情報処理装置。

7. 前記対価設定手段は、変更に伴う対価を前記所有者により設定された対価とする

ことを特徴とする請求の範囲第6項に記載の情報処理装置。

10 8. 前記対価設定手段は、変更に伴う対価を前記他の所有者により設定された対価とする

ことを特徴とする請求の範囲第6項に記載の情報処理装置。

9. 前記所定の情報は、映画、または、音楽を含む

ことを特徴とする請求の範囲第1項に記載の情報処理装置。

15 10. 所定の情報を取得する情報処理装置の情報処理方法において、

前記所定の情報を取得する権利を示す電子チケットを記憶する記憶ステップと、

前記電子チケットを識別するチケットIDと、前記チケットIDに対する電子

署名をその他の情報処理装置に送信する送信ステップと、

前記チケットIDと前記電子署名に基づいて、前記その他の情報処理装置より

20 送信されてくる前記所定の情報を取得するための暗号鍵を受信する受信ステップ

と、

前記受信ステップの処理で受信された暗号鍵を使用して、前記所定の情報を取得する取得ステップと

を含むことを特徴とする情報処理方法。

25 11. 所定の情報を取得する情報処理装置を制御するプログラムであって、

前記所定の情報を取得する権利を示す電子チケットの記憶を制御する記憶制御ステップと、

前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID に対する電子署名のその他の情報処理装置への送信を制御する送信制御ステップと、

前記チケット ID と前記電子署名に基づいて、前記その他の情報処理装置より送信されてくる前記所定の情報を取得するための暗号鍵の受信を制御する受信制

5 御ステップと、

前記受信制御ステップの処理で受信された暗号鍵の使用と、前記所定の情報の取得を制御する取得制御ステップと

を含むことを特徴とするコンピュータが読み取り可能なプログラムが記録されている記録媒体。

10 12. 所定の情報を取得する情報処理装置を制御するコンピュータに、

前記所定の情報を取得する権利を示す電子チケットの記憶を制御する電子チケット記憶制御ステップと、

前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID に対する電子署名の第 1 の情報処理装置への送信を制御する送信制御ステップと、

15 前記チケット ID と前記電子署名に基づいて、前記第 1 の情報処理装置より送信されてくる前記所定の情報を取得するための暗号鍵の受信を制御する受信制御ステップと、

前記受信制御ステップの処理で受信された暗号鍵の使用と、前記所定の情報の取得を制御する取得制御ステップと

20 を実行させるプログラム。

13. 電子チケットを管理する情報処理装置において、

前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID 每に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を記憶する記憶手段と、

他の情報処理装置より送信されてくる、前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID に対する電子署名を受信する受信手段と、

前記チケット ID に対する電子署名が正当なものであるか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段の判定結果に基づいて、前記チケット ID に対応する前記所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、前記その他の情報処理装置に送信する送信手段と

を備えることを特徴とする情報処理装置。

5 14. 前記電子チケットは、前記チケット ID に加えて、取得可能な前記所定の情報を識別するアクセス情報 ID、前記チケット ID、またはアクセス情報 ID に対する電子署名を含む

ことを特徴とする請求の範囲第 13 項に記載の情報処理装置。

15. 前記アクセス情報 ID は、前記所定の情報のインターネット上の URL を
10 含む

ことを特徴とする請求の範囲第 14 項に記載の情報処理装置。

16. 前記電子チケットは、前記チケット ID、または、前記電子署名に加えて、前記電子チケットの所有者を識別するユーザ ID を含む

ことを特徴とする請求の範囲第 13 項に記載の情報処理装置。

17. 前記記憶手段は、前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID 每に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵に加えて、前記チケット ID 每に前記所定の情報の取得にかかる状態を記憶する

ことを特徴とする請求の範囲第 13 項に記載の情報処理装置。

18. 前記送信手段が、前記チケット ID に対応する前記所定の情報の取得を
20 可能にする暗号鍵を、前記その他の情報処理装置に送信するとき、前記チケット ID 每に前記所定の情報の取得にかかる状態を変更させる状態変更手段をさらに備える

ことを特徴とする請求の範囲第 17 項に記載の情報処理装置。

19. 前記状態変更手段は、前記送信手段が、前記チケット ID に対応する前記所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、前記その他の情報処理装置に送信するとき、前記チケット ID 每に前記所定の情報の取得にかかる状態のうち、取得可能回数を変更させる

ことを特徴とする請求の範囲第 18 項に記載の情報処理装置。

20. 前記状態変更手段は、前記送信手段が、前記チケット ID に対応する前記所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、前記その他の情報処理装置に送信するとき、前記チケット ID 毎に前記所定の情報の取得にかかる状態のうち、取得
5 可能な期限を変更させる

ことを特徴とする請求の範囲第 18 項に記載の情報処理装置。

21. 前記記憶手段は、前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID 每に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵に加えて、前記チケット ID 每にその所有者を識別するユーザ ID を記憶する

- 10 ことを特徴とする請求の範囲第 13 項に記載の情報処理装置。

22. 前記電子署名は、前記ユーザ ID を含み、

前記電子署名に含まれた前記電子チケットの使用者の前記ユーザ ID と、前記記憶手段により記憶されている前記電子チケットの所有者の前記ユーザ ID とを比較し、比較結果に応じて、前記電子チケットの所有者と使用者が一致している
15 か否かを確認する確認手段をさらに備える

ことを特徴とする請求の範囲第 21 項に記載の情報処理装置。

23. 前記他の情報処理装置より送信されてくる電子チケットのユーザ ID の変更要求を受信する変更要求受信手段と、

前記変更要求に対応して、前記記憶手段により記憶されている電子チケットのユーザ ID を、前記所有者とは異なる他の所有者の ID に変更するユーザ ID 変更手段とをさらに備える
20

ことを特徴とする請求の範囲第 22 項に記載の情報処理装置。

24. 前記変更要求受信手段は、電子チケットのユーザ ID の変更要求に加えて、変更にかかる対価の情報を受信し、

25 前記ユーザ ID 変更手段が、前記記憶手段により記憶されている電子チケットのユーザ ID を、前記所有者とは異なる他の所有者の ID に変更するとき、前記対価の情報に基づいた課金を行う課金手段をさらに備える

ことを特徴とする請求の範囲第23項に記載の情報処理装置。

25. 電子チケットを管理する情報処理装置の情報処理方法において、

前記電子チケットを識別するチケットIDと、前記チケットID毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を記憶する記憶ステップと、

5 他の情報処理装置より送信されてくる、前記電子チケットを識別するチケットIDと、前記チケットIDに対する電子署名を受信する受信ステップと、

前記チケットIDに対する電子署名が正当なものであるか否かを判定する判定ステップと、

前記判定ステップの処理での判定結果に基づいて、前記チケットIDに対応する前記所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、前記その他の情報処理装置に送信する送信ステップと

を含むことを特徴とする情報処理方法。

26. 電子チケットを管理する情報処理装置を制御するプログラムであって、

前記電子チケットを識別するチケットIDと、前記チケットID毎に対応する

15 所定の情報の取得を可能にする暗号鍵の記憶を制御する記憶制御ステップと、

他の情報処理装置より送信されてくる、前記電子チケットを識別するチケットIDと、前記チケットIDに対する電子署名の受信を制御する受信制御ステップと、

前記チケットIDに対する電子署名が正当なものであるか否かの判定を制御する判定制御ステップと、

20 前記判定制御ステップの処理での判定結果に基づいて、前記チケットIDに対応する前記所定の情報の取得を可能にする暗号鍵の、前記その他の情報処理装置への送信を制御する送信制御ステップと

を含むことを特徴とするコンピュータが読み取り可能なプログラムが記録されている記録媒体。

25 27. 電子チケットを管理する情報処理装置を制御するコンピュータに、

前記電子チケットを識別するチケットIDと、前記チケットID毎に対応する所定の情報の取得を可能にする暗号鍵の記憶を制御する記憶制御ステップと、

他の情報処理装置より送信されてくる、前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID に対する電子署名の受信を制御する受信制御ステップと、前記チケット ID に対する電子署名が正当なものであるか否かの判定を制御する判定制御ステップと、

- 5 前記判定制御ステップの処理での判定結果に基づいて、前記チケット ID に対応する前記所定の情報の取得を可能にする暗号鍵の、前記その他の情報処理装置への送信を制御する送信制御ステップとを実行させるプログラム。

28. 所定の情報を取得する第 1 の情報処理装置と、電子チケットを管理する
 - 10 第 2 の情報処理装置からなる情報処理システムにおいて、

前記第 1 の情報処理装置は、

前記所定の情報を取得する権利を示す電子チケットを記憶する第 1 の記憶手段と、

- 15 前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID に対する電子署名を第 2 の情報処理装置に送信する第 1 の送信手段と、

前記チケット ID と前記電子署名に基づいて、前記第 2 の情報処理装置より送信されてくる前記所定の情報を取得するための暗号鍵を受信する第 1 の受信手段と、

- 20 前記第 1 の受信手段により受信された暗号鍵を使用して、前記所定の情報を取得する取得手段と

を備え、

前記第 2 の情報処理装置は、

前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID 毎に対応する所定の情報を取得を可能にする暗号鍵を記憶する第 2 の記憶手段と、

- 25 第 1 の情報処理装置より送信されてくる、前記電子チケットを識別するチケット ID と、前記チケット ID に対する電子署名を受信する第 2 の受信手段と、

前記チケット ID に対する電子署名が正当なものであるか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段の判定結果に基づいて、前記チケット ID に対応する前記所定の情報の取得を可能にする暗号鍵を、前記その他の情報処理装置に送信する第 2

5 の送信手段と

を備える

ことを特徴とする情報処理システム。

図 1

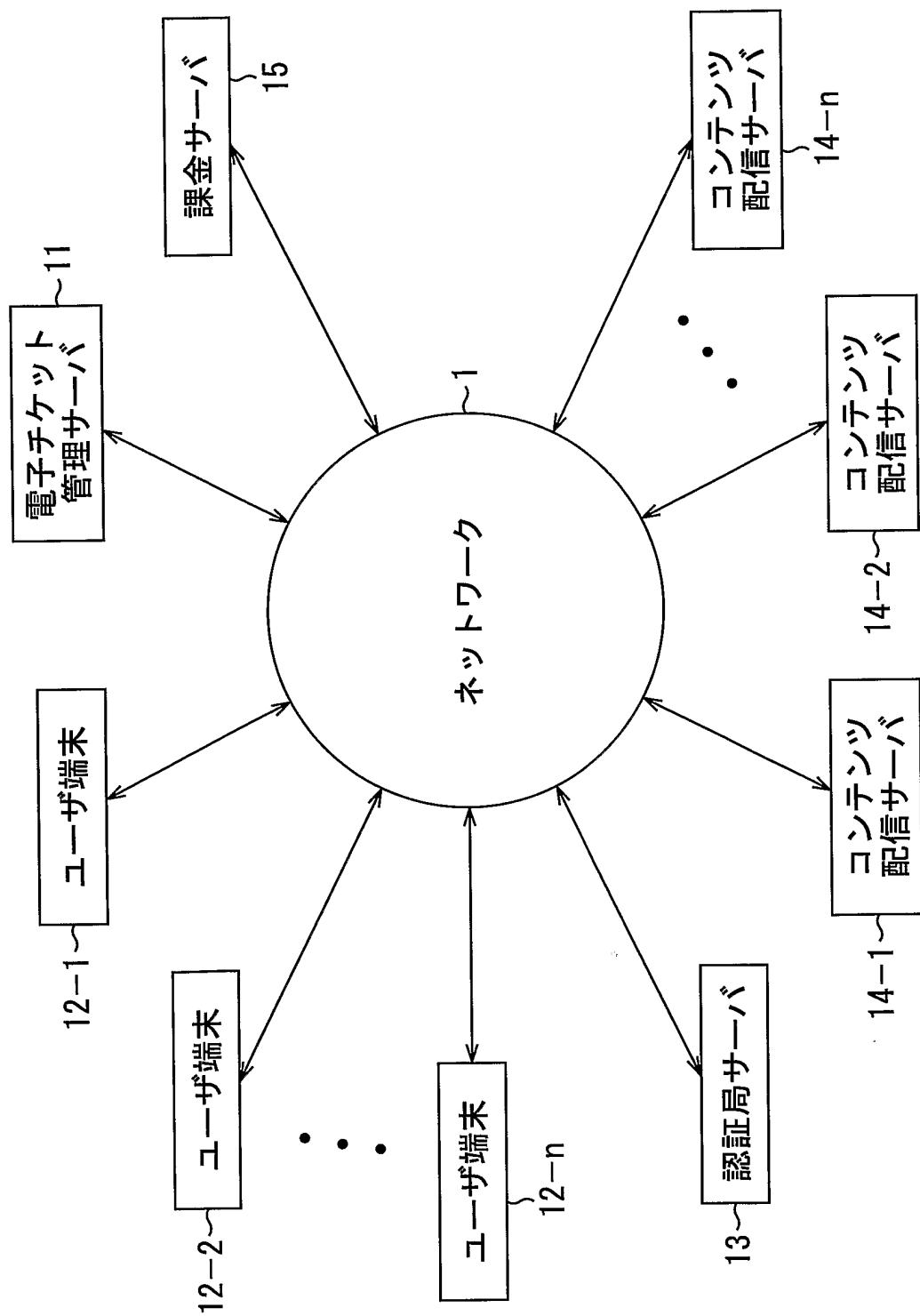
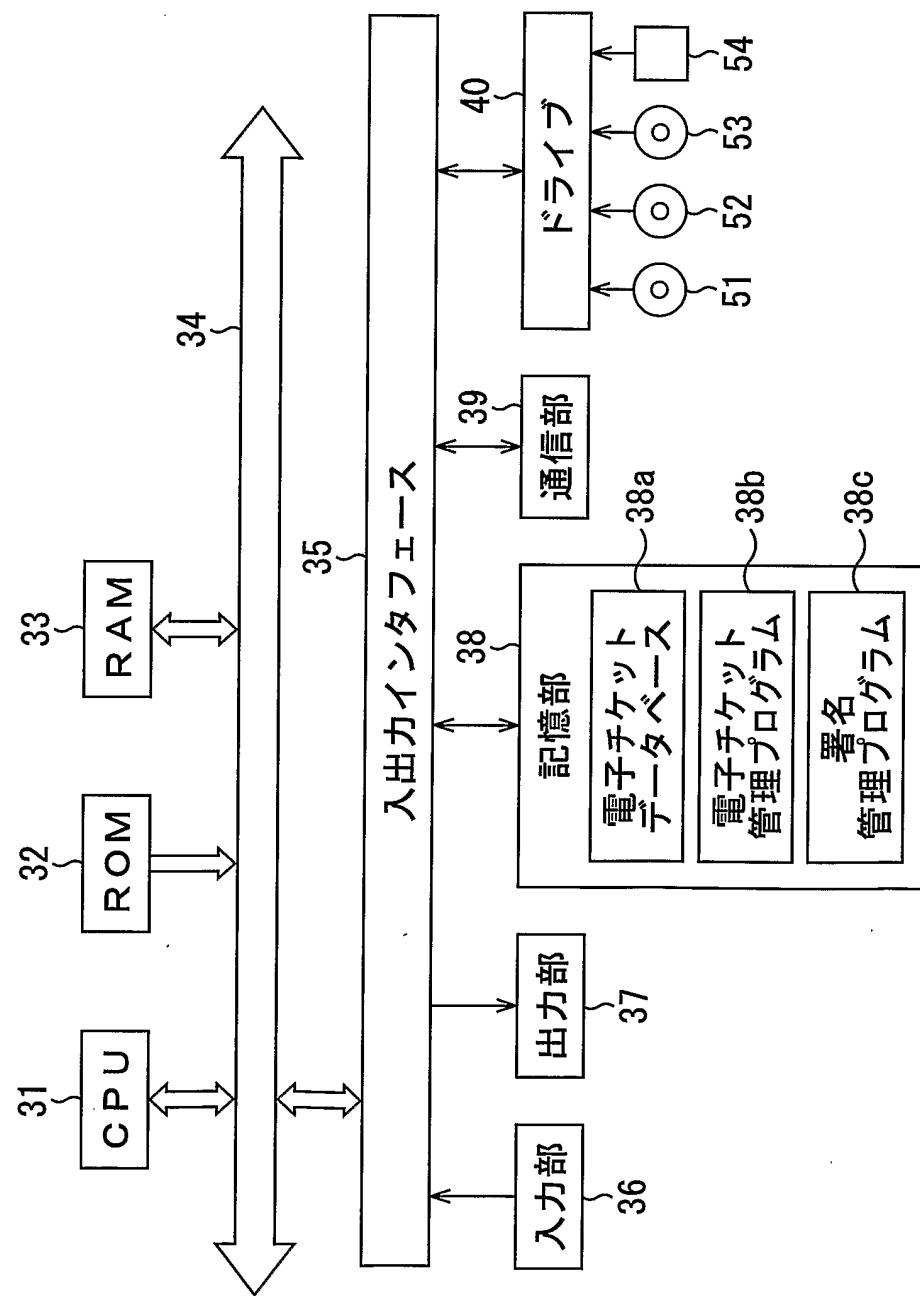


図 2



3 / 39

図 3

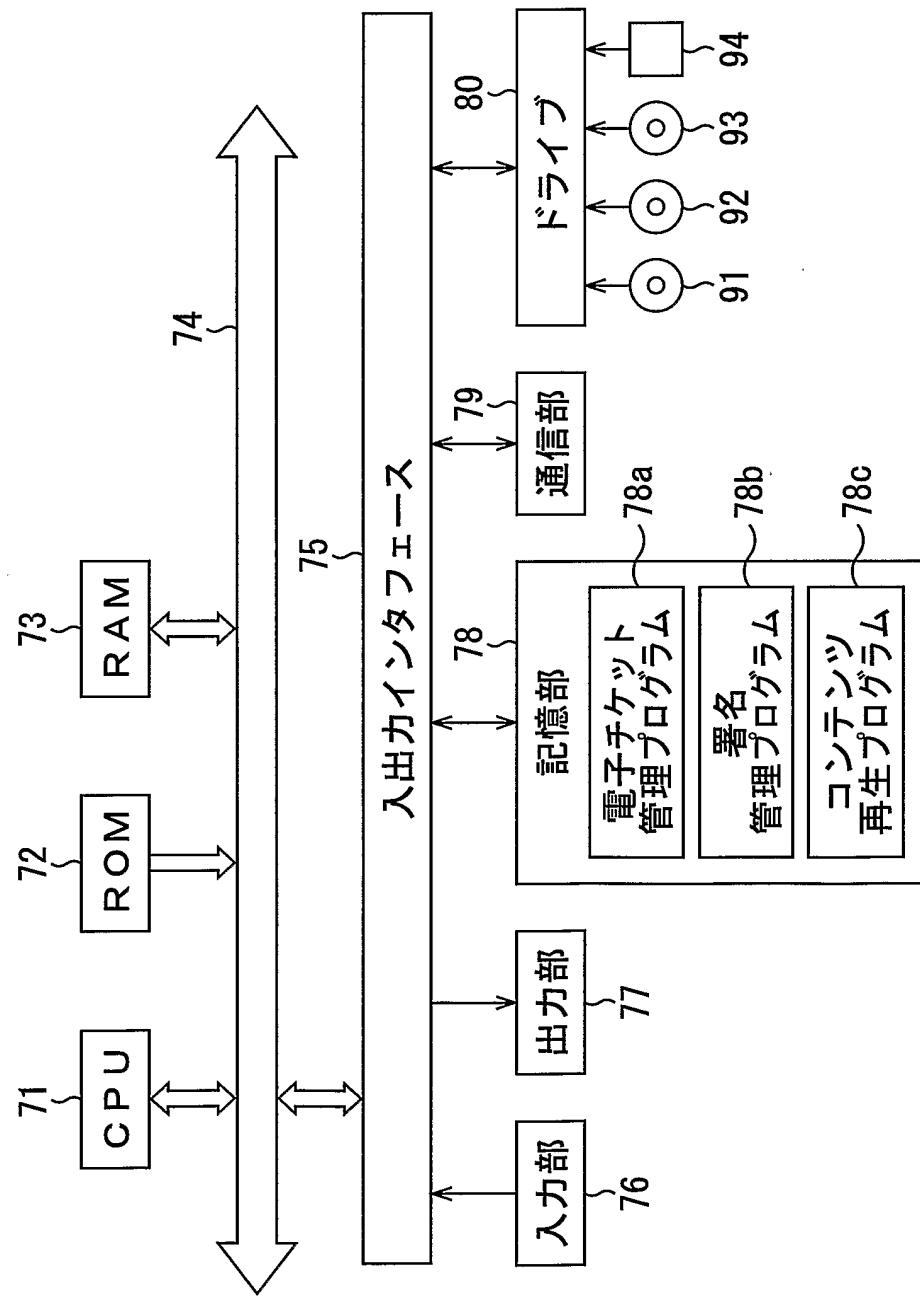


図 4

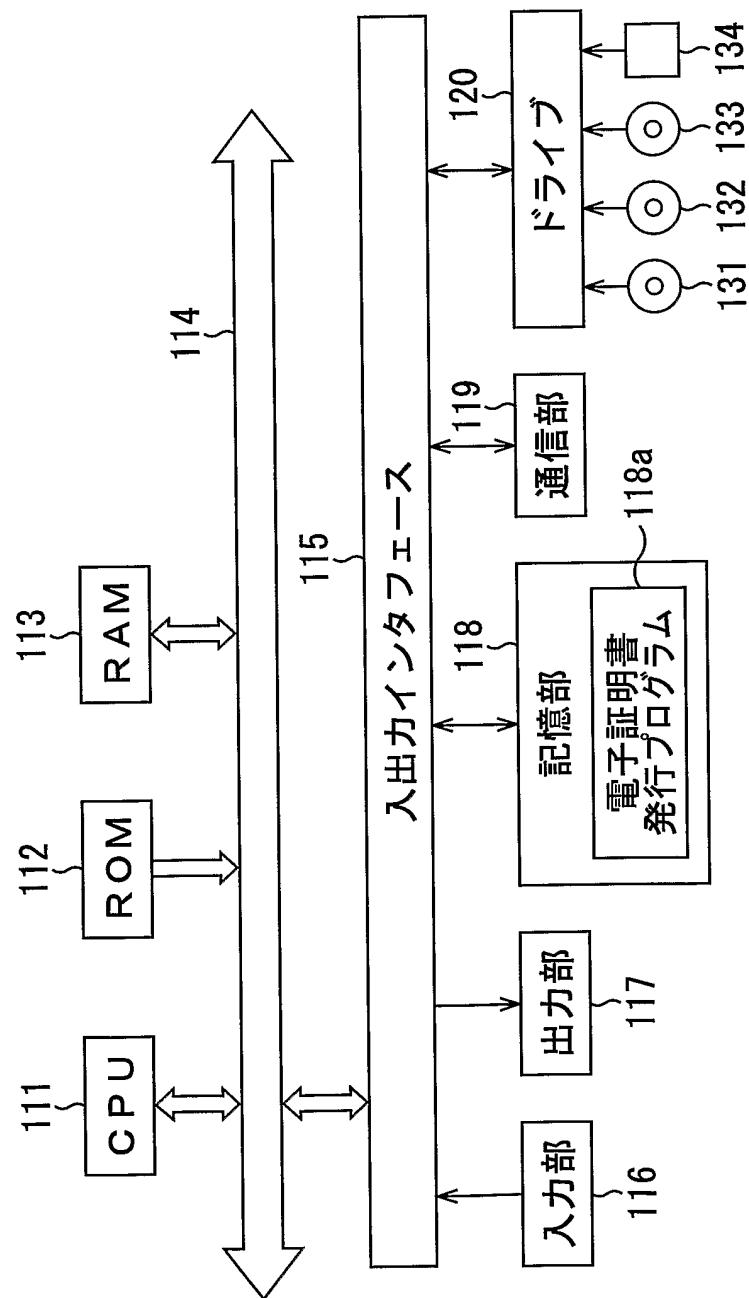


図 5

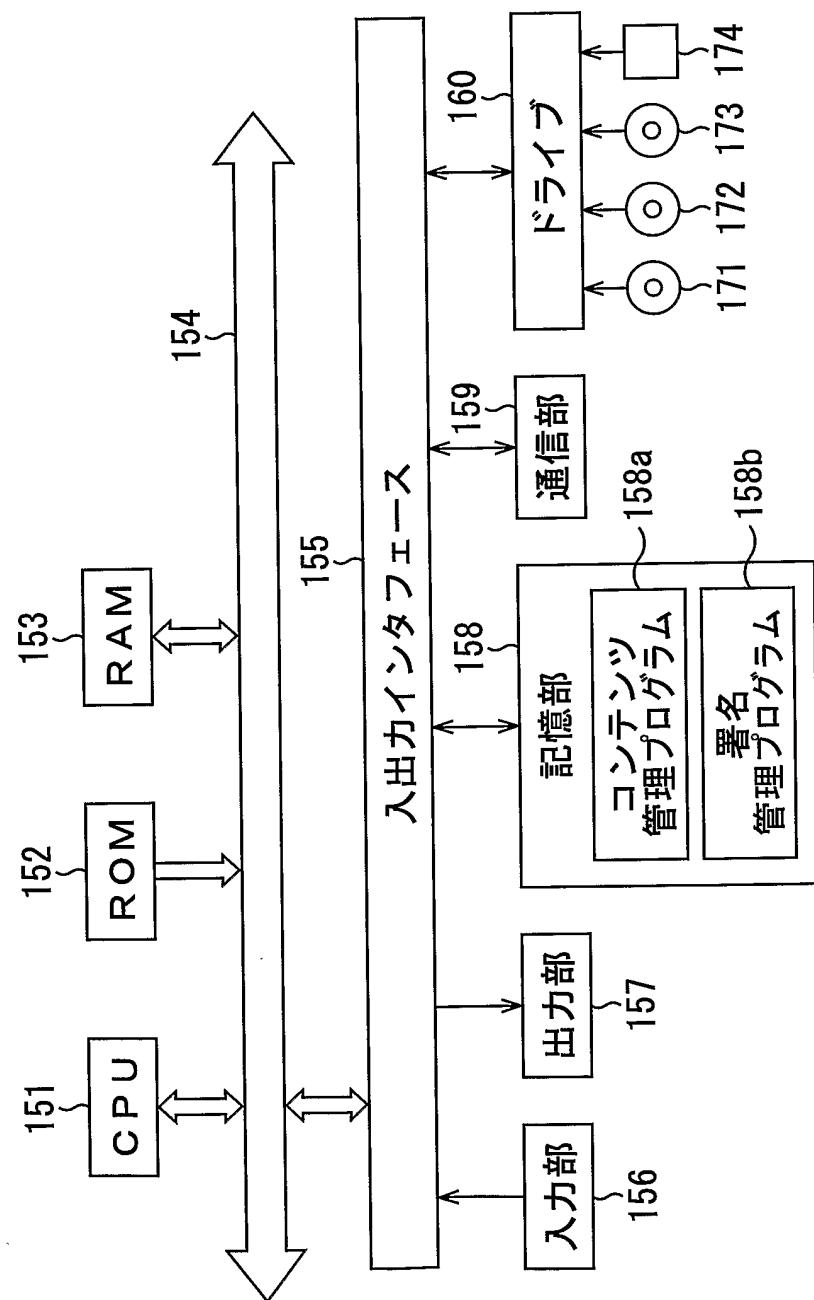
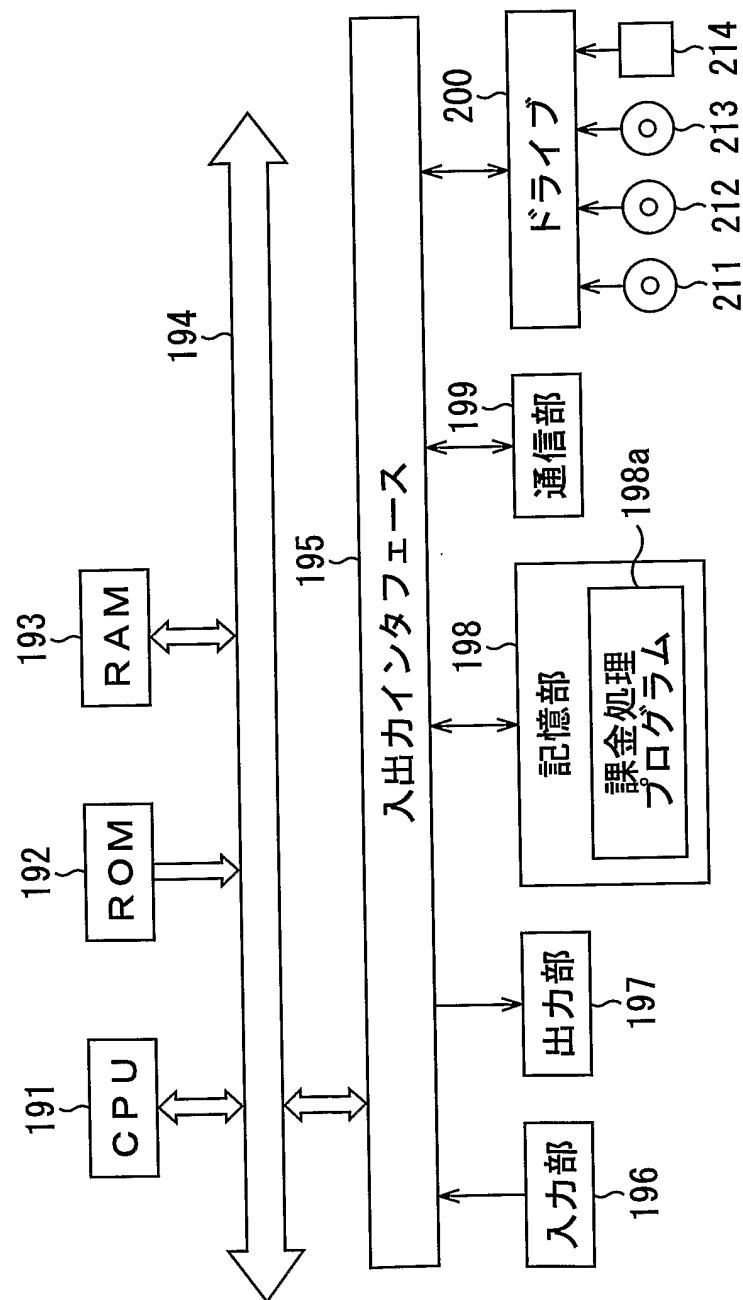


図 6



7/39

図 7

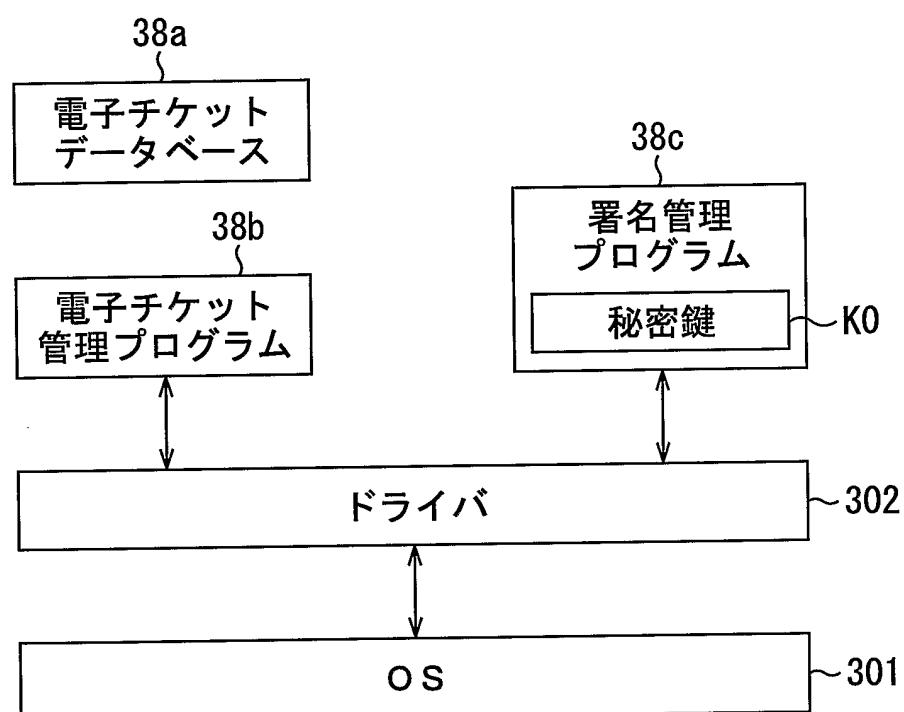


図 8

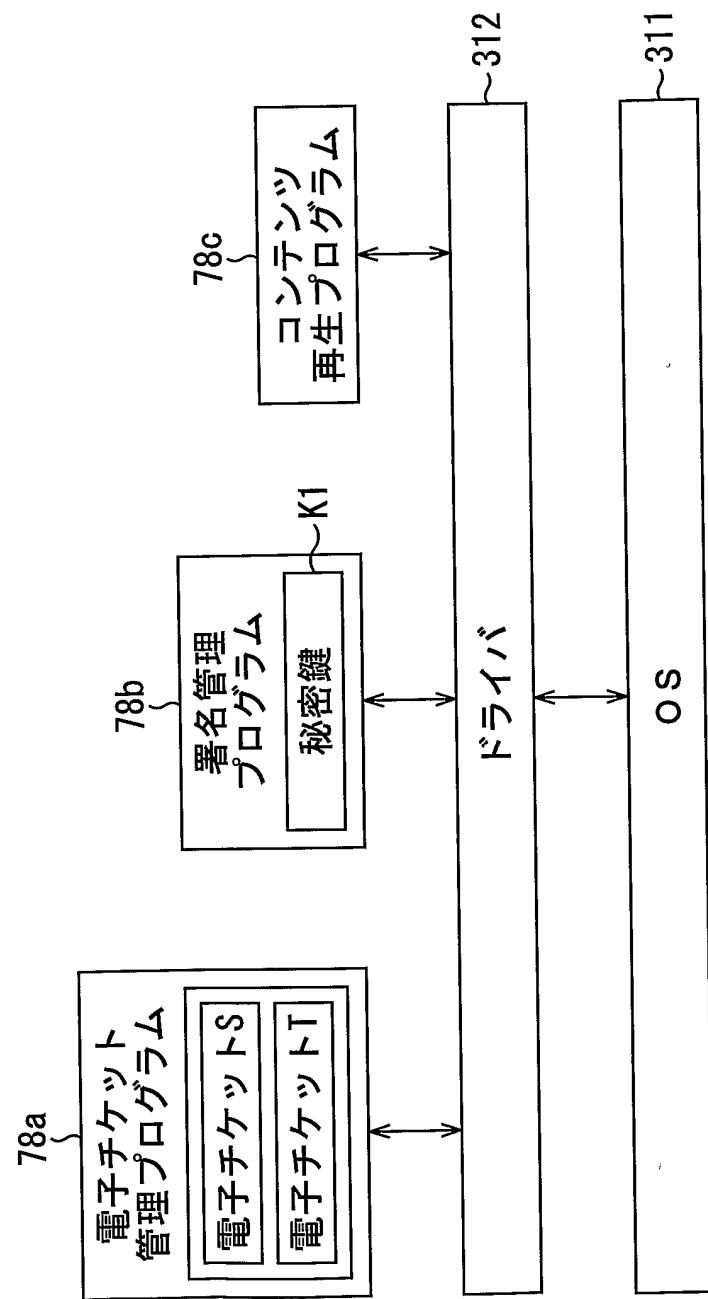
チケットID
アクセス情報ID
電子署名

8/39

図 9

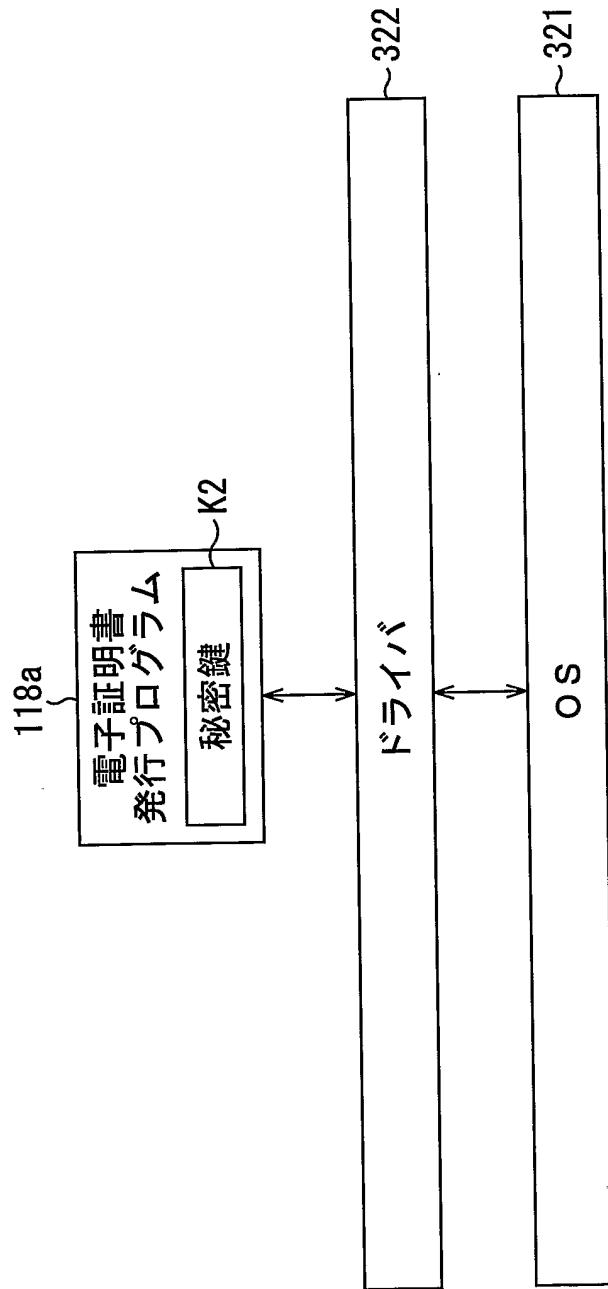
	電子チケットS	電子チケットT	電子チケットU	電子チケットV	電子チケットW	電子チケットZ
チケットID	T11	T22	T33	T44	T55	T66
アクセス情報ID	http://aaa.com/	http://bbb.com/	http://ccc.com/	http://ddd.com/	http://eee.com/	http://fff.com/
アクセス用暗号鍵	AA1	BB1	CC1	DD1	EE1	FF1

図10



10 / 39

図11



11/39

図12

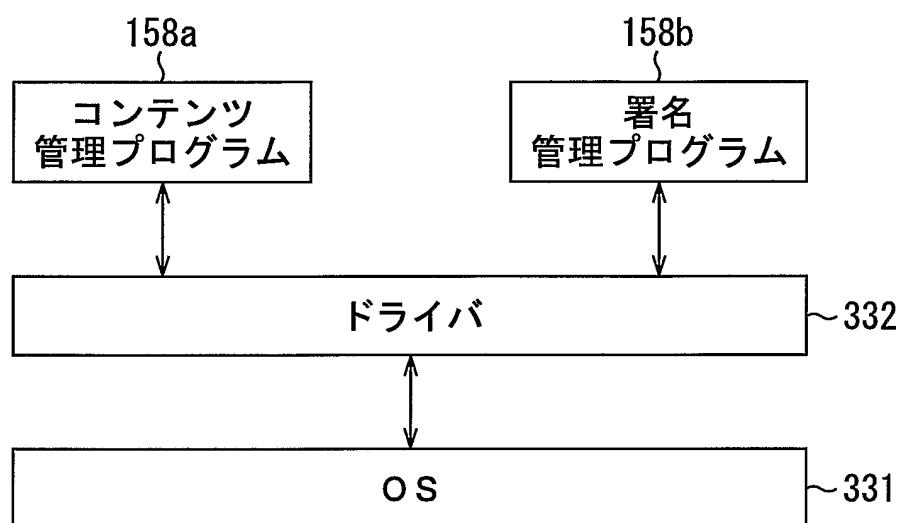


図13

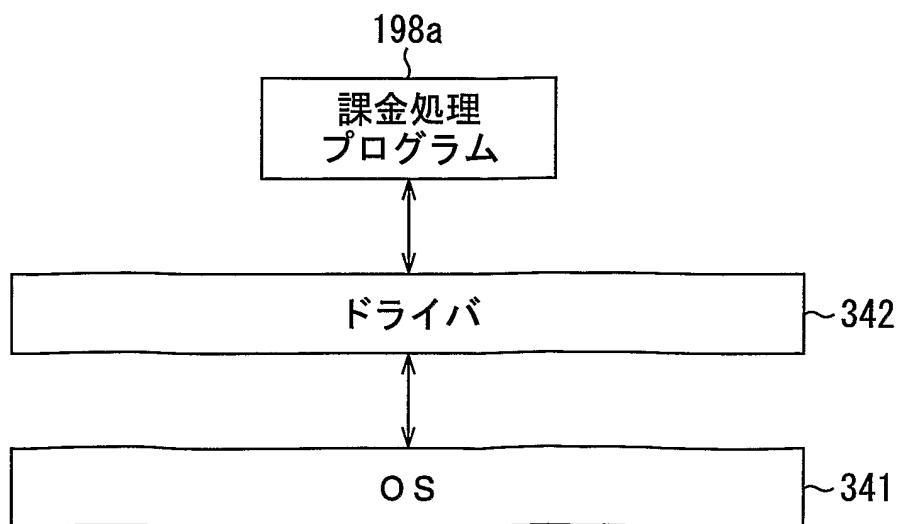
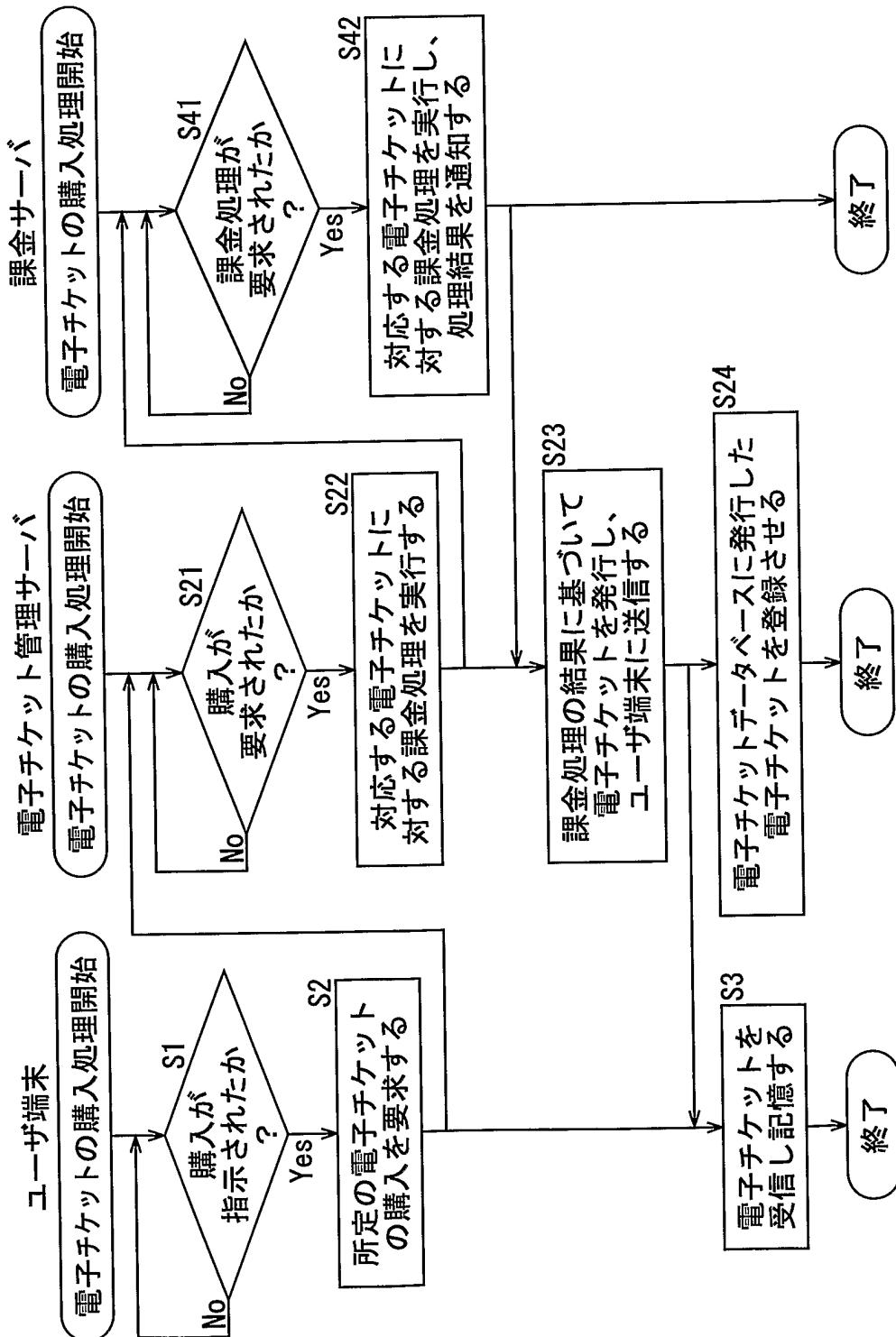


図14



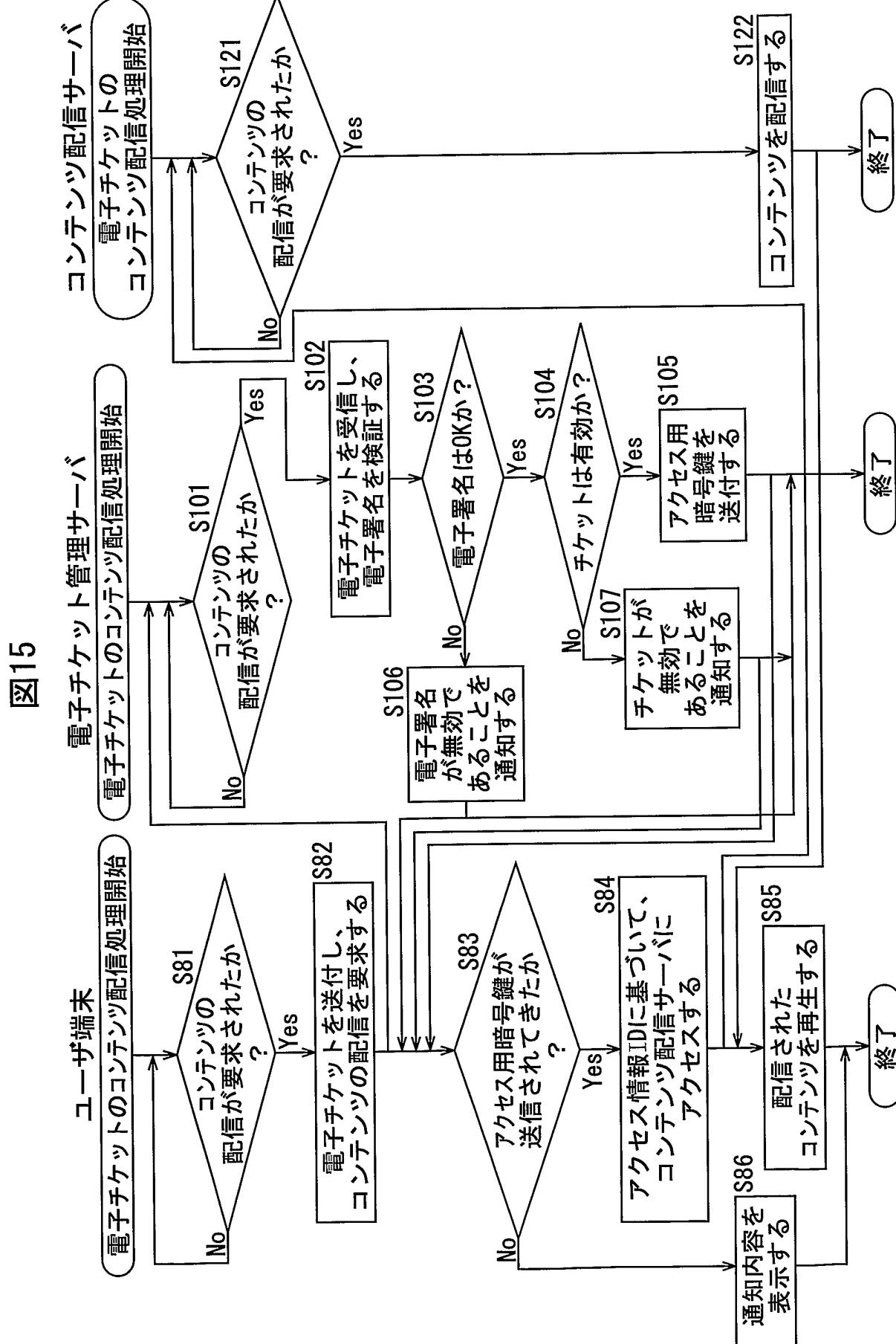
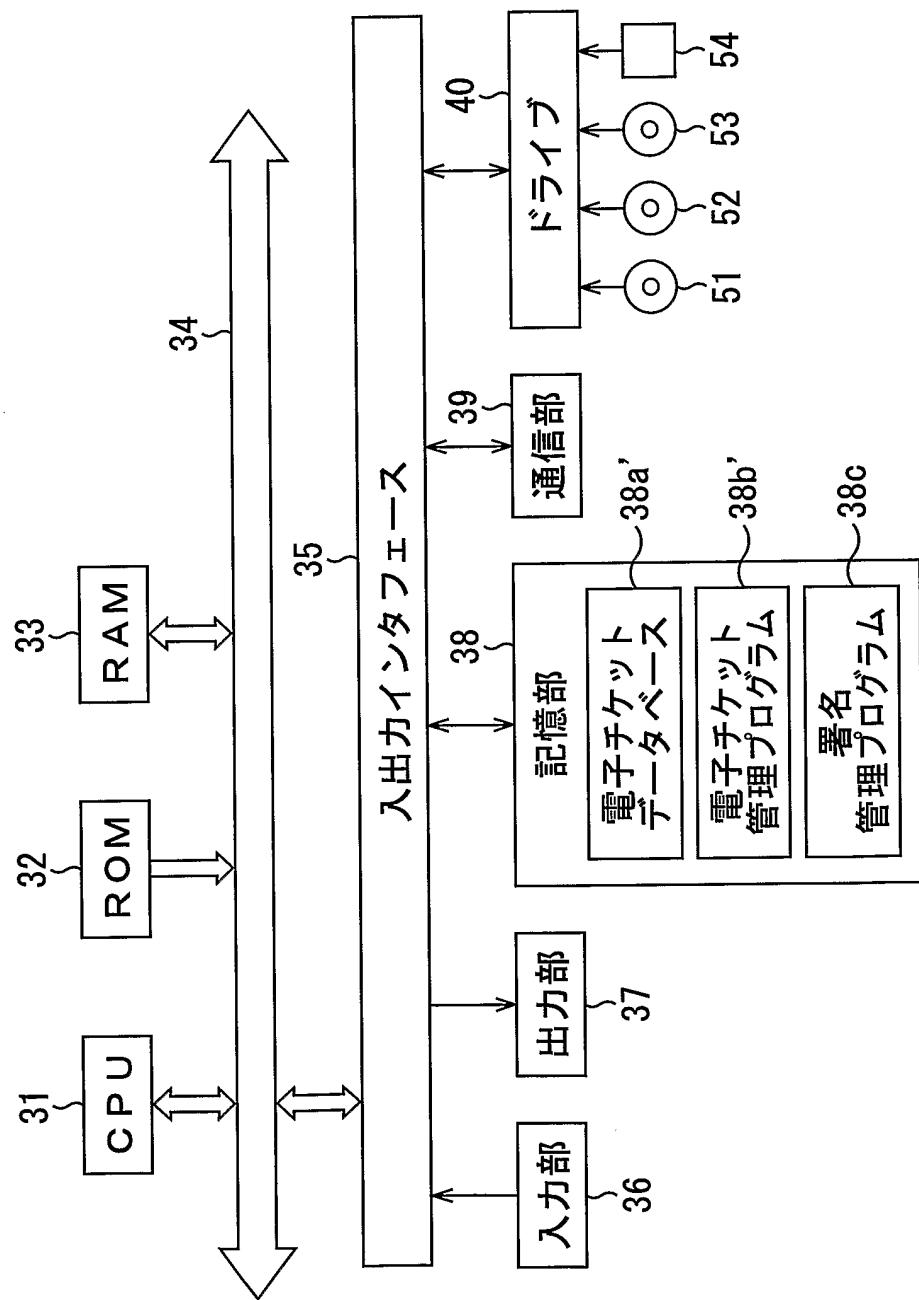
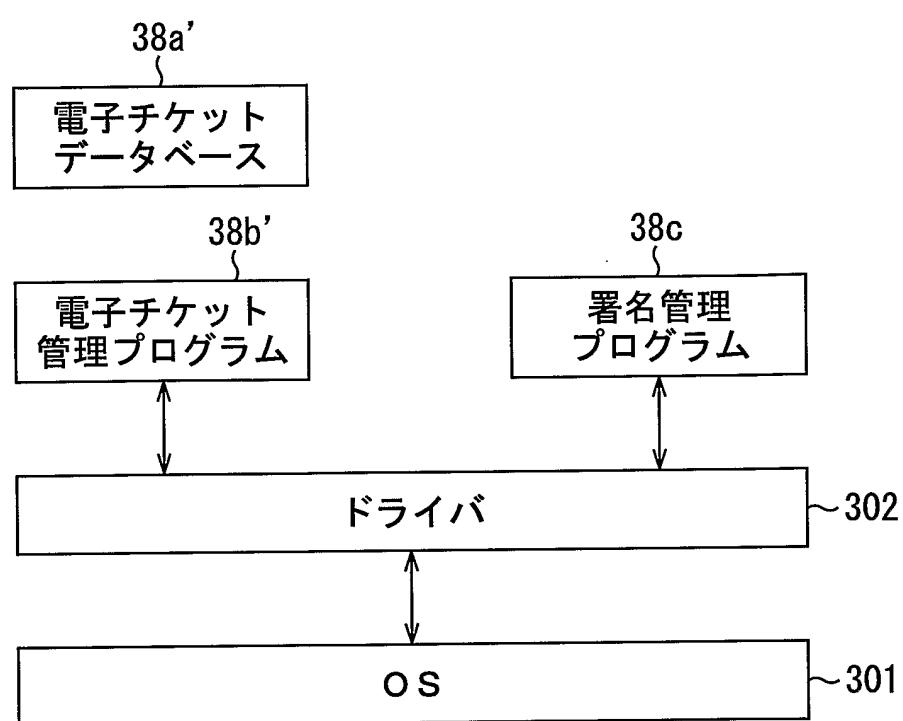


図16



15/39

図17

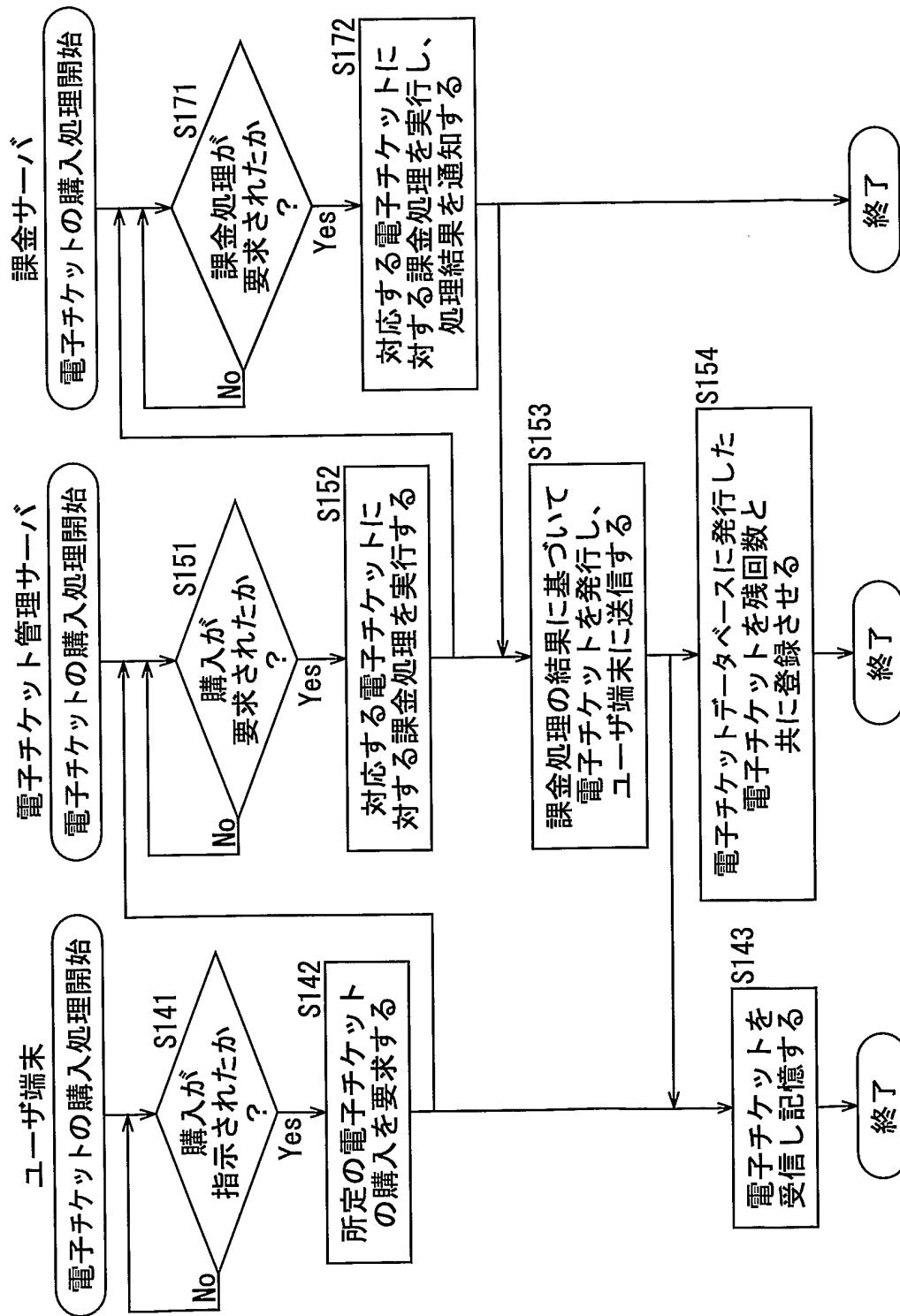


16/39

図18

		電子チケットS	電子チケットT	電子チケットU	電子チケットV	電子チケットW	電子チケットZ
チケットID	T11	T22	T33	T44	T55	T66	
アクセス情報ID	http://aaa.com/	http://bbb.com/	http://ccc.com/	http://ddd.com/	http://eee.com/	http://fff.com/	
アクセス用暗号鍵	AA1	BB1	CC1	DD1	EE1	FF1	
残回数	1	2	10	3	5	1	

19



18/39

図20

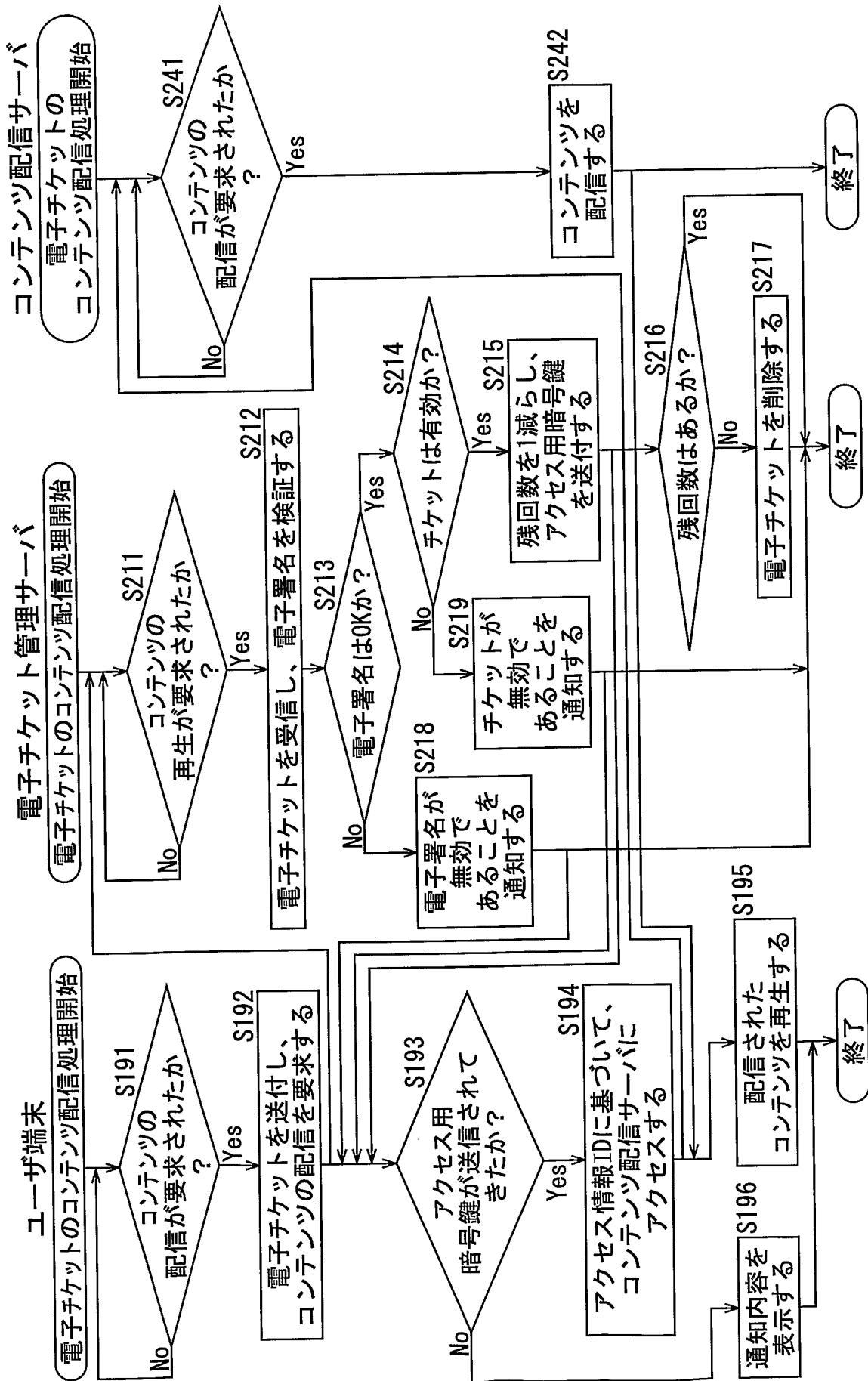


図21

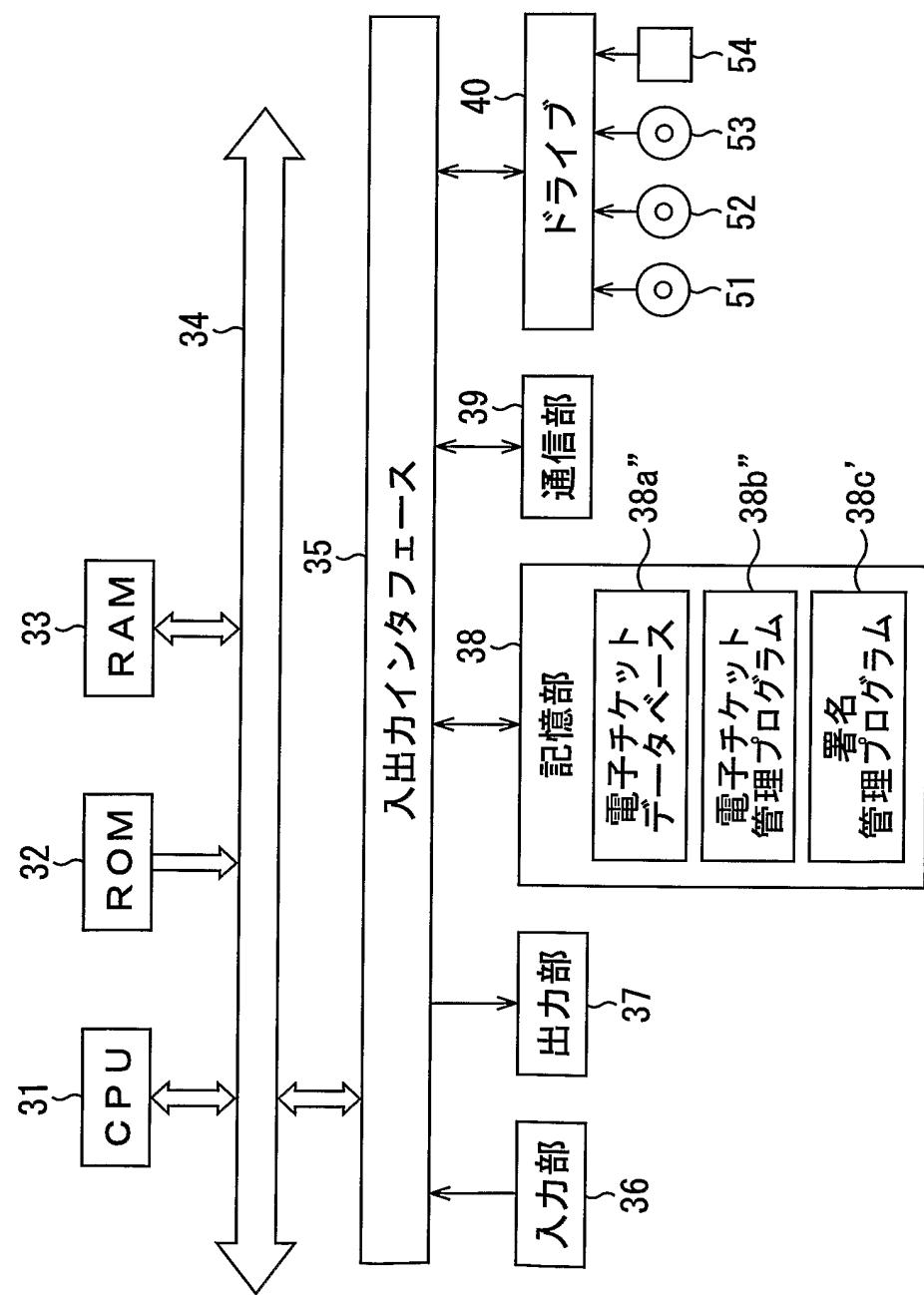
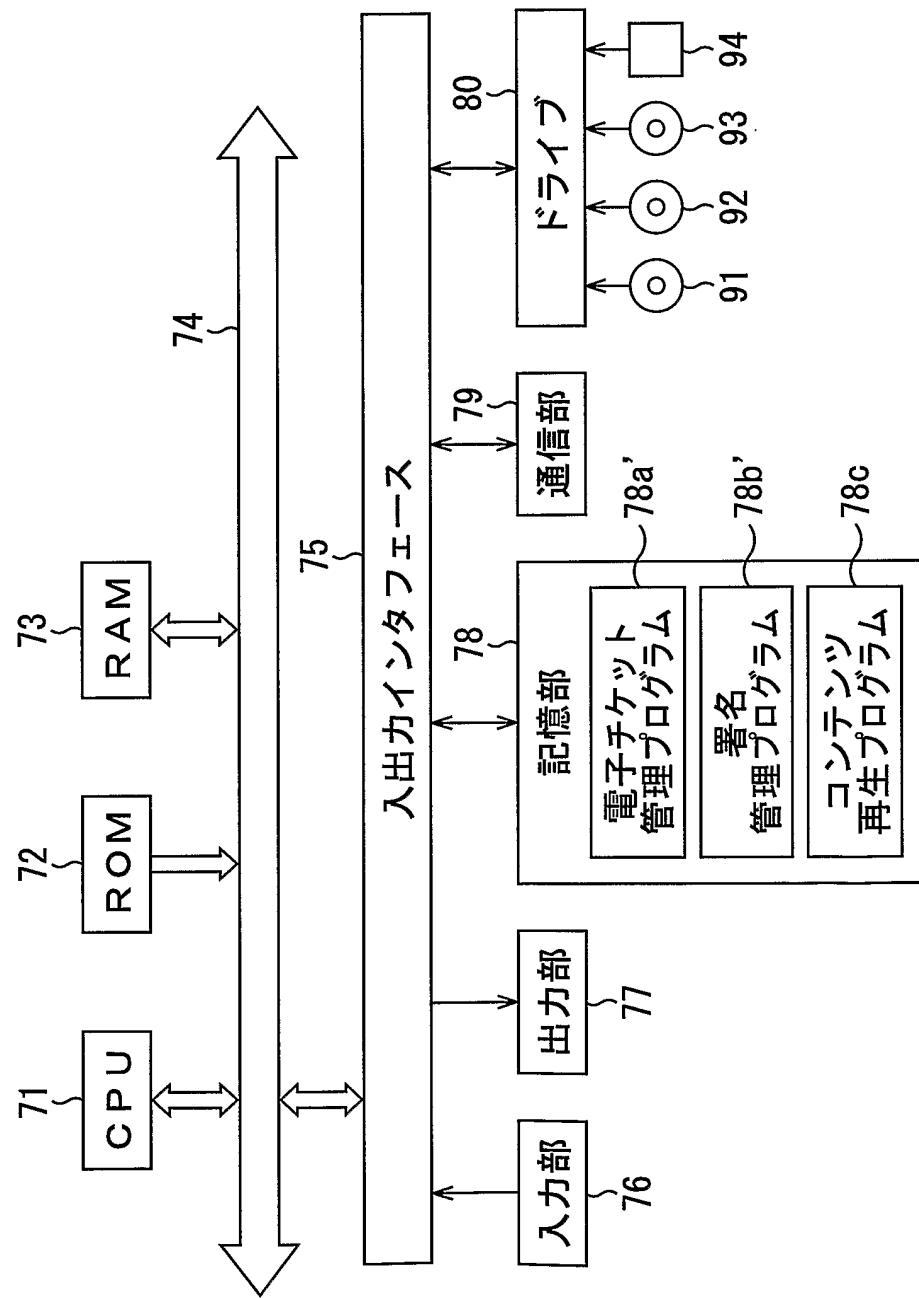
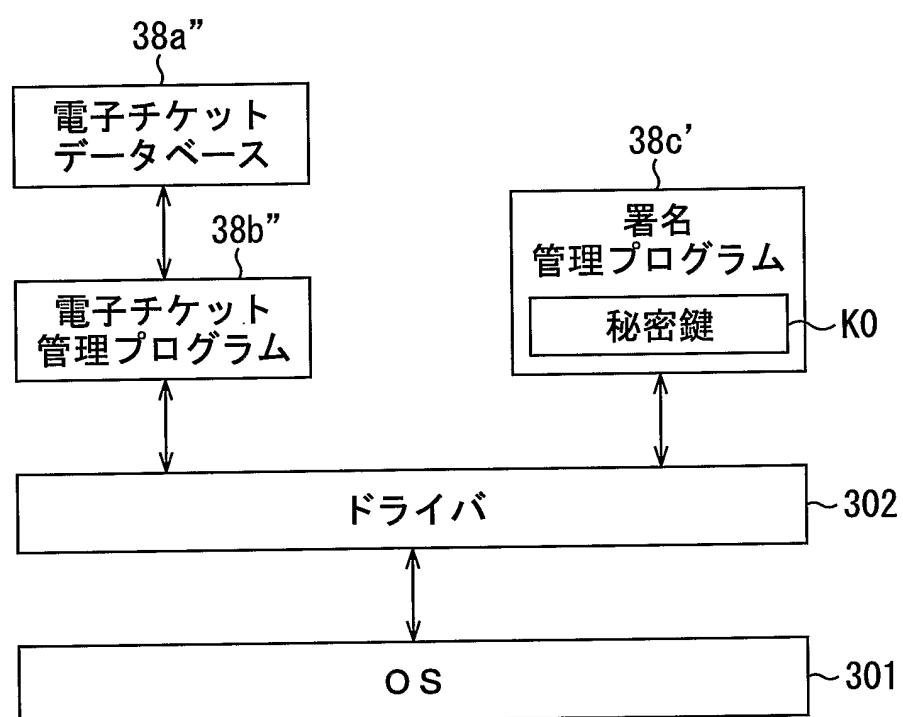


図22



21/39

図23

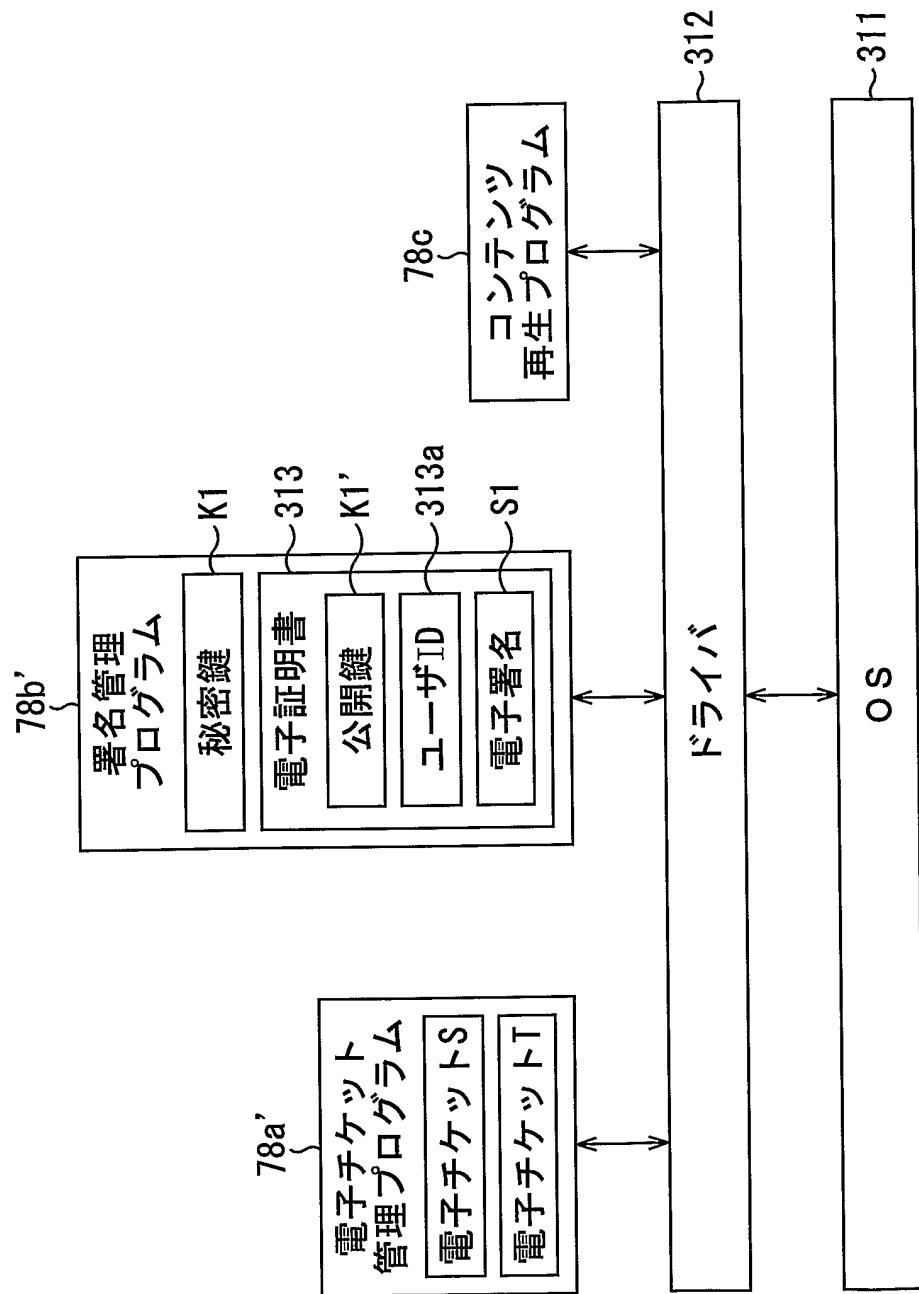


22/39

図24

	電子チケットS	電子チケットT	電子チケットU	電子チケットV	電子チケットW	電子チケットZ
チケットID	T11	T22	T33	T44	T55	T66
アクセス情報ID	http://aaa.com/	http://bbb.com/	http://ccc.com/	http://ddd.com/	http://eee.com/	http://fff.com/
アクセス用暗号鍵	AA1	BB1	CC1	DD1	EE1	FF1
残回数	1	2	10	3	5	1
ユーザID	111	222	333	444	555	666

図25

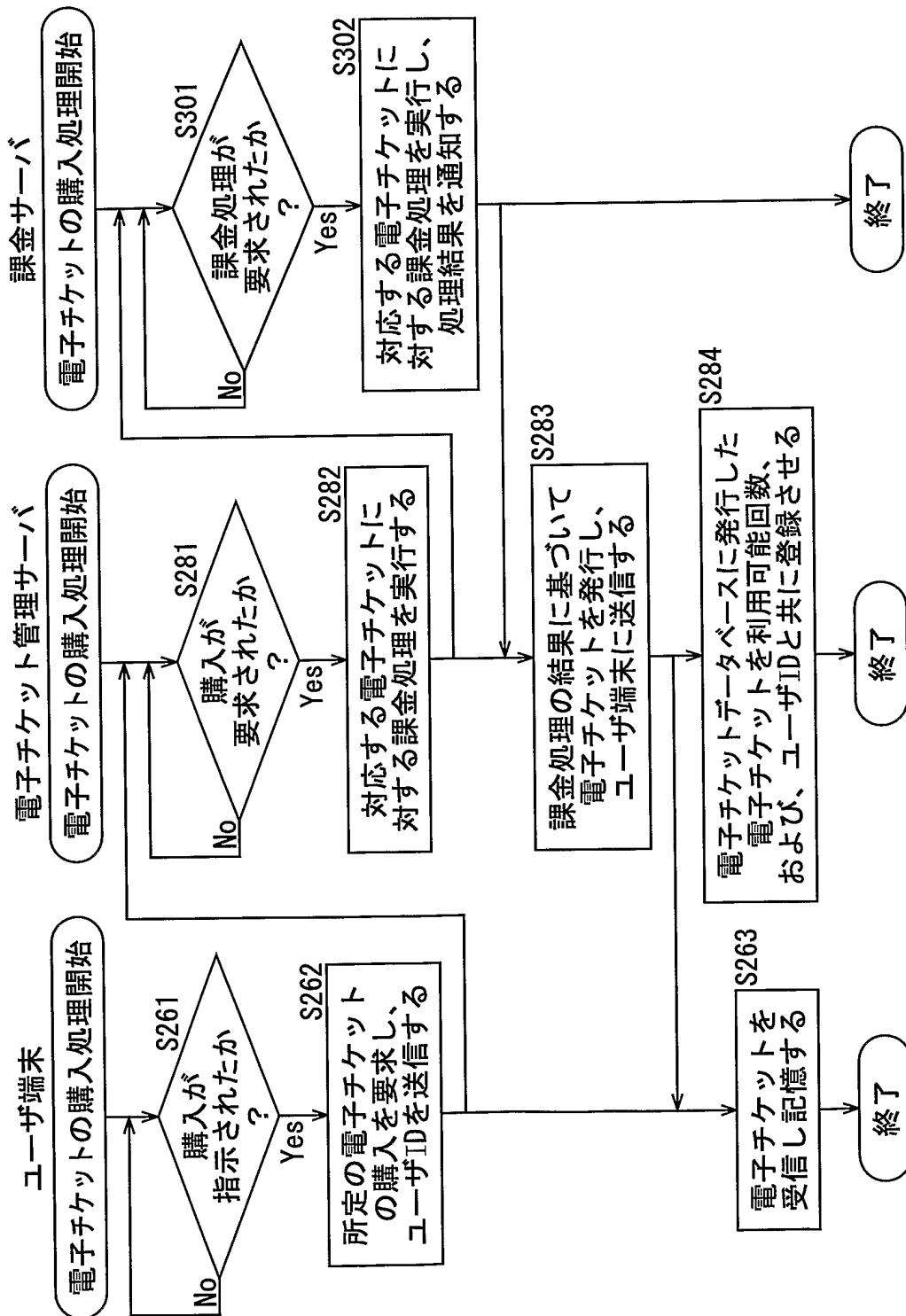


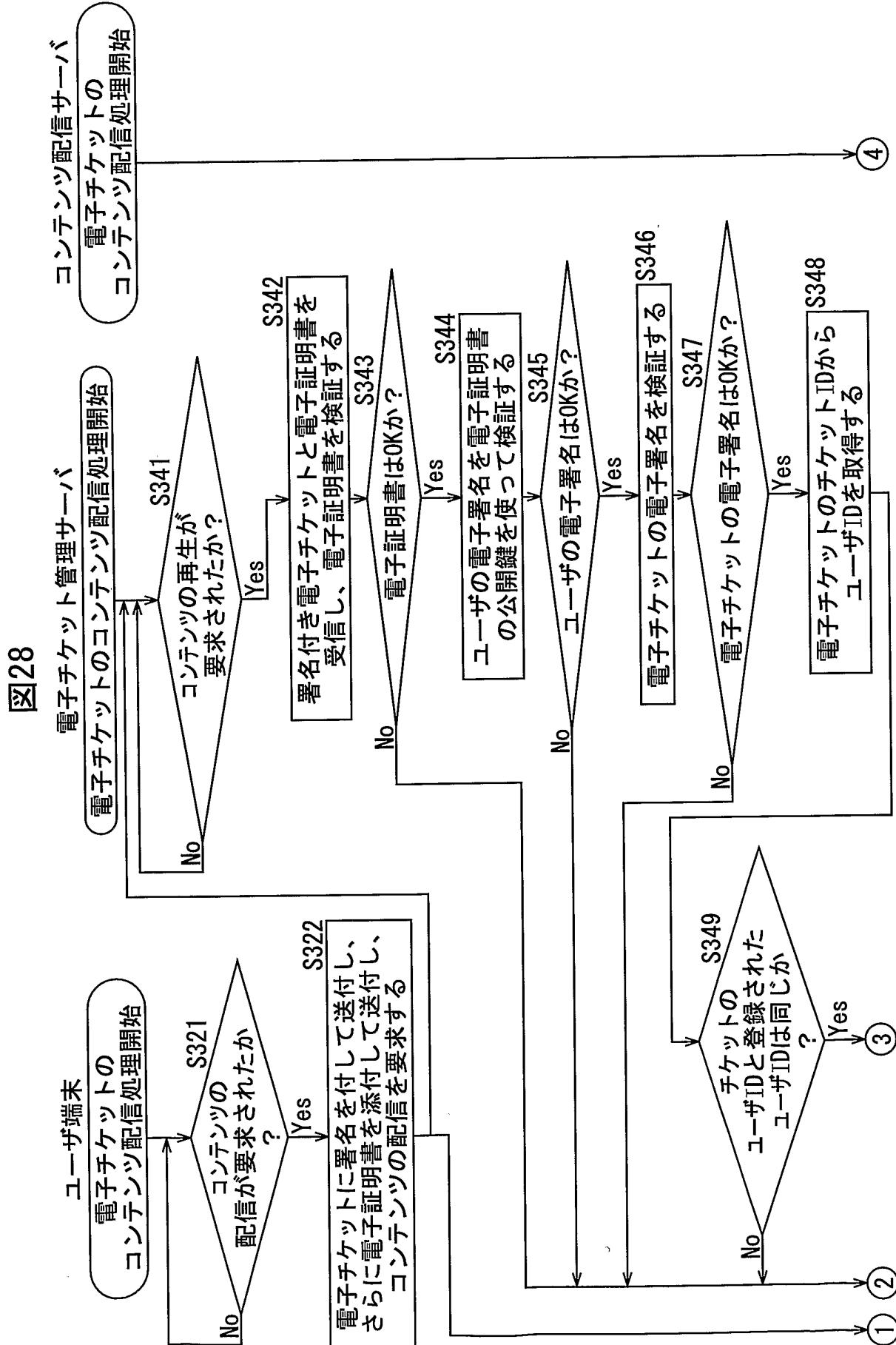
24/39

図26

電子チケット
電子署名

図27





27 / 39

図29

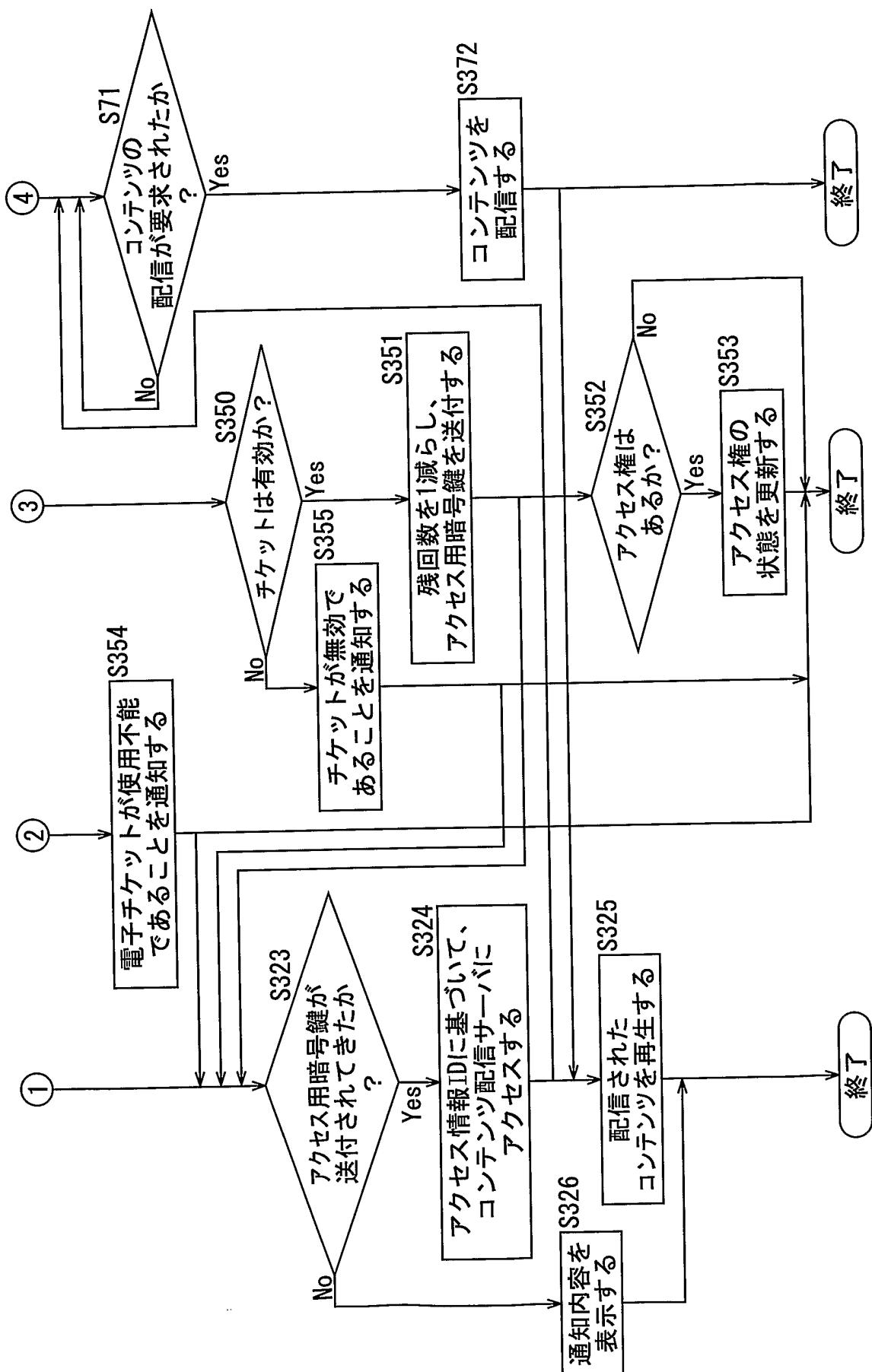


図30

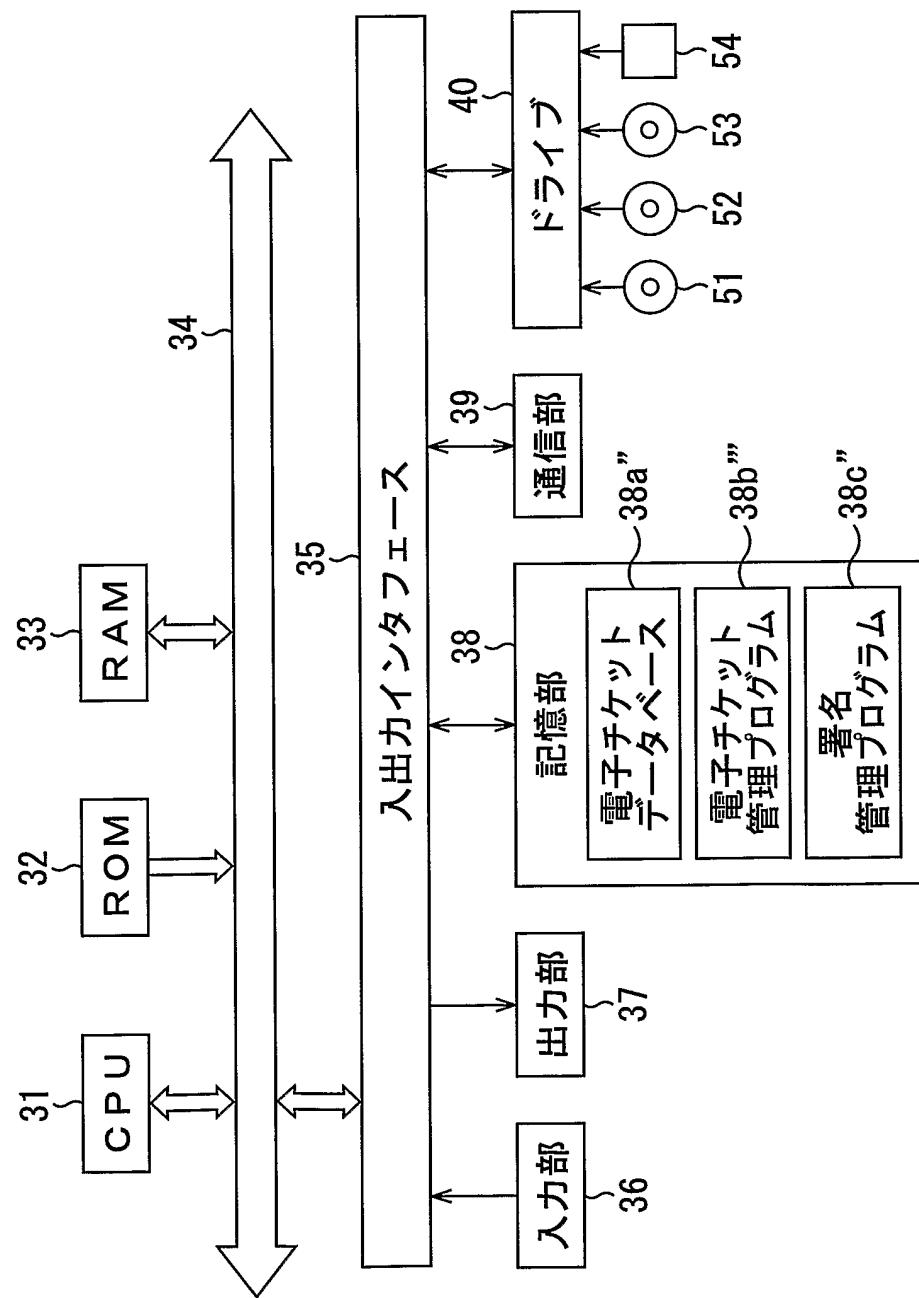
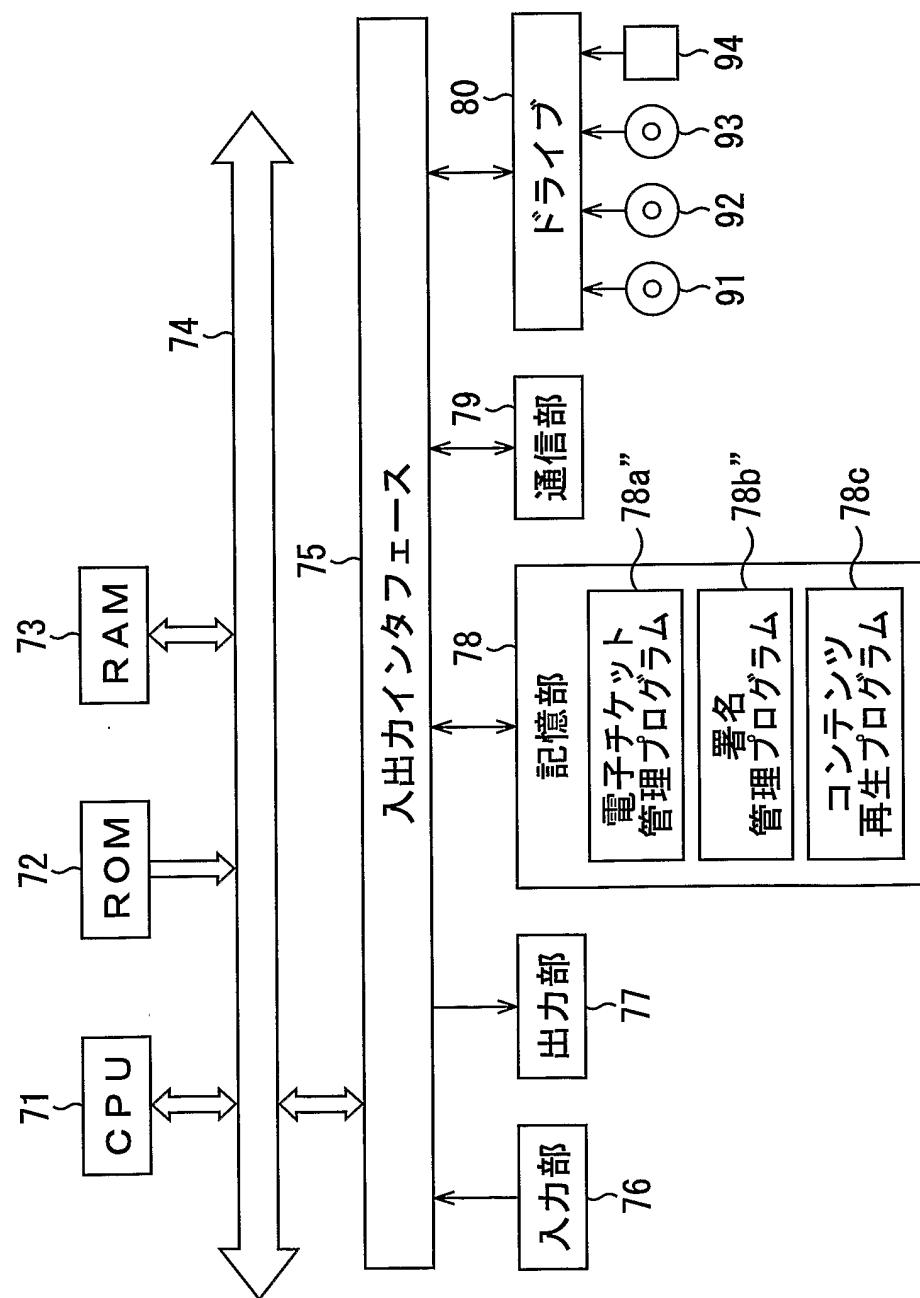
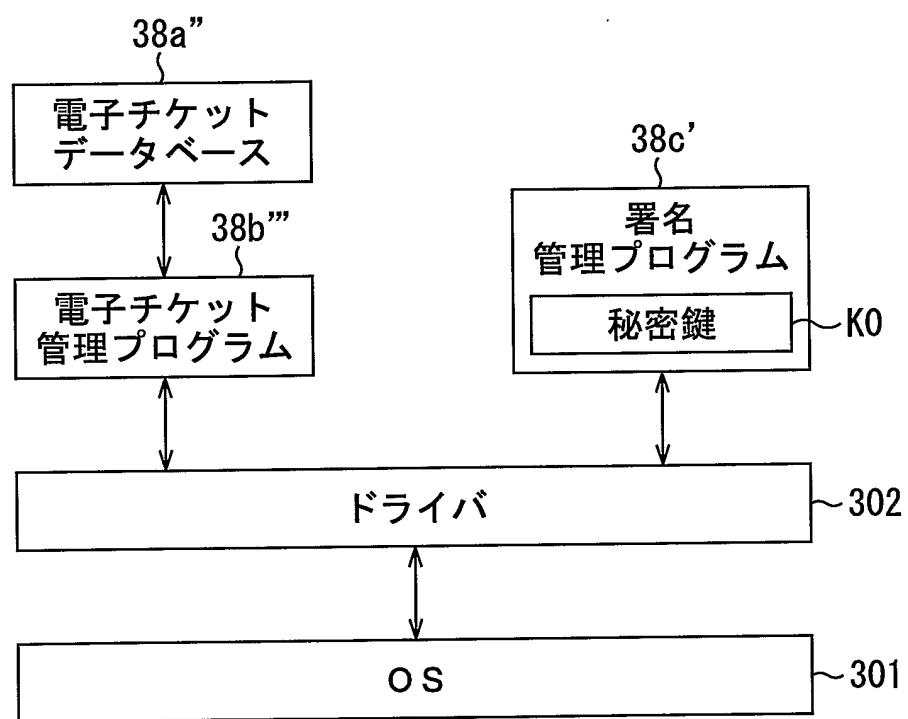


図31



30/39

図32



31/39

図33

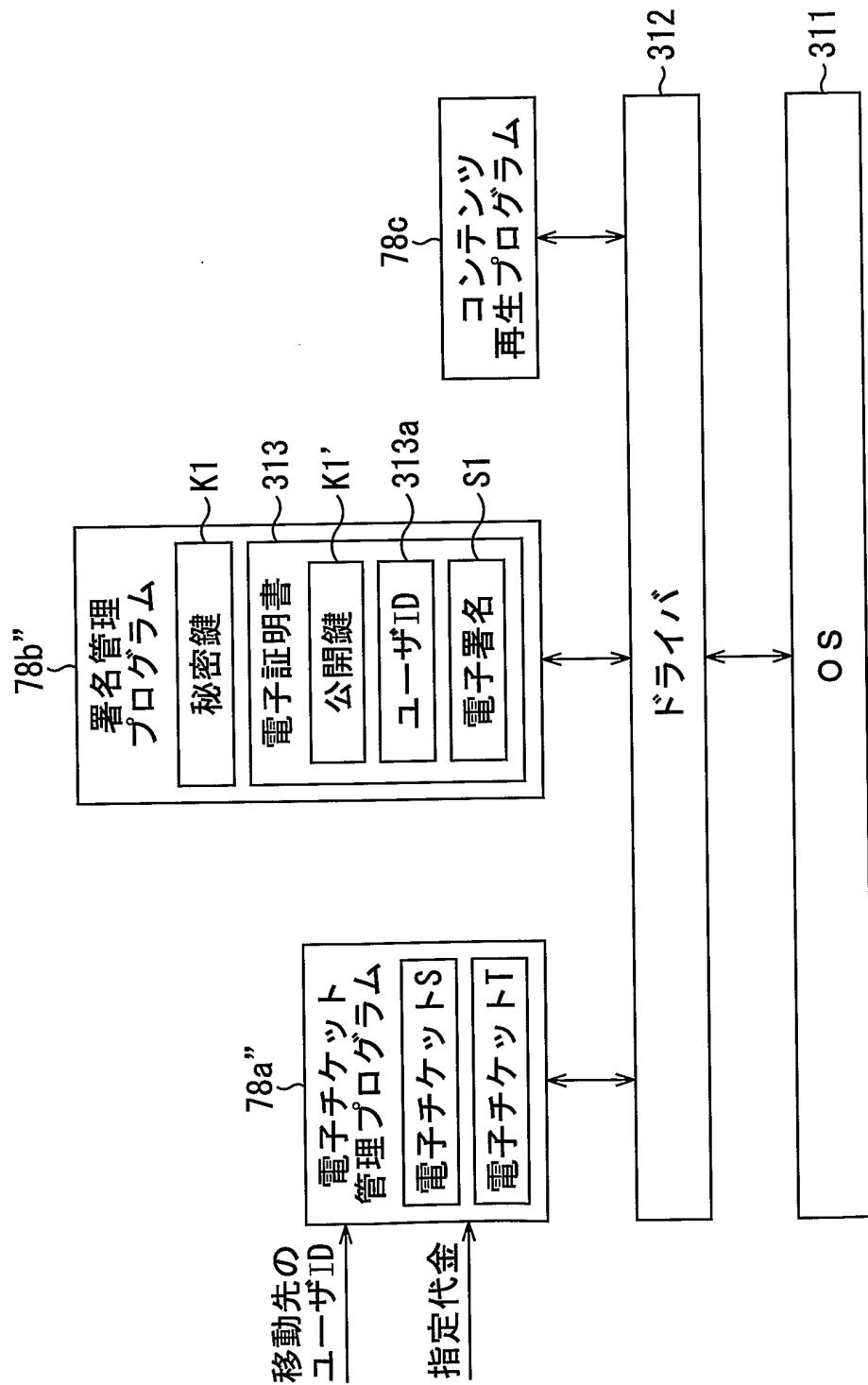
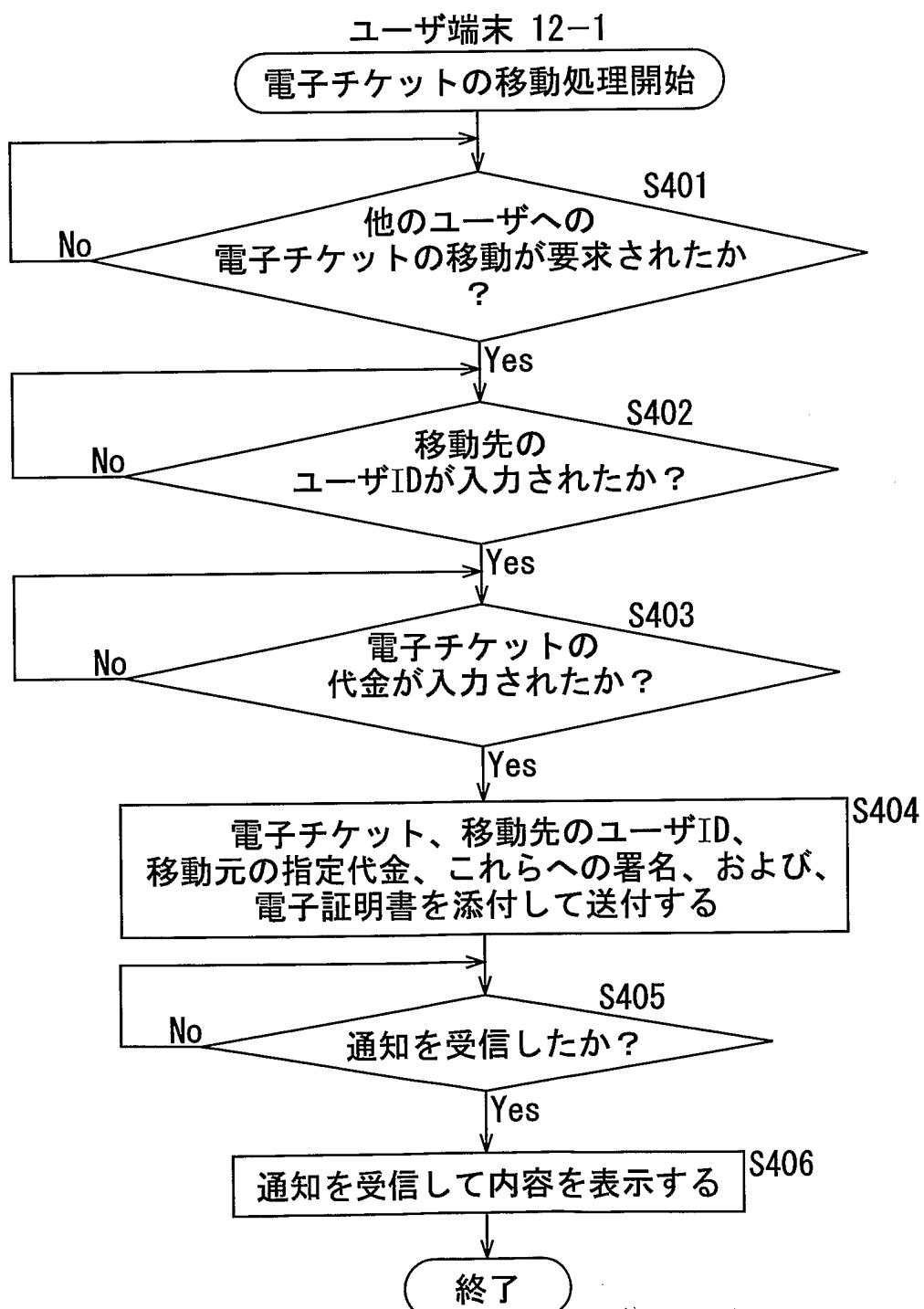


図34



33/39

図35

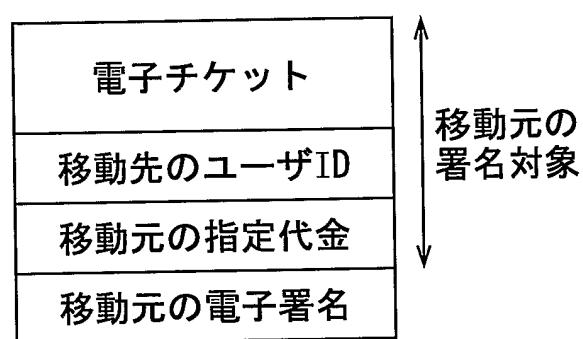
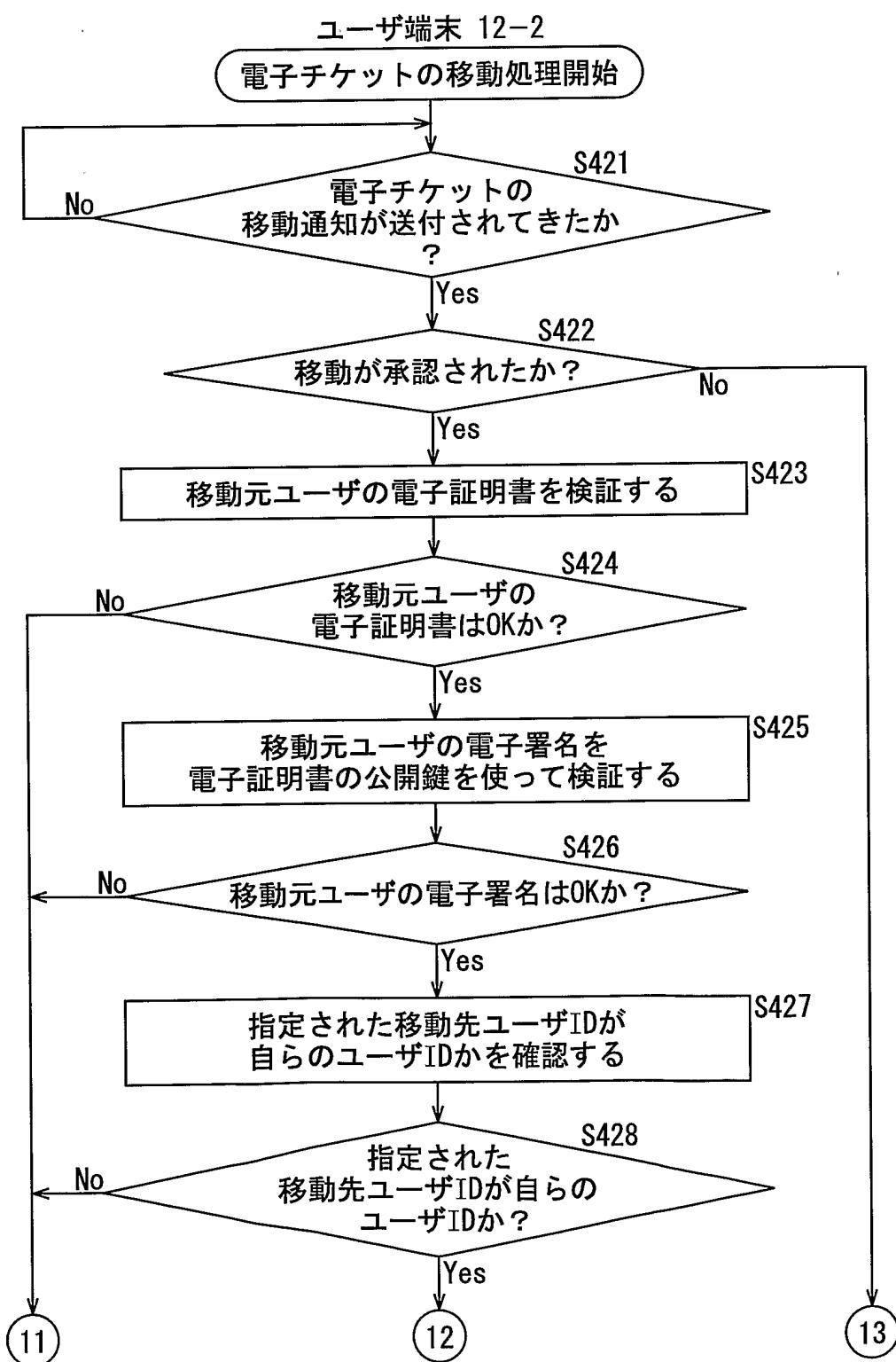
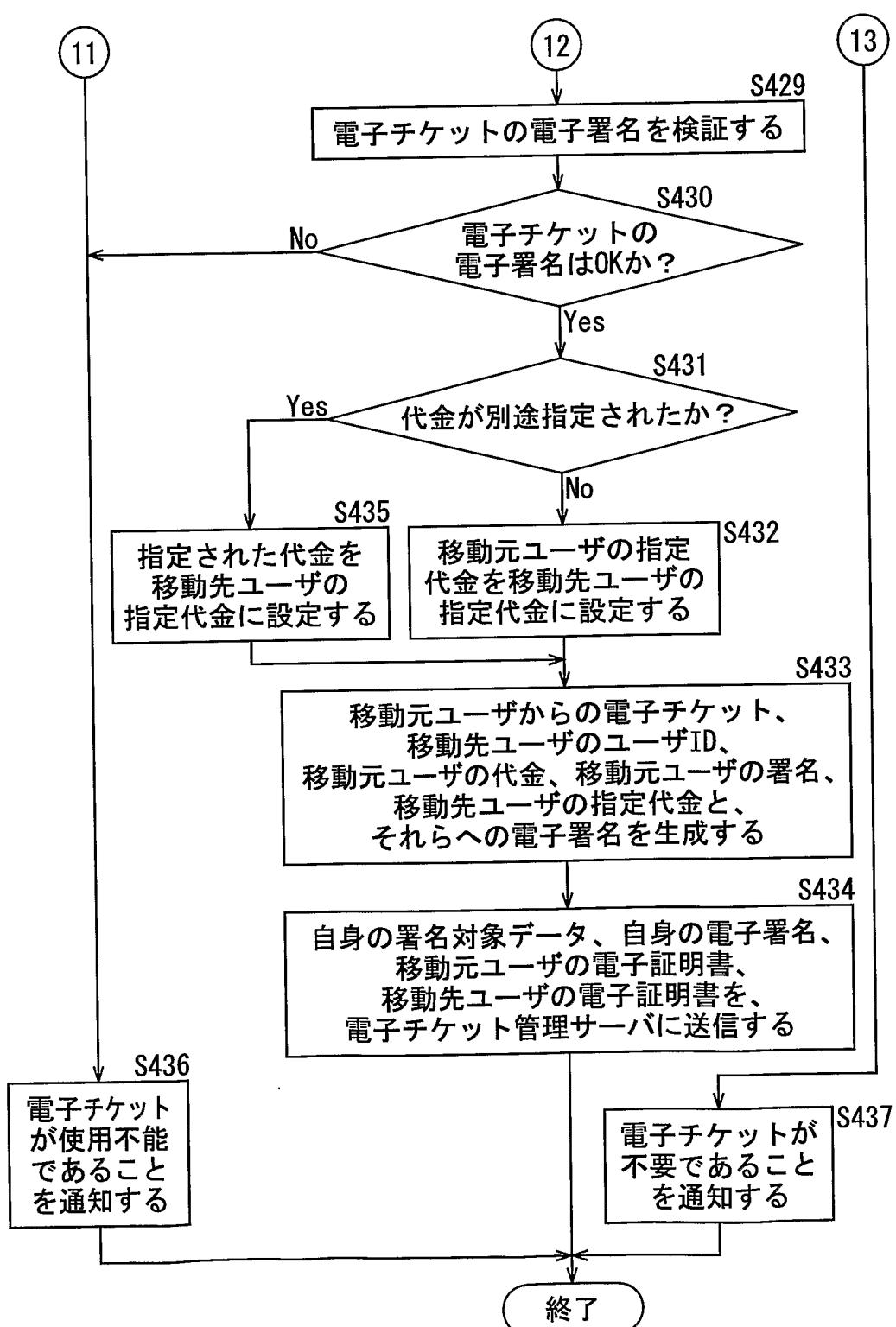


図36



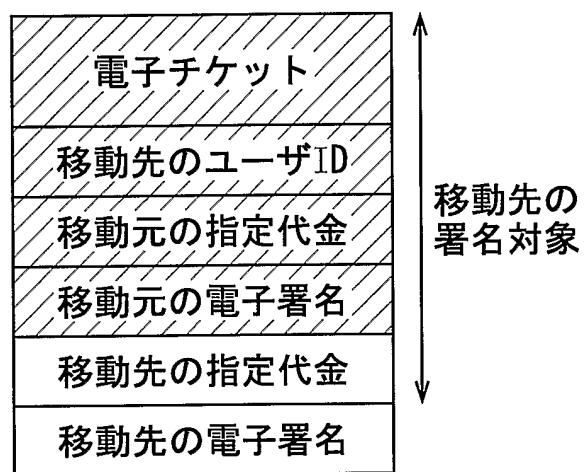
35/39

図37



36/39

図38



37 / 39

図39

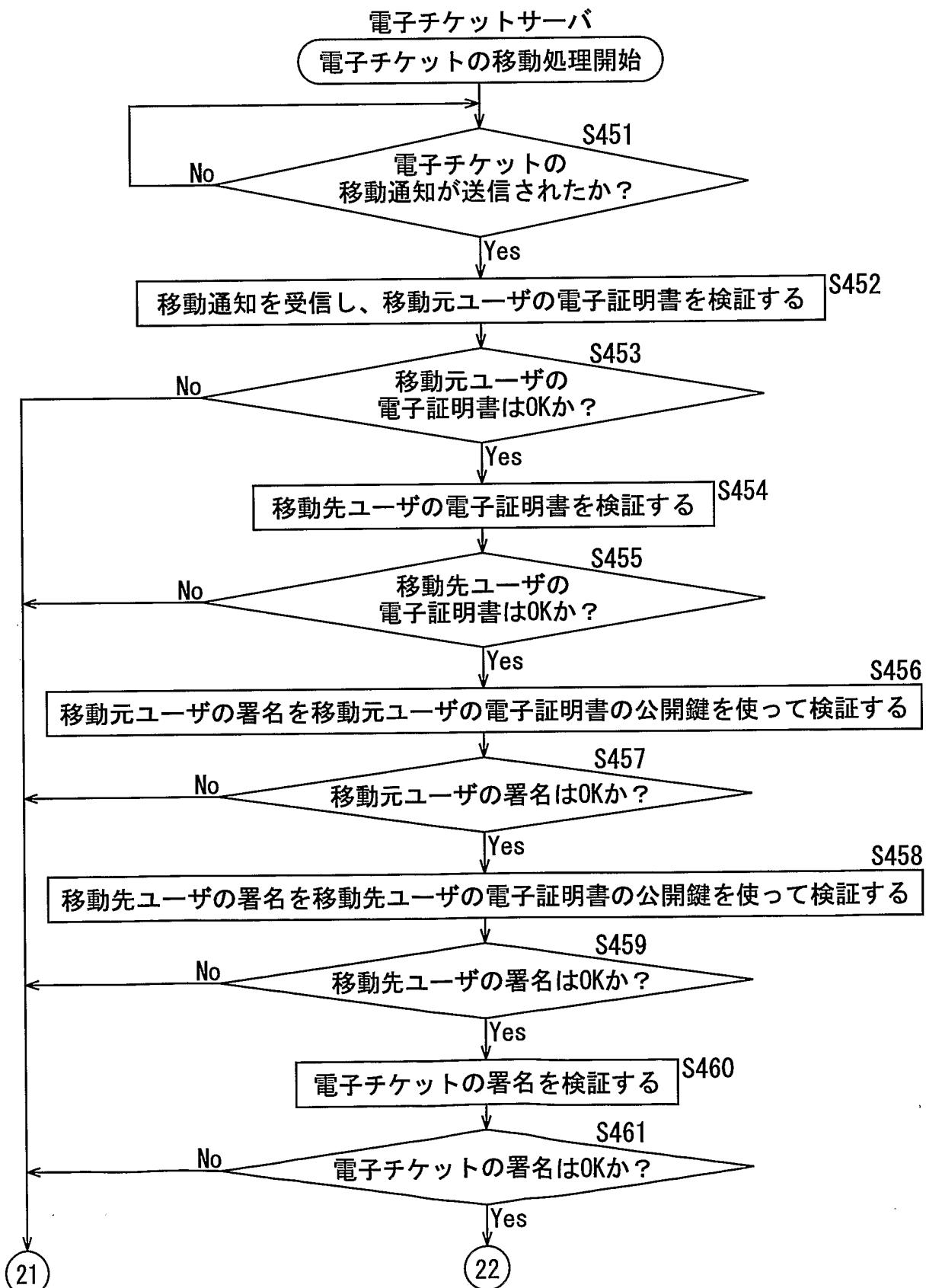


図40

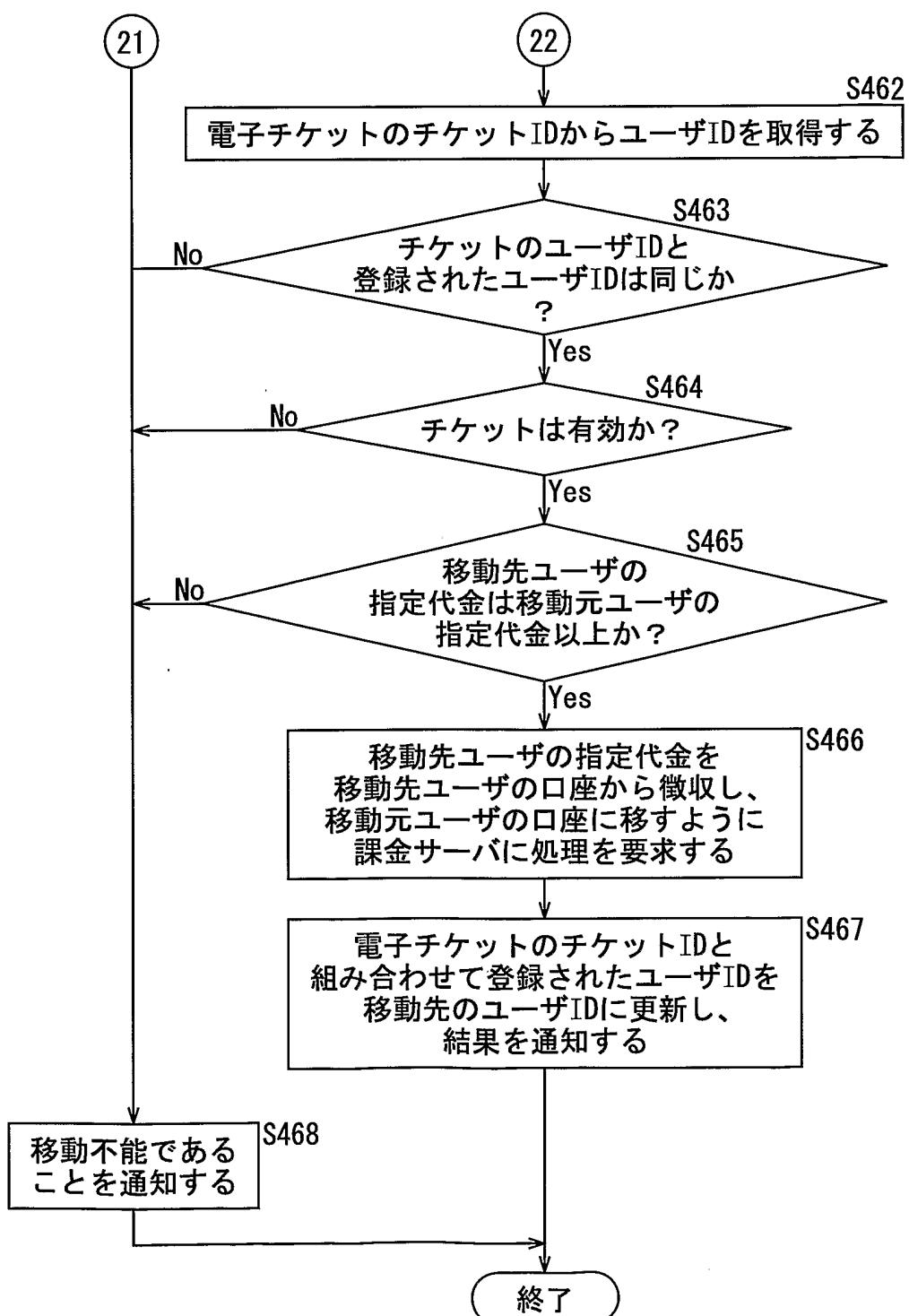
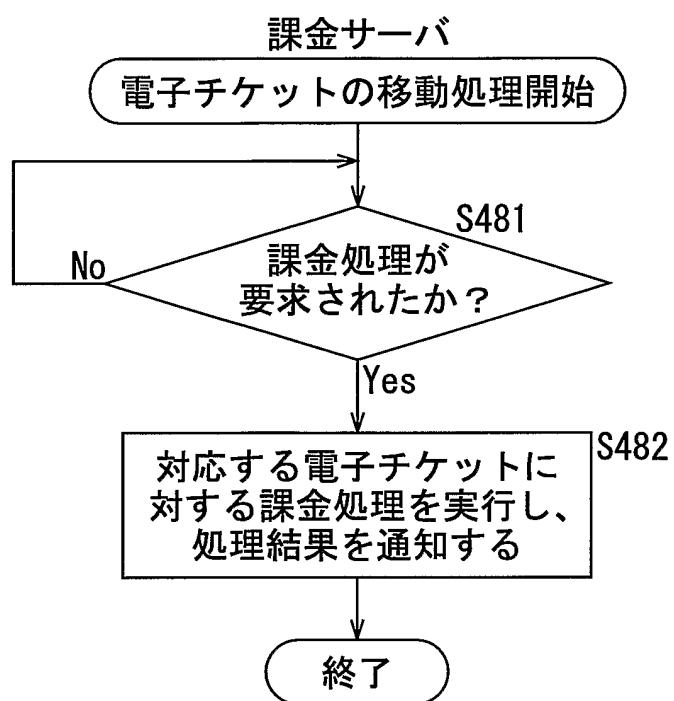


図41



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP03/05604

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
Int.Cl⁷ G06F15/00, 12/14, 17/60, H04L9/32

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

Int.Cl⁷ G06F15/00, 12/14, 17/60, H04L9/32

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2003
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2003	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2003

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US 2002/18566 A1 (Hitachi, Ltd., Tokyo), 14 February, 2002 (14.02.02), Full text; all drawings & EP 1176490 A2 & JP 2002-32344 A Full text; all drawings	1-28
A	JP 2000-209562 A (Canon Inc.), 28 July, 2000 (28.07.00), Full text; all drawings (Family: none)	1-28
A	US 2002/26581 A1 (Sony Corp.), 28 February, 2002 (28.02.02), Full text; all drawings & JP 2002-73573 A Full text; all drawings	1-28

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

- * Special categories of cited documents:
- "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- "E" earlier document but published on or after the international filing date
- "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

- "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
- "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
- "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
- "&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search 27 May, 2003 (27.05.03)	Date of mailing of the international search report 10 June, 2003 (10.06.03)
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office	Authorized officer
Facsimile No.	Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORTInternational application No.
PCT/JP03/05604

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	JP 9-114787 A (Nippon Telegraph And Telephone Corp.), 02 May, 1997 (02.05.97), Full text; all drawings (Family: none)	1-28
A	JP 2002-15146 A (NEC Corp.), 18 January, 2002 (18.01.02), Full text; all drawings (Family: none)	1-28
A	Hironobu YAMAMOTO et al., "Chosakuken o Hogo shita Ongaku Haishin Platform, NTT R & D", The Telecommunications Association, 10 October, 1999 (10.10.99), Vol.48, No.10, pages 762 to 769	1-28
A	Masayuki NAKAE et al., "User Yokyu ni Tekigo shita Service o Teikyo suru Capsule-ka Contents", Information Processing Society of Japan Kenkyu Hokoku (99-EIP-3), Information Processing Society of Japan, 30 January, 1999 (30.01.99), Vol.99, No.11, pages 79 to 86	1-28

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））
 Int.C1.7 G06F15/00, 12/14, 17/60,
 H04L9/32

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））
 Int.C1.7 G06F15/00, 12/14, 17/60,
 H04L9/32

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報 1922-1996年
 日本国公開実用新案公報 1971-2003年
 日本国登録実用新案公報 1994-2003年
 日本国実用新案登録公報 1996-2003年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
A	US 2002/18566 A1(Hitachi, Ltd., Tokyo) 2002.02.14, 全文, 全図 & EP 1176490 A2 & JP 2002-32344 A 全文, 全図	1-28
A	JP 2000-209562 A(キャノン株式会社) 2000.07.28, 全文, 全図(ファミリーなし)	1-28
A	US 2002/26581 A1(Sony Corporation) 2002.02.28, 全文, 全図 & JP 2002-73573 A 全文, 全図	1-28

C欄の続きにも文献が列挙されている。

パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
- 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
- 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）
- 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの

「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの

「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの

「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 27.05.03	国際調査報告の発送日 10.06.03
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/JP） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 中野 裕二 印 電話番号 03-3581-1101 内線 3545

C(続き) .	関連すると認められる文献	関連する 請求の範囲の番号
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	
A	JP 9-114787 A(日本電信電話株式会社) 1997.05.02, 全文, 全図(ファミリーなし)	1-28
A	JP 2002-15146 A(日本電気株式会社) 2002.01.18, 全文, 全図(ファミリーなし)	1-28
A	山本 博伸ほか4名, 著作権を保護した音楽配信プラットフォーム, NTT R&D, 社団法人電気通信協会, 1999.10.10, 第48巻 第10号, p. 762-769	1-28
A	中江 政行ほか2名, ユーザ要求に適合したサービスを提供するカプ セル化コンテンツ, 情報処理学会研究報告(99-EIP-3), 社団法人情報処理学会, 1999.01.30, Vol. 99 No. 11, p. 79-86	1-28